

平成29年第1回大石田町議会定例会会議録

平成29年3月3日(金)、大石田町議会定例会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(芳賀 清君) 午前 10時00分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1番 岡崎英和 君	4番 関 幸悦 君	7番 遠藤宏司 君
2番 村形昌一 君	5番 村岡藤弥 君	8番 齋藤公一 君
3番 小玉 勇 君	6番 大山二郎 君	9番 芳賀 清 君
		10番 星川 久 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	庄司喜與太君	保健福祉課長	柿崎信一君
副町長	横山利一君	産業振興課長	
教育長	布川 元君	(兼)農業委員会事務局長	井苺清隆君
総務課長	二藤部康暢君	建設課長	間宮 実君
まちづくり推進課長	吉田 茂君	教育文化課長	荒井義孝君
町民税務課長 (兼)会計管理者	大沼弘子君	総務課総務主幹	八鍬 誠君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	高橋慎一
議会事務局議会主査	大沼裕子

提出議案目録

- 議案第 2 号 平成28年度大石田町一般会計補正予算(第8回)
議案第 3 号 平成28年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)
議案第 4 号 平成28年度大石田町次子簡易水道特別会計補正予算(第3回)
議案第 5 号 平成28年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第4回)
議案第 6 号 平成28年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)
議案第 7 号 平成28年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第2回)
議案第 8 号 平成28年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
議案第 9 号 平成29年度大石田町一般会計予算
議案第10号 平成29年度大石田町国民健康保険特別会計予算
議案第11号 平成29年度大石田町次子簡易水道特別会計予算
議案第12号 平成29年度大石田町学校給食事業特別会計予算
議案第13号 平成29年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算
議案第14号 平成29年度大石田町介護保険特別会計予算
議案第15号 平成29年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算
議案第16号 大石田町町民交流センター設置条例の設定について
議案第17号 大石田町交流センターの設置及び管理に関する条例の設定について
議案第18号 大石田町子育て世代活動支援センターの設置及び管理に関する条例の設定について
議案第19号 大石田町保健センターの設置及び管理に関する条例の設定について
議案第20号 大石田町立図書館条例の設定について
議案第21号 大石田駅前賑わい拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第22号 大石田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号 大石田町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号 大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号 大石田町教育長の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号 大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号 大石田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第28号 大石田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号 大石田町過疎地域自立促進計画の一部変更について
議案第30号 次子辺地に係る総合整備計画の一部変更について
議案第31号 大石田町都市施設の指定管理者の指定について
議案第32号 大石田町クロスカルチャープラザ「桂桜会館」の指定管理者の指定について
議案第33号 大石田町老人いこいの家の指定管理者の指定について
議案第34号 人権擁護委員の推薦について
議案第35号 山形県市町村職員退職手当組合規約の変更について

追加

- 議案第36号 町道上北原線外凍雪害防止(流雪溝)工事変更請負契約の締結について

議 事 の 経 過

1. 議長(芳賀清君)

おはようございます。

ただ今から、平成29年第1回大石田町議会定例会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により、

3番 小 玉 勇 君

4番 関 幸 悦 君の2名を指名します。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては、議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 齋 藤 公 一 君。

1. 議会運営委員会委員長(齋藤公一君)

おはようございます。

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る、2月16日告示、本日招集されました本年第1回定例会の会期・議事運営等について、2月24日に議会運営委員会を開き、提出される案件及び町政一般質問に関する質問等を考慮し慎重に協議した結果、第1回定例会は、皆さんのお手元に配布している会期議事日程のとおりであります。

すなわち、本定例会は本日より3月14日までの12日間の会期とすることとし、その内容について説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと存じます。

第1日目、すなわち本日ではありますが、ただ今報告している会期の決定をいただき、諸般の報告をしていただきます。諸般の報告では、議長の諸般の報告ののうち一部事務組合議会の報告を組合議員の代表の議員からしていただきます。

次に、町長及び教育長より行政報告をしていただきます。

続いて、本定例会に提出されている請願1件を、関係する常任委員会に審査付託していただきます。

次に、議案の上程であります。本定例会に提出されている議案34件を一括して上程し、平成29年度町長の施政要旨、及び提出議案についての町長の提案理由の説明、並びに担当課長の補足説明をしていただきます。

終了次第、第1日目の本会議は散会とし、議場に於いて全員協議会を開催し、本定例会の議案説明及び各課所管事項の報告をしていただきたい考えであります。

第2日目3月4日、第3日目3月5日は休会といたす考えであります。

第4日目3月6日は、第1日目に引き続き全員協議会を午前10時より開催し、本定例会の議案説明及び各課所管事項の報告をしていただき、終了次第、全員協議会を閉会したい考えであります。

第5日目3月7日は、午前10時開議、年度末であることを考慮しただちに議案の審議を行います。議案第2号から議案第8号、議案第16号から議案第33号まで、及び議案第35号については質疑、討論、表決を行い、議案第34号の人事案件については質疑、表決を行います。

議案の審議が終結後、予算特別委員会の設置を議題としていただき、特別委員会設置後、平

成29年度各会計予算7件を一括して予算特別委員会に審査付託していただき、本議会を散会する考えであります。

本会議散会后、予算特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選を行い、終了次第、予算特別委員会を散会する予定であります。

その後、本会議より付託を受けた請願を審査するために、厚生産建常任委員会を開催していただき、付託事件の審査をしていただきます。

第6日目3月8日は、午前10時開議、5名の町政一般に関する質問を行い、一般質問が終結後、本会議を散会する考えであります。

第7日目3月9日は、午前10時開議、予算特別委員会を開催し議会事務局、総務課、町民税務課、出納室及びまちづくり推進課所管の課別審査を行い、終了次第散会する考えであります。

第8日目3月10日、午前10時開議、予算特別委員会課別審査を前日に引き続き実施していただき、保健福祉課、産業振興課・農業委員会所管の説明、質疑を行い、それぞれ終了次第散会する考えであります。

第9日目3月11日、及び第10日目3月12日は休会といたす考えであります。

第11日目3月13日は、午前10時開議、予算特別委員会課別審査を引き続き実施していただき、教育文化課、建設課所管の説明、質疑を行い、それぞれ終了次第散会する考えであります。

第12日目3月14日、すなわち最終日であります。午前10時開議し、前日に引き続き予算特別委員会を開催していただき、付託議案7件についての総括審査を行い、質疑、討論、表決をしていただき予算特別委員会を閉会したい考えであります。

その後、本会議を開催し予算特別委員会からの審査の結果について報告を求め、議案を議了していただく考えであります。

続いて、本会議から審査付託を受けております請願の審査結果について、関係する常任委員長より報告を求め、質疑、討論、表決をしていただきます。

次に、議員派遣の件を決定いただき、全日程を終了するという日程であります。

なお、この間の詳細な日程については、皆さんのお手元に配布してあります会期・議事日程のとおりであります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり、皆さんのご賛同とご協力といただき会議を進めて下さるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

平成29年3月3日 大石田町議会運営委員会委員長 齋藤 公一。

1. 議長(芳賀清君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本定例会の会期は、本日より3月14日までの12日間とすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日より3月14日までの12日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 諸般の報告を申し上げます。はじめに、議長の諸般の報告を申し上げます。

去る2月16日、山形市において山形県町村議会議長会第68回定期総会が開催され議長が出席いたしました。

会議では、平成29年度事業計画及び収入支出予算等について審議決定し、地方創生の推進や議会機能の強化、過疎・豪雪地帯の振興などを盛り込んだ決議が採択されました。以上で、議長の諸般の報告を終わります。

続いて、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会平成28年12月臨時会に関する事項の報告を求めます。8番 齋藤 公一 君。

1. 8番(齋藤公一君)

私から、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の行政報告をいたします。

28年の12月の20日、臨時議会が開催されました。議案としては2件であります。いずれも原案どおり可決をしていただいております。

第8号議案の尾花沢市大石田町環境衛生事業組一般会計補正予算。これ78万8,000円ですが、いずれもあのネットワーク関係とかパソコン購入ということでもあります。

あと2号議案のほうは尾花沢特環というごどで、尾花沢市のほうで全部支出をしているわけですが、約1,200万の追加予算ということでもあります。これは尾花沢市でありますので、一応そういうことで報告させていただきます。違いました。失礼しました。尾花沢特環の場合は120万ということでもあります。以上、市のほうでやっておりますので、一応そういうことで報告いたします。

1. 議長(芳賀清君)

次に、北村山公立病院組合議会平成28年第3回定例会に関する事項の報告を求めます。3番
小玉 勇 君。

1. 3番(小玉勇君)

去る、12月26日に開催されました第3回定例会の報告をいたします。

この第3回議案には4件の議事がありまして、一つは、北村山公立病院の一般職の職員の給与に関する条例の改正ということで、これは町の12月でやったのと同じことです。

それから、三市一町の負担金額の補正。大石田町は微々、1万ちょっと安くなってるといっていか、軽減されております。

それからもう一つは、会計の補正予算第1号っていうんですけども、これは要するになんですか、入院とか患者数が少ないとかで減額補正なってるという報告です。

最後にですね、北村山公立病院の監査委員が今回代わりました。皆さんNo.2っていうの持ってますかね。17ページに、住所 村山市楯岡晦日町5番23号の古瀬さんという人に新しく代わりました。で、この方は、最後にあの米沢の税務署長を経験したプロでありますので、現在、税理士として活躍しているそうです。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

次に、北村山広域行政事務組合議会平成28年第3回臨時会に関する事項の報告を求めます。
1番 岡崎 英和 君。

1. 1番(岡崎英和君)

私のほうからは、去る12月21日に開催されました第3回北村山広域行政事務組合の第3回臨時議会の報告を行います。

議案は2件でした。補正予算187万8,000円の歳入歳出の増額の案件1点と、あとは、任期満了に伴う教育委員の再任、本町の布川 元 委員の再任の議事2件でありました。

原案どおり可決され、終了したことをご報告申し上げます。以上でございます。

1. 議長(芳賀清君)

次に、山形県後期高齢者医療広域連合平成29年2月定例会に関する事項の報告を求めます。
10番 星川 久 君。

1. 10番(星川久君)

去る2月14日に行いました第1回目の山形県後期高齢者医療広域連合会の議会の内容を申し上げます。

第1号といたしまして、広域連合の一般会計のほうでございます。これはですね、総額といたし

まして、5億6,688万円と定めたものであります。前年度より対しましては、3,000万ほどちよつと安くなってるようでありました。

2号議案といたしましては、後期高齢医療特別会計のほうでございます。歳入歳出それぞれ1,517億558万5,000円と定めたものであります。

2条といたしましては、一時借入金の借入れの最高額を決めたものであります。

3条におかれましては、予算に過不足が生じた場合に同一款内でこれを流用するという内容であります。

議第3号といたしましては、条例の改正であります。内容的にはちょっと長いようですから、のちほどご覧下さい。また、提案理由といたしましては、7ページに載っておりますので、のちほどご覧下さい。

最後に、人事案件ではございますけれども、情報公開・個人情報保護審査会の委員の選任であります。これにおかれましては、5名の方の選任であります。

以上、4件とも原案のとおり可決致したところでございます。以上でございます。

1. 議長(芳賀清君)

去る、平成28年第1回定例会において議決し、地方自治法第100条第13項及び大石田町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき実施しました「議員派遣の件に関する報告」、並びに平成28年度第4回定例会以降における当議会の諸般の事業活動等については、お手元に配布しております印刷物のとおりでありますので、これをもってご了承願います。これをもって諸般の報告を終わります。

次に、日程第4. 行政報告を行います。町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

おはようございます。

平成29年町議会第1回定例会の行政報告をさせていただきます。

本日招集いたしました平成29年第1回定例会にご出席をいただき、心からお礼申し上げます。

さて、今季の雪の状況であります。1月中旬の降雪により1月13日に豪雪対策本部を設置し、流雪溝の利用時間拡大を図るなど対策を講じてきております。現在まで降雪は落ち着いており重大な被害も発生していないことから、比較的穏やかな冬と言えるのではないかと考えております。今後は、雪解けによる被害防止にも的確に対処してまいりたいと考えております。

例年のこととなりますが、除排雪対策に関しましては、区長さんはじめ流雪溝利用協力会の皆さん、町民有志のボランティアグループのほか多くの町民の皆さんのご尽力とご協力に感謝申し上げます。

また、昨年10月に設立しました「NPO 法人 まちづくり大石田」による新たな除雪支援制度も始まり、好評を得ているところであります。

これまで、大きな混乱がないことに対しまして、この場を借りて心よりお礼を申し上げる次第であります。

それでは、昨年12月第4回定例会以降の行政報告について申し上げます。

【総務課】関係です。

○宮城県涌谷町との有効交流事業についてです。

2月4日と5日に、涌谷町より中学1、2年生19人と涌谷町職員3人、合わせて22人が雪国体験ツアーとして来町し、交流を深めたところであります。

今年で4回目となりますが、初日は、町内2カ所に分かれて高齢者一人暮らし世帯等の除雪ボランティア活動や陶芸教室を行いました。

2日目は、大石田中学校の生徒とかんじきりレーや雪積み競争などで競い合い、スノーモービルやチューブスライダーでは一緒になって楽しんでおりました。

また、あつたまりランドでそば打ち体験を行い、自分たちで打ったそばをおいしそうに食べておりました。大石田中学校の生徒との交流も深まり、大変有意義であったと感じております。

【産業振興課】関係です。

○雪灯ろう街道についてであります。

2月11日に開催されました「雪灯ろう街道」は、あいにくの天候となりましたが、町内全域で雪灯ろう街道を展開していただきました。町民の積極的な取り組みにより、地区をあげての大きな雪像や各家庭での趣向を凝らしたものが数多く見られました。

また、今年からより一層の参加を促すため、雪像等の力作を顕彰することとし、写真による応募事業を展開したところであります。

そのほか、大石田駅前広場では玉こんにゃくの振舞いや駅舎の電飾による飾り付け、町建設業協会、ライオンズクラブ、白陽会、北村山高校、東北学院大学の協力による雪灯ろう等が製作され、駅利用者に楽しんでいただきました。

○平成29年度農業政策についてであります。

平成29年産米の生産数量目標が示され、町農業再生協議会では生産数量目標等の配分方針を関係機関・団体のご理解により決定し、過日、生産者に通知をしました。今回の配分では、生産数量目標は対前年比で6ヘクタール多い827ヘクタール、自主的取組(深堀)については、各生産者の意向に委ねることにしました。

また、2月11日と12日に農事座談会を開催し、平成29年度の経営所得安定対策と米の生産数量目標の説明を行い、一定の理解が得られたものと考えています。

さらに、平成30年度からの米政策の転換による具体的な取り組みについては、県農業再生協議会が今年の秋を目途に示すこととなりますが、今後、各農業団体を通じて情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、12月議会以降の主な行政報告とさせていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 布川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

おはようございます。

それでは、続きまして教育委員会関係の特色ある取り組みとして1点のみご報告をいたします。

雪上人間カーリング大会についてであります。大会は今年で12回目を数えます。2017雪上人間カーリング大会が2月12日に、町スポーツ広場特設会場で開催されました。

当日は、あいにくの雪模様となりましたが、町内外から約80名の参加をいただきました。今年の大会には、山形大学文学部の松尾 剛 次教授が主宰する「寺子屋子ども大学」の特別事業として山形市の子どもたちにも参加をいただき、雪に親しみ交流の和を広げながら、思い思いに雪とのふれあいを楽しんでいました。

また、会場では大石田アウトドアクラブ遊 Be 隊の協力をいただき、「トムソーヤの冒険 in 桜花台」も同時に開催し、参加した子どもたちはスリルある雪上ゴムボートを体験し、大変喜んでいました。来シーズンも継続して開催してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

1. 議長(芳賀清君)

これをもって、行政報告を終わります。

日程第5. 請願の常任委員会付託であります。本定例会において受理した請願は1件であります。これを、請願文書表のとおり、関係する常任委員会に付託することにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、請願文書表のとおり付託することに決定いたしました。

次に、議案の上程であります。

日程第6. 議案第2号より、日程第39. 議案第35号まで、以上34件を一括して議題といたします。

日程第40. 平成29年度大石田町長施政要旨、及び上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

1. はじめに

本日、平成29年第1回町議会定例会の開会にあたり、平成29年度の町政運営に対する私の基本的な考え方と施策の概要についてご説明を申し上げますので、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

まず、はじめに昨年4月の熊本県を中心とする地震や8月の台風10号など、日本列島を襲った大きな災害により被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。また、6年を経過して、なお復興に邁進しておられます東日本大震災の被災者の皆様や関係者の方々には衷心より哀悼と敬意を表わすものであります。

さて、今冬は年末から年明けまでは非常に降雪が少なく、1月10日の朝にはわずか1cmの積雪でしたが、急激な寒波の襲来により、14日には積雪157cmとなり、4日間の累計降雪量は182cmを記録いたしました。

このような短期間でのドカ雪から町民生活を守るため、町では1月13日に豪雪対策本部を設置し、流雪溝の利用時間の延長や事故防止等の警戒にあたってまいりました。その結果、2月末現在ではありますが大きなトラブルもなく推移しております。これも偏に除雪担当者の方々、各流雪溝利用協力会の皆様のご協力のおかげであり、心からお礼申し上げます。

今後は、融雪被害や雪崩などの災害や事故防止に向けた注意喚起を行ってまいります。

私は、一昨年11月から二期目の町政運営をさせていただいており、現在その2年目となっておりますが、この5年間一貫して町民の代表としての立場を忘れることなく、「こころ通う あたたかい町政」を政治信条としてやってまいりました。

そしてこの間、町議会の皆様をはじめ、町民各層から多くの激励やご意見をいただきながら、人口減少に伴う厳しい財政事情の中にあって、少子化対策や高齢者、弱者対策、目まぐるしく変化する農業行政への対応、雪対策などに継続的に取り組んでまいりました。

特に、大石田町民の長年の課題でありました福社会館の代替施設となる「大石田町町民交流センター:虹のプラザ」(以下「町民交流センター」)の建設に着手できたことは、議員各位のご理解の賜物と感謝を申し上げる次第であります。お陰様でこの大型プロジェクトも平成29年度が最終年となりますが、引き続き9月1日のグランドオープンを目指して全力を傾注してまいります。

また、主要地方道大石田畑線亀井田橋の架け替えと東北中央自動車道大石田村山インターの完成も予定されており、平成29年度は大きな節目の年となります。

大石田町の平成27年度国勢調査の総人口は7,357人となり、昭和30年の合併から62年を経過し、大変残念ではありますが人口は半減するに至っております。そのため、今後の町の存続を確かなものとするため、一昨年「大石田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、町の活性化、定住対策を掲げ事業の具現化に取り組んでまいりました。

人口対策には特効薬はないと言われ、一朝一夕ではその効果を計り知ることはできませんが、一步一步前進していきたいと考えております。今後とも、町民の皆様の声を聴くことに努め、町民が求めていることを把握しながら町民目線での町政を進めてまいりますので、議員の皆様には引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 大石田町を取り巻く状況

平成28年を振り返りますと、北海道新幹線の開通、日本人のノーベル賞受賞やオリンピックでのかつてない活躍など、記憶に残る明るい話題がありましたが、反面、熊本県を中心とする大地震や秋の台風被害など、痛ましい災害も発生いたしました。

中央では7月に参議院選挙での与党が大勝し、年末には年金法が改正され、いわゆるカジノ法も成立しております。同法案は4年後の東京オリンピックとともに、今後の日本経済発展の一助となるものと注目されておりますが、東京オリンピックそのものについても競技会場や莫大は経費負担など大きな課題があるようです。また、東京都では築地に代わる豊洲市場移転問題についても混乱が続き、未だ出口が見えないようです。

このような中で日本国内の景気動向については、昨年来おおよそ緩やかな回復基調にあるとされ、雇用や所得環境も改善を見せているようであります。これについては引き続きしている原油価格の低減による運送業界の好転や消費の拡大、円安によるインバウンド効果などがあげられ、今後もこの傾向は続くのではないかと予想されておりました。しかしながら、今般、イギリスのEU離脱問題や1月に誕生いたしました新アメリカ大統領の政策次第によっては株価、為替への影響が大きく、先行きが読めない状況にあります。

特に、新アメリカ大統領が離脱を表明したTPP(環太平洋経済連携協定)の行方や、2国間協議などは日本農業に大きな影響を与えるものでありますし、今後の対日通商政策がどのように向けられてくるか、引き続き注視が必要です。

グローバル化時代にあつては、地球の裏側の出来事であっても瞬時に日本経済、延いては大石田町の景気にも影響を及ぼすことを忘れてはならないと思っております。

平成28年度から平成29年度にかけて、安倍政権は「一億総活躍社会の実現」を目指し、いわゆる新3本の矢による経済対策を打ち出しております。今般の安倍政権の基本的な方針として、日本の経済成長の大きなカギは人口問題、とりわけ出生率の向上と子育て環境の整備にあるとして、待機児童の解消と保育士の待遇改善などを盛り込み、また、日本国民全員による国づくりが必要として、同一労働同一賃金の実現、高齢者の労働参加や女性就労促進など、オールジャパンでの取り組みを提唱しております。

平成28年度第二次補正予算では、総合戦略推進のための前倒し予算成立をさせ、平成29年度予算では「一億総活躍社会」に向け、一般会計は5年連続で過去最大規模となっております。そして、施策の優先順位を洗い直し、重要政策課題に重点化し、日本経済再生のためのメリハリの効いた予算としております。

大石田町においても、一昨年策定しました「大石田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた施策の実現のため、中央とのパイプを駆使し交付金等財源の獲得に向けて努力してまいりましたが、平成29年度予算についても引き続き大石田町再生予算とするべく、有効な財源の確保

が急務であります。

3. 平成29年度の分野における施策の概要

(1) 財政状況と納税対策

平成29年度の国の予算は一般会計が97兆4,547億円で過去最大規模を更新しておりますが、これは社会保障費の伸びや地方交付税の財源を補填するべく地方交付税交付金が大きく増額されたものであり、地方自治体としては一定の地方財源を確保しようとする国の意思を認識したところであります。

しかしながら、地方財政計画を見ると地方交付税は昨年より0.4%の減額とされており、歳入の大半を地方交付税に依存する当町においては、昨年度の人口減少に伴う大幅な減額に引き続き、連続の交付税現象は財政運営に大きな影を落とすものであります。

一方で、財政計画で示されている景気の持ち直しを背景とした地方税の増額については、当町においては地方交付税の減額を補うまでの金額を見込めないため、対応に苦慮しているところであります。国が想定している景気浮揚による企業業績の向上や雇用環境を改善が当町まで及ぶことを期待するとともに、町の農業をはじめとする各産業が順調に推移することを心より願うものであります。

大石田町の財政状況については、平成29年度が町の最優先課題と位置付けて取り組んできました「町民交流センター建設事業」の最終年となりますが、これまでの事業費の財源の大半を起債に頼ってきたため、平成10年から通減してきた起債残高も再び増加することとなりました。これに伴う後年度の財政負担は非常に大きくなるものと予想され、同センターの維持管理経費も膨大となることから、事業の取捨選択を進めることが必須であります。また、地方創生に伴う定住化、活性化事業についても昨年度までのような国の有利な助成制度が望めないことから、基金の取り崩しも視野に入れて新年度予算を編成しております。

当町の税収の状況を申し上げますが、政府は経済再生等をスローガンに、景気浮揚と雇用・所得環境の改善を主眼とした様々な緊急対策を講じてきておりますが、地方経済への波及効果については依然として実感が乏しく、実質賃金の改善にはまだまだ厳しい状況にあることから、町税全般において税収の大幅な伸びは期待できない現状にあります。

同時に、近年の少子高齢化、人口減少時代の到来に伴い、地域格差はより顕著なものになってきており、就労世代といわれる若年層及び勤労者数の減少は、町税現象の大きな要因ともなっております。また、派遣労働や非正規労働等による就労形態の多様化の進行から、所得面においても低所得者層が増加する傾向にあり、特に国民健康保険制度運営に関しては、主要財源である国民健康保険税収の確保が年々厳しさを増してきております。

このような状況下にあつて、市町村税の基幹税といわれる固定資産税は、当町においても大きな役割を占め、かつ財政面でも安定財源として堅調な税目でもありますが、平成30年度には評価替えを控えており、今後示される国の方針が注目されるところであります。

いずれにしても、町税収納率の向上対策は、自主的・自律的な財政運営や税の公平性を確保するうえで重要な課題となっており、自治体共通事項として取り組みが強化されているところであります。

当町における具体的な対策については、ネット公売を実施するとともに、未納対策の一環として「納税相談員」を配置、さらに職員の徴収、滞納整理技術の向上を図るための徴収アドバイザー制度の導入、併せて講座振替キャンペーン等に取り組んできております。さらには納税者の利便性向上を図る観点から、ゆうちょ銀行やコンビニでの納付等、納税環境の整備に努めてまいりまし

た。

その結果、ここ数年の収納率は年々向上してきておりますが、今後の景気動向等に伴う不透明感もありますので、従来の取り組みを充実、強化するとともに、若年層に対して将来の納税意識の向上も図りながら、引き続き適正な賦課徴収に努め、一層の収納率向上と税収確保に最大限の努力をしております。

(2) 定住対策とまちづくり事業について

本年9月には、待望の「町民交流センター」がグランドオープンとなります。学びの場の「図書館」、福祉・健康の場の「子育て支援センター」と「保健センター」、創造と公演の場の「多目的ホール」、そして福祉協議会による生活支援、役場と一体となった利便性を活かしながら、複合施設としての機能を十分に発揮できるように運営体制を構築します。併せて、町民の方々から喜んで利用してもらえるようソフト事業による利用団体の活動支援にも努めてまいります。

ふるさと納税では、議員はじめ関係者のご指導ご協力により、基金の総額が1億5,000万円を超えることとなりました。大石田町を発信できる絶好の機会ととらえ、町内外の関係者とともに魅力ある返礼品の充実を図りながら、更なる増額に努めてまいります。また、平成29年度よりふるさと納税を財源とした施策として、町内への定住と転入促進を図るため新築住宅補助制度を施行します。さらに、昨年より実施しております「資格取得支援事業」や「6次産業化支援事業」、「やる気活動サポート事業」は継続し、町商工業の活性化と町内団体の活動促進に努めます。

地方創生においては、平成28年度では「ラッピングトラック」の運行や NPO 法人による除雪支援制度の実施など新たな事業を展開し、少なからずとも成果を残すことができました。本年は、地方創生拠点整備交付金を活用して、蔵を活用した駅前賑わい拠点施設の整備を行い、交流人口の増加を目指してまいります。今後の事業展開にあたっては、国の動向を的確に把握しながら、実のあるものに結びつけてまいります。

地域おこし協力隊は、先に2名の方に委嘱の内定を行い、現在受け入れの準備を行っておりますが、就任後は駅前賑わい拠点施設の運営や、空き家を利用した移住促進の支援、町観光・物産の情報の発信などを任務とする予定です。

地域おこしの3要素を併せ持つお二人には、3年後の定住を見据えての活躍に期待をしております。

(3) 保健・福祉関係事業について

次に、保健・福祉について申し上げます。

近年の急激な少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応するため、国は「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」を成立させました。このことにより、今後、社会保障制度改革を順次行っていくこととなります。

とりわけ、医療・介護・子育て支援・年金については、大規模な制度改革が見込まれ、それらの改正内容を十分に把握し、保健・医療・福祉・介護の各分野にわたるサービスの確保と質の向上や保健事業の健全運営を図ってまいります。

保健については、「大石田町健康増進計画 健康おおいだ21(第2次)」に基づき、健康寿命を延ばすための積極的な健康づくりを支援してまいります。特に、生活習慣病予防対策としての糖尿病・高脂血症・高血圧症を重点とした保健指導の充実を図りながら「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識の高揚と、楽しみながら取り組める健康づくりに努めてまいります。

また、乳幼児から高齢者までの健康診査、各種検診、予防接種や特定不妊治療助成制度などを引続き実施してまいります。

さらに、二次医療圏域の中心機関である北村山公立病院の地域医療体制の充実にも努めてまいります。

高齢者福祉については、来たる超高齢化社会を見据えて、住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことのできるように、町独自施策として「福祉バス」、「高齢者タクシー」、「ストレッチャーや車イスでも利用できる福祉タクシー」などの取り組みを継続して実施してまいります。さらに、生活支援として「除雪費用・灯油購入への助成制度」や「緊急通報システム」事業などを継続して実施することで、高齢者が安心して生活できる環境整備を図ってまいります。

障がい者の福祉については、「障がい者福祉計画」の指針に基づき、障がいのある人も地域や家庭で安心して暮らせる社会の実現に向け、自立支援給付事業などの各種サービスの確保に努め、町民すべての方々にやさしい社会を実現できるよう取り組んでまいります。

子育て支援については、町単独事業である「出産祝金」や中学校3年生までの医療費を無料とする「子育て医療」を引き続き実施してまいります。さらに、「大石田町子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策をより広く取り組み、誰もが安心して生み育てる環境づくりに努めてまいります。

これらの様々な福祉事業を取り組むに当たっては、事業全般に渡り、「自助・共助・公助」を明確にし、大石田町社会福祉協議会などの関係機関とも連携を図りながら、住民や地域、企業・団体などと協働して福祉の向上に取り組んでまいります。

国民健康保険・後期高齢者医療の運営については、高齢化の進展や高度医療化により今後とも医療費の増嵩が見込まれます。疾病予防はもとより、ジェネリック医薬品や在宅診療の啓発、かかりつけ医の定着、早期発見による重症化予防対策などの医療費抑制対策をはかりながら健全運営に努めます。

また、平成30年度より国民健康保険制度の県一本化が行われますので、その内容を的確にとらえ、安心感の持てる保険制度の構築に努めてまいります。

介護保険事業については、「第6期介護保険事業計画」に基づき、高齢者の実情を把握しながら、介護サービスの円滑な提供に努めます。併せて、来年度、平成30年度を開始年度とする新たな3年計画「第7期介護保険事業計画」を国などの介護保険制度の改正を踏まえながら、本年度中に策定し、引き続き高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を図ってまいります。

(4) 農林業振興事業について

我が国の農業は、農業就業者の高齢化、担い手の減少、農産物の価格低迷による農業所得の減少、耕作放棄地の増加や経済のグローバル化により、極めて厳しい状況にあります。このような中、TPP(環太平洋経済連携協定)は、米国の離脱表明により発効の見通しはなくなりましたが、新たに日米 FTA(自由貿易協定)が取りざたされる可能性もあり、いずれ厳しい局面が予想されます。また、一方では日米 EPA(経済連携協定)が大枠合意に向け交渉が行われておりますが、通商交渉は緊迫した状況にあり、今後の農業は依然先行き不透明となっております。

国内的には、国は平成30年産米以降、行政による米の生産数量目標の配分を取りやめ、産地が主体的に需給調整をする米政策に転換することにしております。同時に米の直接支払交付金が廃止されることから、着実に生産調整を達成し、米価の高値安定への道筋をつけることが大きな課題となっております。

このことから、山形県では「需要に応じた米生産に関するワーキンググループ」を立ち上げ、食料供給県として消費者に安定供給を果たしていくことを基本とし、米価の高値安定の観点から需

給調整に取り組み、農業再生協議会が調整主体となることを原案としており、今秋を目途に議論を重ね決定することとしております。当町においても、国・県の動向を注視しながら町農業再生協議会を主体として農業所得の確保を図る観点から取り組んでまいります。

当町の農業は、安全・安心で良質な食料の生産をはじめ、環境の保全、景観の形成など、多面的な機能の発揮を通じて、町民の暮らしと地域経済を支える基幹産業として重要な役割を發揮してきました。

しかし、農業を取り巻く情勢は依然として厳しいため、農業生産基盤の一層の充実に努めながら、認定農業者制度の活用や農地の集積による規模の拡大、担い手の育成及び集落営農の農業経営の法人化の促進に努めるとともに、後継者や新規就農者の確保・育成の促進に努めてまいります。

また、将来にわたって多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度を活用して、農地等、地域資源の協働活動や営農活動を支援するとともに、化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減する取り組みと一体的に実施する地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援いたします。

さらに、設備を更新して本年度から稼働するJAみちのく村山の「西部すいか選果場」の円滑利用を促進し、地域の特性を活かした魅力ある製品の産地化に向けた取り組みを支援することにより、水田のフル活用を促進してまいります。

農業就業者の高齢化と後継者不足による労働力不足に伴い、耕作放棄地や不作付地等の遊休農地が年々増加しておりますが、耕作放棄地は周囲の営農環境への悪影響のみならず、周辺住民の生活環境へも様々な影響を及ぼす恐れがあります。

このため、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するとともに、農業委員会等と連携を図りながら、耕作放棄地や遊休農地の発生防止・解消に努めてまいります。

平成28年4月に施行された農業委員会等に関する法律の改正に伴い、当町では本年度から農業委員の選出方法が公選制から町長の選任制に変更されます。また、農地の効率的な利用は経営改善に欠くことのできない要素であることから、新しく「農地利用最適化推進委員」を設置することになります。今後、改正法の趣旨に則り、各委員の選任などが円滑に行われ農地行政の役割が的確に果たせるよう努めてまいります。

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給など多面にわたる機能を發揮しており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要されます。

このため、将来にわたって適正に管理され、森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、森林整備計画に基づき、合理的・計画的な森林施業の促進、森林資源の保全と総合的な利用に努めるとともに、みどり豊かな森林環境づくり推進事業の活用や、緑の少年団活動への支援を通じて、森林環境保全に対する重要性の啓蒙・啓発を図ってまいります。

1. 議長(芳賀清君)

暫時休憩します。11時10分再開します。

休 憩 午 前 11 時 00 分

再 開 午 前 11 時 10 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

町長、続けて下さい。町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

(5)商工業振興事業について

国内経済は、緊急対策などの政策推進などにより、雇用・所得環境が改善傾向にあるなど、経済の好循環がさらに進展する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれております。県内経済においても雇用情勢の改善が続くなど、基調としては持ち直しの動きが続いております。

しかし、当町の商業は人口減少と少子高齢化の進行に加え、コンビニエンスストアや近隣への大型小売店舗の進出、消費者の生活行動圏の広がりにより購買力が町外に流出し、商店数の減少など一層厳しさを増しております。

このため、地域商業の核となる町商工会との連携を図りながら、商店個々の経営の近代化、サービスの向上などを促進し、地域商業の活性化に努めてまいります。

また、町民の生活支援と町内における消費喚起を図り、町内経済の活性化を推進するため、プレミアム商品券発行事業を支援いたします。

当町の工業は厳しい経済状況、経営環境の中で、事業所数、従業者数とともに減少傾向にあり製造品出荷額も伸び悩みが見られます。

このため、中小企業の経営力の安定と向上を図るため、各種融資制度の周知と活用を促し、既存企業の体質強化を図ってまいります。

(6)観光物産振興事業について

近年、観光地間競争の激化、旅行スタイルの変化・多様化など、観光を取り巻く環境は厳しさを増しております。このような中、山形新幹線、高規格道路の整備など広域交通網の整備を背景として、地域資源を活かした観光地・観光サービスの充実による新たな観光客確保の好機となっております。

特に、昨年度に通年通行が実現した国道347号は宮城県北部からの来県ルートになりますので、関係自治体組織と連携を図りながら広域観光ルートづくりや広域的な PR 活動など、関係団体等が一体となった広域観光の促進に努めてまいります。

また、観光物産交流については、仙台圏をはじめ友好交流協定を締結している涌谷町や国道347号「絆」交流促進協議会の構成市町である大崎市、加美町及び隣接する石巻市等との交流・連携を通じて、交流人口の拡大を図るため、大石田町の観光と物産の PR に努めてまいります。

当町は、全国有数の玄そばの産地であり、特にオリジナルブランドの「来迎寺在来」は、香りの高さと独自の風味でそば職人や全国のそば通からも高い支持を得ており、全国的に知る人ぞ知る「そばの里」として県内外から多くの観光客が訪れております。

そばは、経営形態にもよりますが、生産から加工・販売までを一体的に行う6次産業であります。これらをより一層推進するため、「新そばまつり」をはじめとする各種イベントの開催を支援し、「大石田そば街道」の一層の賑わいを図りながら、観光誘客の増大に努めてまいります。

加えて、温泉利用の促進や特産品の消費拡大を図り、地域経済の活性化を図ってまいります。

(7)生活環境保全事業について

環境衛生につきましては、町衛生組織連合会と連携し、ゴミの減量化や家電製品を含む資源

回収を実施しながら、再資源化等の活用を推進してまいります。また、きれいな町づくりを通して、郷土の美化運動とともに公衆衛生規範の醸成に努めます。尾花沢市大石田町環境衛生事業組合においては、昨年竣工のし尿処理施設「汚泥再生処理センター」が稼働し、循環型社会の一役を担うとともに、維持管理費の軽減が図られております。また、ごみ焼却施設についても的確な改修を行いながら、施設の適正管理と延命化にと努めます。併せて、増加するごみ焼却施設の光熱費を抑制するため、生ごみの水きりの徹底等、より具体的な対応策を町民に周知してまいります。

(8) 道路交通網の整備など建設関係事業について

道路交通網の整備としては、東北中央自動車道(東根～尾花沢間)において、仮称「村山大石田 IC」の名称を、大石田町の玄関口としての位置付けが強いことから、大石田を先にして「大石田村山 IC」と決定し、平成29年度に尾花沢 IC までの5.3kmが開通を予定しております。

また、主要地方道大石田畑線についても、昭和33年に架設され老朽化が著しかった亀井田橋の架け替え工事が、旧橋撤去工事を残し本年度中の開通予定となっております。

町道においては、地域住民の生活基盤の根幹を成す道路でありますので、「安全・安心」な道路空間を確保するため、計画的な整備に努めてまいります。

具体的には、道路施設の老朽化に伴う危険防止の観点から「点検・診断・修繕・計画」のメンテナンスサイクルを構築し、道路施設の長寿命化と長期的な維持管理コストの縮減を図りながら、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

また、全国有数の豪雪地域である当町において、冬期間の安全で円滑な道路交通と日常生活に密着した歩行者空間を確保することは、安心で快適な暮らしを実現するための最優先的な課題であります。

そのため、除雪業務については、町と町民の総力を結集し、責任を分担し合い、雪国のルールを守り、行政と住民が一体となって克雪に取り組んでまいります。

流雪溝の整備については、当町の克雪対策における最重要施策でありますので、未整備地区については、安定した水源及び流末の確保を含めて、国・県及び関係機関と総合的に調整を図りながら、雪に強い安全で住みよいまちづくりに向けて、引き続き計画的に整備を図ってまいります。

町営住宅については、平成25年度に策定した「公営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕により既存公営住宅の長寿命化を図りながら、良好な居住環境の形成に努めてまいります。

また、民間で建設した住宅整備について、高齢者・障害者・子育て世代等、特に配慮が必要な世帯への良好な住環境の供給を促進するため、国の家賃対策を活用した家賃減額制度を引き続き継続してまいります。併せて、個人住宅の居住環境の質的な向上を図るとともに、住宅投資の波及効果による地域経済の活性化を促進するため、「住宅リフォーム支援事業」を継続し、住宅のリフォーム工事や耐震改修工事等の費用に対する補助金による効果的な支援策を推進してまいります。

最上川流域関連公共下水道事業については、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合と連携を図りながら、事業の推進を図るとともに、未加入者の加入促進に努めてまいります。

また、公共下水道による整備が困難な地域や計画区域に編入が困難な地域については、補助制度の周知を図り、合併処理浄化槽への整備促進を図ってまいります。

次年度簡易水道事業については、施設の老朽化が進行していることから、計画的な施設の更新を図るとともに、適切な維持管理に努めながら安全・安心な水の安定供給に努めてまいります。

(9)安全安心のまちづくり事業について

交通安全対策については、第10次大石田町交通安全計画に基づき死亡事故ゼロ運動を柱にしながら、種々の交通安全対策を推進してまいります。

特に、交通弱者と言われる子どもと高齢者の交通事故が近年増加してきているため、関係機関団体で組織する大石田町交通安全推進協議会を中心に、北村山地区の交通安全専門指導員と連携を取りながら、保育園や学校及び老人クラブ等の事業活動の場において、より一層交通安全思想の普及啓発に努めてまいります。

また、近年社会問題となっている高齢者ドライバーの免許証自主返納者への支援も本年より実施してまいります。

防犯対策については、町内の犯罪件数も減少しておりますが、引き続き町防犯協会の活動等自主的な地域防犯活動の推進と連携を図りながら、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に努めてまいります。防犯灯のLED化の推進補助事業については、地区の要望に応え今年度も引き続き実施してまいります。

また、近年危険な空き家が増加しており、道路等の公共施設や近隣住民等に多大な影響を及ぼしています。所有者に対して条例に基づき空き家等の適正な管理を指導するとともに、「空き家バンク」制度を活用し、需要と供給のマッチングを図りながら、空き家の有効活用と適正管理の指導に努めます。

防火活動の充実を図るため、各地区の消火栓の更新や防火水槽の改修を行い、消防水利の充実を図るとともに、分団に配備している消防ポンプ車や小型消防ポンプの更新を図りながら、消防力の向上を図ります。また、平成30年度に大石田町を会場として開催される「東北水防技術競技大会」に出場する大石田町消防団の支援を通して、消防団活動の活性化と水防技術の向上を図りながら、万が一の水害に備えてまいります。

消防団活動と一体となって、援助・消化活動にあたる常備消防として当町の核となる大石田分署は昭和50年に建築され、近年は老朽化が著しいうえ、現行の耐震基準を満たさない状況にあります。本年度は耐震診断を実施し、現行基準との比較調査を行いながら、平成31年度を新分署開所の目標年次として、備蓄倉庫としての機能を併せ持つ施設とすべく、関係者との調整を図りながら建設用地の選定を進めます。

平成28年度は、日本国内においては熊本地震など激甚災害指定となる大きな災害も複数発生いたしました。大石田町においては、8月下旬の台風9号による被害が最も大きかったと言えます。次年度には避難準備情報を発令し、避難の受け入れ態勢を準備したところですが、深夜であったことから避難者はありませんでした。その後の台風10号では、岩手県で避難指示の遅れが大きな被害を招く結果となり、初動判断の大切さを痛感したところです。

大石田町では平成28年度から危機管理担当部署を新たに併設し、消防、水防部門など関連部門と連携を密にした速やかな対応を目指しております。そのため、スーパーヤマザワなど2社と災害時協定を締結し万が一に備えているほか、備蓄も年次計画をもって施設に分散し確保する方針としております。しかしながら、災害時、非常時においては「自らの命は自ら守る」ことが最も大切なことですので、一昨年作成しました防災マップの周知を深めてまいります。併せて、各地区の防災訓練の促進を指導するなど自主防災組織の機能化を図り、「自助・共助・公助」の浸透を図っていきたいと考えております。

自主防災組織の連絡協議会については、各地区から参加者を募り研修会や訓練に派遣してありますが、全地区の組織化についても強く働きかけてまいります。

(10) 教育文化の振興事業について

学校教育の振興については、少子高齢化、情報化、国際化の進展等、急激に変化する社会において、児童・生徒が自分の良さを発揮し、他者と支え合いながら逞しく生き抜くことができるよう、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成に努めるとともに、地域とともにある地域の住民に開かれた信頼される学校づくりに努めてまいります。

このため、引き続き町立小・中学校に学校運営協議会を設置するとともに、コミュニティ・スクールを一元化した「大石田学園運営委員会」を核として、地域共生と地域貢献の教育理念に基づき、学力・人間力・社会力を培いながら、小中一貫の系統性・連続性のある質の高い学校教育と学びが好きになる学校づくりに努めてまいります。

外国語教育については、グローバル化の急速な進展の中、異文化理解や異文化コミュニケーションがますます重要になり、これまで以上に、国際共通語である英語によるコミュニケーション能力の向上は不可欠であります。

文部科学省では、平成32年度から順次全面実施される次期学習指導要領において、小学校5・6年生から英語を教科化し、小学校3・4年生から外国語活動を前倒して実施することとしており、平成30年度から段階的に先行実施することができるとしております。

このため、国際理解教育専門員を活用し、学校と連携しながら教員の英語指導力の向上を図るとともに、小学校における国際理解・外国語活動と中学校での英語教育の充実を図りながら、児童・生徒の英語力、国際理解の向上に努めてまいります。

いじめが社会問題化し、いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つとなっております。

学校給食については、食中毒防止のため衛生管理の徹底を図りながら、食物アレルギー等にも配慮し、安全な給食の提供に努めるとともに、児童・生徒の適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ってまいります。また、地産地消の推進と地場産品の利用に努めながら、質の高い給食の提供に努めてまいります。

生涯学習の振興については、地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、町民ニーズはこれまで以上に多様化・高度化しております。

このため、町民一人一人が生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送ることができるよう、総合的な学習環境づくりに努めてまいります。

特に、本年9月は「町民交流センター」を生涯学習推進の拠点として有効活用を図り、多くの町民が学ぶ楽しみと活動する喜びを共有できるよう学習機会及び情報を提供するとともに、魅力的な自主企画事業を展開しながら、町民の生きがいづくりに努めてまいります。

また、町民大学では話題性や社会性に富んだ充実した講座の開設に努めてまいります。

社会教育の振興については、活力ある町づくりの基本となる公民館活動の推進を図るため、今後も役職員の研修や公民館講座事業補助及び分館改修事業補助を通じて、公民館活動を支援してまいります。

また、公民館活動を中心にして、子どもたちが郷土の自然や地域の人々との関わりの中で「生きる力」を身に付けられるよう、地域・学校・PTA・ボランティア団体等と連携を図りながら、各種事業を展開してまいります。

将来を担う子どもたちを心豊かで健やかに育むため、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)が求められております。

このため、学校・家庭・地域連携協力推進事業により、放課後子ども教室を開設し、地域住民の

参画を得て、スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学習機会等の提供に努めてまいります。

文化の香り高い町づくりを推進するため、町芸術文化協会等と連携し、「町民一人1芸術文化活動」の促進に努めてまいります。

また、今年度、当町において第55回県民芸術祭開幕記念式典及び開幕記念公園が開催されますので、実行委員会を中心に関係機関・団体と連携・協力を図りながら、成功に向けて準備を進めてまいります。

町民交流センター内に開館する「大石田町立図書館」については、基本計画に基づき時代の変化と町民ニーズを的確に把握し、図書館資料や情報の充実とレファレンス機能の充実を図り、「学び」を楽しめる図書館サービスの提供に努めるとともに、利用者の興味を広げる魅力的な「知の拠点」となる図書館運営を目指してまいります。

また、子どもから高齢者まで誰でも利用しやすく「居心地の良い空間」を提供するとともに、読書に親しめる環境づくりを推進し、気軽に集える「憩いの場」として利用される図書館運営を目指してまいります。

スポーツの振興については、スポーツ基本法に基づき、地域におけるスポーツの推進及び優れたスポーツ選手の育成等に努めてまいります。また、心身ともに健康でいきいきとした町民の育成を図るため、町体育協会や町スポーツ推進委員会等と連携を図りながら、「町民一人1スポーツ」の普及に努めてまいります。

さらに、誰もが生涯にわたって身近な地域で多様なスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの設立に向けて準備を進めてまいります。

歴史民俗資料館については、資料の整備と展示活動の充実はもとより、町内にある文化遺産は町民共有のかけがえのない財産でありますので、今後とも適切な保護に努めてまいります。

駒籠楯跡遺跡については、全国初の発見となる平安時代の水駅の可能性が高いため、平成29年度も山形県と連携を図りながら、発掘調査を継続実施してまいります。

(11)平成29年度各会計予算、提出議案

これまで申し上げました諸施策を推進するための平成29年度の各会計予算について申し上げます。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ49億円で前年度当初予算と比較し、3,300万円、0.7%の減額であります。

特別会計は、

○国民健康保険特別会計予算	10億5,715万円
○次年少簡易水道特別予算	615万円
○学校給食事業特別会計予算	8,680万円
○農業集落排水事業特別会計予算	9,783万円
○大石田町介護保険特別会計予算	9億2,430万円
○大石田町後期高齢者医療特別会計予算	8,378万円

となります。

本議会提出案件といたしまして、平成28年度各会計補正予算が7件、平成29年度各会計予算が7件、そのほか9月にグランドオープンとなる「町民交流センター」及び各施設の設置条例関係を含む条例改正が19件、人事案件1件、全34案件であります。

提案しました各議案の詳細については、担当課長より説明いたします。慎重にご審議のうえ、ご可決下さいますようお願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

補足説明をさせていただきますが、ただ今、町長からありました、町長の施政要旨でありますけれども、漢字あるいは数字の読み違い各所ありましたけれども、記載のとおりでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それでは、補正予算書、議案の第2号をご覧くださいと思います。

平成28年度大石田町の一般会計補正予算(第8回)であります。歳入歳出合計で3億1,942万7,000円を減額するものであります。65億2,052万5,000円となります。全体的に事業の精査ということで大きく減額しておりますけれども、歳出の大きなものを申し上げますと、町民交流センターの整備事業費について6,190万円の減。それから、先の臨時会で議決いただきました駅前蔵の改修事業について、これも1,100万円の減。それから一番大きかったのが、JAの取り組み事業であります選果場の整備経費。これについて入札の請差ということでございましょうが、1億4,700万円の大きな減となっております。

さらに、人件費全般について減額となっておりますけれども、退職手当組合負担金や共済費であります。これについては、今年度から標準報酬制度というものに移行したために、年度末まで職員個人の報酬額が確定しないということがありましたために、今回の減額補正となったものでございます。

一方で増額補正によりますのは、増額補正は、今年の台風によります災害復旧事業に関して4,360万円の増額補正となっております。

歳入については、町税を2,200万円を増額。災害復旧にかかる国庫負担金等を増額したほか歳出額に対応して一定の減額を行っております。

続いて、次の補正予算書をご覧ください。議案第3号であります。

大石田町国民健康保険特別会計補正予算の第4回であります。これにつきましては、1,337万8,000円の追加増額であります。結果、10億8,433万7,000円とするもので、歳出の主なものとしては、療養給付費を500万円減額しておりますが、一方で基金積立金を2,000万円増額するというものであります。

歳入では、保険税を1,000万円増額するなどして財源に充てております。

次の補正予算書をご覧ください。

議案第4号 次年少簡易水道特別会計補正予算で第3回であります。歳入歳出で21万円の減額となります。結果、1,289万円となるもので、除雪委託料や水質検査委託料など、年度末の精査による減であります。

一方で歳入では、一般会計繰入金を減額しております。

次の補正予算書をご覧ください。議案第5号になります。

学校給食事業特別会計補正予算(第4回)であります。61万5,000円の減額補正になります。結果、8,922万2,000円となりまして、年度末にあたり事業の精査を行うものでありまして、主に人件費と燃料費の減となっております。

次をご覧ください。

議案第6号 大石田町の農業集落排水事業補正予算(第2回)であります。327万6,000円の減額で、総額9,788万1,000円となるものですが、各集排施設の工事等の終了による工事費、260万円の減額などでありまして、歳入につきましては、一般会計の繰入金、基金繰入金を減額

して対応しております。

次の予算書をご覧下さい。議案第7号になります。

介護保険特別会計補正予算(第2回)になります。4,641万6,000円の減額。総額9億2,500万1,000円となるものであります。

保険給付費と地域支援事業費が減額となった見込みですので、対応する歳入項目と合わせて減額をするものであります。

次の補正予算書をご覧下さい。

議案第8号 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)であります。469万7,000円を追加して8,632万7,000円とするもので、これにつきましては、広域連合保険料負担金が増額になったということで、保険料や繰越金をもって歳入に充てているものであります。

続きまして、厚いほうの平成29年度予算書をご覧下さい。当初予算書でありますので読ませていただきたいと思います。まずは1ページご覧下さい。

議案第9号 平成29年度大石田町一般会計予算

平成29年度大石田町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,900,000千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項の計上した給料、職員手当及び共済費(賃金にかかる共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

続いて、132ページをお開き下さい。

議案第10号 平成29年度大石田町国民健康保険特別会計予算

平成29年度大石田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,057,150千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,

000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

164ページをお開き下さい。

議案第11号 平成29年度大石田町次年少子簡易水道特別会計予算

平成29年度大石田町の次年少子簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,150千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出」による。

180ページをお開き下さい。

議案第12号 平成29年度大石田町学校給食事業特別会計予算

平成29年度大石田町の学校給食事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,800千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

202ページをご覧下さい。

議案第13号 平成29年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算

平成29年度大石田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,830千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項に規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

続いて、222ページになります。

議案第14号 平成29年度大石田町介護保険特別会計予算

平成29年度大石田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ924,300千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規程により歳出予算の各項の経費の金額を流

用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

248ページになります。

議案第15号 平成29年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度大石田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,780千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

1. 議長(芳賀清君)

暫時休憩します。午後1時再開します。

休 憩 午 前 11 時 56 分

再 開 午 後 1 時 00 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、担当課長の補足説明を行います。総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

引き続き、説明させていただきます。議案目録をご覧ください。1ページでございます。

議案第16号 大石田町町民交流センターの設置条例の設定について

現在、建設を進めております町民交流センターでありますけども、地方自治体がいわゆる箱物等施設を設置する場合、いわゆる公の施設の設置や管理に関しては、地方自治法で条例で定めることとしておりますので、地方自治法に則り条例を提案するものであります。

なお、この町民交流センターについては、5つの施設の集合体でありますので、管理というものがなくて設置のみの条例としております。

続きまして、5ページをお開き下さい。

議案第17号 大石田町交流センターの設置及び管理に関する条例の設定について

前の議案と同様でありますけども、町民交流センターの中に今、建設、設置しておりますいわゆる交流センターであります。交流センターの設置と管理について自治法の規定により提案するものであります。交流センターについては、いわゆる貸館、貸すんだよという性格がありますので、各部屋の使用料についても定めているものであります。町民交流センターとこの交流センターというな2つの名称ありますので、区別していただきたいというふうに思っております。

13ページをお開き下さい。

議案第18号 大石田町子育て世代活動支援センターの設置及び管理に関する条例の設定について

子育て環境の整備増進を図るための子育て世代活動支援センターでありますけども、前議案と同様に自治法の規定により提案するものであります。

19ページをお開き下さい。

議案第19号 大石田町保健センターの設置及び管理に関する条例の設定について

町民の健康増進を目的とする保健センターであります。同様に地方自治法の規定により提案するものであります。

続きまして、25ページをお開き下さい。

議案第20号 大石田町立図書館条例の設定について

町民交流センターの中で大きなウエイトを占めます図書館でありますけども、公立の図書館につきましても、地方自治法の規定のほかに図書館法でも一定の定めがあります。同法に基づいて提案するものであります。職員とかそれから協議会などの設置についても定めております。

29ページをお開き下さい。

議案第21号 大石田賑わい拠点施設の設置及び管理に関する条例の設定についてであります。

先の第1回の臨時会におきまして議決いただきまして、国の二次補正予算を利用して今般、整備をする運びとなりました駅前蔵でありますけども、施設名を大石田駅前賑わい拠点施設というふう命名しまして、管理棟について定めるものであります。

続きまして、35ページをお開き下さい。

議案第22号であります。大石田町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年度の人事院勧告によりまして、地方公務員法が改正されました。これに基づくものでありますけども、職員がいわゆる今までありました介護休業を期間を分割することができること。それから、介護休業や介護休暇を取りやすくするというふうなことで改正するものであります。

39ページをお開き下さい。

議案第23号 大石田町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律というものが改正されましたが、育児休業の対象となる子の範囲が広くなりました。拡大になったものでございます。

45ページをお開き下さい。

大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町長、副町長、教育長の給料を、今年度に引き続き、減額を延長するものであります。さらに、4月から着任を予定しております地域おこし協力隊、それから先の図書館条例にあるのですが、図書館協議会委員というものの報酬等を新たに定めるものであります。

49ページをお開き下さい。

議案第25号 大石田町教育長の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大石田町におきましては、昨年度4月から新教法の改正に基づいた、いわゆる新教育長制度になっております。これに伴いまして、教育長の給料額については特別職の給与条例に載せております。しかしながら、従来より教育長の給料については、教育長の勤務条件等を定めるこの条例に載っております。要は両方に併記なってる状況が今現在ありましたので、こちらのほうを削除いたしまして、いわゆる条例の条文整備と、整理というものでございます。

53ページをお開く下さい。

議案第26号 大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

28年度の山形県の人事委員会、それから人事院勧告に準じて行うものでありますが、職員の扶養手当の額を改正するものです。配偶者の扶養手当の額を減額して、その分子どもの分を増額するというような内容であります。

59ページをお開き下さい。

議案第27号 大石田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険に係る保険料については、消費税が吹き上げになることに伴って、低所得者の保険料も一緒に軽減するというようなことになっておりましたが、従来は、29年度から消費税10%に上がるのでそれも軽減するよというふうになっておったんですが、今般、消費税の引き上げが延期されましたので、軽減についてはさらには行わずこのままいくよというふうな内容になっております。

63ページをお開き下さい。

議案第28号でございます。大石田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

桂桜公園が交流センター建設のために規模縮小になったことに伴いまして、これまであった日照畑にあった公演について、昨年度、再整備を行ったところであります。今般、完成に伴いまして、日照畑公園というふうに都市公園として管理、利用に供するため、提案するものであります。

続きまして、67ページをご覧下さい。

議案第29号 大石田町過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

これまでの過疎計画を変更するものでありますけども、内容といたしましては、葉山1号線の道路復旧事業の追加とか、それから標準的な語句の追加ということになります。

77ページをお開き下さい。

議案第30号 次年度子辺地に係る総合整備計画の一部変更についてであります。

次年度子辺地計画にあります今の簡易水道、次年度簡易水道の整備計画の一部を変更するため、提案するものであります。

続きまして、85ページをお開き下さい。

議案第31号の大石田町都市施設の指定管理者の指定についてから、議案第33号まで大石田町老人いこいの家の指定管理者の指定についてということで3議案でありますけども、町から管理業務委託料等の委託料を支出しているという施設で、毎年指定管理者の指定を行っているところであります。31号、32号、33号であります。

続きまして、91ページをお開き下さい。

議案第34号 人権擁護委員の推薦についてであります。

大石田地区を担当する人権擁護委員が本年6月末で任期満了を迎えるということで、新しい方を推薦するものです。読み上げさせていただきます。

住 所 大石田町大字大石田丙166番地

氏 名 東海林 明夫

生年月日 昭和28年12月31日

であります。

新しい任期は、本年7月1日から3年間ということになります。

次のページをお開き下さい。

議案第35号 山形県市町村職員退職手当組合理約の変更について

厚生団体に置いたま広域病院組合というのがあるんですが、名称が置いたま広域病院企業団というふうに変更になります。ということで、退手組合の規約を変更するにあたりまして、加盟している自治体すべての議会の議決を得なければならないという縛りがありますので、提案するものであります。

以上、34件の概要になります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

以上をもって、平成29年度町長施政要旨、上程議案についての提案理由の説明、及び担当課長の補足説明を終わります。

本日の会議は、以上をもって散会といたします。

散 会 午 後 1 時 11 分

第5日目 平成29年3月7日(火) 本会議 午前10時 開議

1. 議長(芳賀清君)

おはようございます。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。議案の審議を行います。

日程第1. 議案第2号を議題といたします。

質疑に際しましては、質問内容及び答弁を明確にするため、予算書のページ数・款・項・目を付して質問下さるようお願いいたします。ご質疑のある方の発言を許します。2番 村形昌一君。

1. 2番(村形昌一君)

歳入2ページ。13款1項4目1節住宅使用料209万7,000円の減。これ話を聞いてみますと、なかなか入居者がいないということで、現在も栄町3人、庚申町1人、あと曙町が3つ空いてるということでございました。いろいろ理由はあるんでしょうけれども、先日アパートに入居している方と話なんかしてみますと、だいぶ人も減ったというような感じで、なんかゆってみると良くなってるのがなというようなイメージを持ちました。3月、4月のこの年度末に併せて解消していきたいというようなことで話は聞いておりますが、なるべくこの空き物件の解消を図っていかなきゃなんないと思います。町長はどのように考えられるかお尋ねいたします。

歳出14ページ。6款1項7目19節負担金、補助及び交付金。下から2段目、地域集積協力金。こちら513万円の皆減ということであります。中身は土地の集積ができなかった。2割の目標に対して1割にも満たないというような状況だそうであります。なんとか解消しなきゃなんないべがなと思いますけど、町長はどのように考えられるか質問いたします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

村形議員にお答えいたしたいと思います。

公営住宅の件、今現在の空き物件なんですけども、その件に関しては、いろんなところに募集したりしてなんとか空きのないような形の中でやっていきたいと思っておりますけども、古くなってる件もありますんで、そういう点を少しずつでも修繕しながらいろんな形で人が、人口が減ってる現在、いろんなことでそういうところに人が入れるような状態にやっていきたいと思っております。

集積の件に関しては、今回農業委員の委員会の制度も変わりまして、いろんな農業委員との話そしてまた農家との話をしていながら考えていきたいと思っております。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村形昌一君。

1. 2番(村形昌一君)

公営住宅、だんだんこの空きが出れば出るほど魅力ない物件になっていぐわけです。首都圏なんかいろんな全国各地でそうなんでしょうけど、これいなくなりはじめたらもう本当にあつという間に半分ぐらいになってしまうような恐れもあります。そのへんしっかりとした対策、今までと違うことを含めて検討していただきたいと思っておりますけど、そのへん年間通した空き物件の解消、どのようにお考えられるか。

あと集積なんですけど、農業員会でというようなことでありましたけれども、今回この513万円のお金が結局使えなかったということになるわけです。町としてもなんとかして協力して目標達成し

しなきゃなんないのかなとも思いますけど、そのへんまる投げじゃなく町として何か考えてないのかどうか、お聞かせ下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

公営アパートの件に関しては、さっきも答弁したとおりいろいろな形の中で修理・修繕をし、働きかけてなんとか埋まるような形の中で早め、早めの対応ということをやっていきたいと思っております。

集積に関してはさっきも話したとおり、農業委員会とか農家のみなさんとかいろいろな形の中で話し合いそしてまた今回も横山地区で新たな立ち上げがなされますけども、そういうところでいろいろな行動をとっていきたいと思っております。その中から集積に関して、私自身もみんなと声掛けながらやっていきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

よろしいですか。他にありませんか。7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

議案第2号でお伺いいたします。

まず歳出の7ページ、8ページですけども、20款の5項の7ページ、8ページ。(議長:「7ページだべ。」)入だが。入の7、8ページの中段ごろですけども、20款の1節雑収入であったまりランド深堀等資本費相当分繰入金、500万が入らないと。これがあの何年続いていっているのがなていうのと、執行部に社長もいるわけですけども、町長、あるいは町長部局としてもこの入るような努力をなされたのかどうか、あるいは人口減少の世の中で、この予算をずっと計上するのかどうか。毎年入らないということが続いていぐような気しますけども。それが1点お伺いします。

それから、今度歳出ですねっす。歳出の1、2ページ。2款です。2款1項の8節の報償費です。20万2,000円の減ということですけども、山形新聞の2月28日に最上川千本だんごの記事が載っております。この記事の中で、これは2015年ですから一昨年のこととなりますけども、この千本だんごでは駐車場を拡張したり、屋外トイレを増設したという記事載っております。そして同年、その年11万人が来店したと。すさまじい交流人口を町に呼び入れたと。こういう方は表彰されたのか、するべきだったのかというごどで町長の考えをお伺いいたします。

それから同じページで、そっから3、4行下の13節の委託料でストレスチェック業務。この60数名の方が対象ということで、これ校長も入っているのかどうか、全教職員が対象だそうです。ストレスチェックをやってかなりストレスがありそうな方が3名見つかったらしいんですけども、その後の対応が本人がするものだということで教育委員会としても手立てがないのがどうがなんですけども、やっぱりストレスを抱えたままでは教壇に立たないほうがいいんじゃないかなど、正常な授業するうえでにや。そのへんでの教育長の見解をお願いします。

それから、歳出の13、14ページです。6款ですけども、6款6項農地費の中で19節負担金、補助及び交付金の中に、最後の行に環境保全型農業直接支払交付金1,941万。これがあの肥料の散布どが畦畔除草、畔の除草の県の補助事業らしいんですけど、使い勝手が悪いのがどうが1,900万、2,000万近くが使えなかったようで、課長の話では肥料散布には機材が不足したり、あるいは畔の、田んぼの畔の草刈り除草のなんか面積が集積しなかったのかな。そういうなで要件に合わないという感じの説明いただいたんですけど、これ、町長これ見だどぎにどう感じだが。できればこれは使い勝手が悪いどすれば県に使い勝手の良くするようにゆつてもらわなきゃならな

いし、何らかの形でこう使える方法を執行部としても一緒になって考えでいがないど、担当部局はいわゆる要件が合わねがらもうダメですと簡単に事済ませでしまうんじゃないかなど思うんです。これ非常に今、農家の方、一昨年米価なんか下がって大変な思いしてるわけですから、こういうなのはできるだけ使うような方向で進めていってもらいたいという気するんですけどいかがでしょうか。

それから、同じく歳出の21、22ページですけれども、小学校費、中学校費の中に要保護、準要保護の方への就学援助やられておりますけれども、一般質問でもさせてもらいますけれども、いわゆる子どもの貧困云々ある中で就学援助が家計の苦しい方にきちっと届く、いわゆる仕事としては要保護何人、その子ども何人ということで、あるいは準要保護何人、子ども何人ということで規程通りの支給はなされるんだと思うんですけども、特に準要保護関係の方っていうのは、どのような形で教育委員会では対象者を捉えてんのかなど。要保護は生活保護ということでスパッとわかるわけですけれども、準要保護の方をきちっと捉えているっていうふうに答弁なるがと思うんですけども、そのへん非課税世帯って言うてるんですけども、私はよく使うのは均等割の税金の方でも考えるべきではないかというなごと言ってきてますけど、そのへんの教育委員会としての見解をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

あつたまりランドの件に関しては、社長に答弁させます。

私の答弁はまず千本だんごの表彰の件なんですけれども、11万人が訪れたというような山形新聞の記事にも載ってました。これも町全体またそば街道振興会、そしてまたいろんな商工会やら町全体の努力っていう形もあって、交流人口ということで11万人も来たと。それも個人的な努力も確かにあると思います。表彰式の後、町長室においでになりましたけども、そんなときにいろんな話をしました。また、個人的な表彰云々という遠藤議員のなんですけれども、表彰規程もないもんですから、もし皆さん方から、いや、やっぱりこれだけの人力して下さったらしなければならぬだろうかというような話が盛り上がったとしたら表彰しなければならぬし、今の時点では表彰規程というものはありませんので、これから考えていきたいと思っております。

それから13、14の件に関してですけれども、地域集積協力金と環境保全の件に関しては産業課長とも話し合いましたけども、使い勝手悪い、農家の説明しても使い勝手悪いというようなこともありまして、今後とも県と話し合いながらもう一回優しいような使い方を研究しながら、なるべく農家のこれだけの予算なもんですから農家に使わせるような努力をしたいと思っております。

あとは教育長に答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

第1点目のストレスチェック、2ページに書いてあるのは教育委員会関係ではないんです。これは総務課ですので総務課のほうで答えるべきかと。ただ内容が教育委員会の教員についてのことが触れられておりますので、それについてお答え申し上げます。

実際は20ページになるんでしょうか。20ページの13節のほうにあるやつですね。これは教職員の自分で自分の健康を知るためのストレスチェックであります。要するにいつの間にか過労になっていて心身の健康に害するようなことがあって、突然、本人が病気になったり、あるいは精神的に

きつい状態になったりということを防ぐためにストレスチェックをしておいて、そして自分の状況を自分でわかるようにしようというふうなことで始まったものでございます。ですから、本人が希望して答えるんですね。その結果、我々には来ません。ですから、これ何人ぐらいがストレス感じてるのが多いようですよというのは来ますけども、どこの誰とはこないのです。その中で自分がこれを公開してもいいですよ。要するに上司に話してもいいですよっていう方に関しては、上司に我々が、実はこういう先生がこういうストレスを受けてるようだ。については健康管理についてご配慮をいただきたいというようなことをするわけですね。そのためのチェックでございます。ですから、現在のところ皆さん健康で働いておりますので、議員おっしゃるように業務を軽減して教壇に立たせないほうがいいのではないかなというような問題ではありません。ただ、本人はストレスを感じてるようなので、我々は本人の心身の健康について配慮していくべきであろうということを本人ももちろん、教師も我々も気にとめていこうという制度でございます。したがって現在のところ3人高ストレスというふうに判断できる状態でありますけれども、それを解消すべく管理職とも話しながら、あるいはもしわかれば本人とも話しながら進めていきたいと思っておりますのでございます。

2つ目の要保護、準要保護ですが、明日の一般質問の答えをここでしておいてよろしいのでしょうか。そうすれば明日はなしになりますが、それでよければ詳しく申し上げますけれども、準要保護の基準についてだけは課長より申し上げます。

1. 議長(芳賀清君)

教育文化課長 荒井義孝君。

1. 教育文化課長(荒井義孝君)

それでは、私のほうから準要保護の認定の基準について申し上げたいというふうに思います。

大石田町要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱、この中で認定基準を定めております。準要保護者につきましては、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者ということが第1点ございます。その中で前年度、または当該年度において次のいずれかの措置を受けた者、世帯というふうなことで何項目かございます。一つは生活保護に基づく保護の停止、廃止を受けた者。2点目として、地方税法に基づく市町村民税の非課税世帯。それから主な該当項目だけ申し上げますが、児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給、受給を受けている世帯。2つ目大きく分けまして、同居世帯、生計を一にする収入額、これが生活保護に規定する生活保護の基準というありますので、その1.3倍以下の世帯について認定基準に該当するというふうなものが、主に現在当町で準要保護として認定されている人だけが該当する項目になるのかなというふうに考えているところです。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

そのような経過を経まして、現在、平成28年度でございますが、29年2月末では当町の支給対象者は要保護が1名、準要保護が小学校9名、中学校12名でございます。また、支給品目については学用品、通学用品費、校外活動費、校外活動の宿泊を伴うもの、あるいは修学旅行費、体育実技用具費、新入生児童・生徒学用品費、学校給食費、医療費等々の品目となっております。以上でございます。

1. 議長(芳賀清君)

大石田町地域振興公社社長 横山利一君。

1. 地域振興公社社長(横山利一君)

遠藤議員さんからご質問いただいた内容であります。あつたまりランド深堀の資本費相当分、今年度につきましても500万を全額減額をさせていただくということで、大変心苦しく思っております。

公社の会計上は、基本的に毎月50万ずつ10ヶ月いわゆる経費として計上しております。500万は当初の段階から毎月50万ずつの経費としての計上をしております。さらに、この10ヶ月分の状況を見ますと、引当金として計上しておるんですが、歳入的に現在の損益の状況といいますのは約1,200万円であります。この1,200万円をどうやって埋めるかという話になりますと、実はあの繰越の利益剰余金が1,100万ほどございます。温泉館のリニューアルの際にどうしても穴埋めができなくて、こちらの資本費相当分、全額減額をしたほかにもどうしても赤字というふうなことで、この利益剰余金から取り崩しをして埋めたという経緯がございますが、前期、さらに今期については取り崩しをしないというふうな方向でいきますと、まずはこの資本費相当分の500万円を減額をしていただきたいということです。さらに残り800万というふうになりますけども、これ実は公社の社員、フルパートの皆さんに対する賞与の引き当てを毎月計上してございます。こちらの経費の計上が約800万でございますので、こちらの賞与の引当金も全額なしというふうなことにしまして、どうにかプラス、マイナスゼロに持っていきたいというふうなことで、3月末の決算を迎えたいというふうなことでありますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

質問の趣旨はここ何年かずっと減額しているの、これからもずっとこういう形で予算を置くのかというふうなことだと思うんですが、会社とすればこの部分を前年実績、あるいは何年間の実績を踏まえて置いていただくというのは大変身軽になってありがたいことではあります。反面、町の予算の計上の仕方からすればですね、最終的にはこれを目標にして公社としての経営をしていただきたいというふうなこともありますので、大変板ばさみになっているんでありますけども、今後以降については、財政サイドと調整をしながらですね、本当に対応できるそういう予算措置をしていきたいなというふうには考えております。近々の状況を申し上げますと、実はあの任意の協議会でございますけども、村山地区の公共温泉の協議会がございます。さらにこれには声がけをして若鮎温泉も入っていただいております。毎月の日帰り入浴者数の公表を行っております。今年度状況を見てみますとですね、かろうじて100.2%、0.2%の増というのが1施設だけです。あとはすべてマイナスになっております。当公社も同類でありまして、現在9%ほど前期よりも入浴者が減っております。同時に虹の館の利用者、宿泊者数も減っております。さらには客単価も減っております。そんな状況を踏まえて、基本的にまさしく経営の改善をしなければならないというふうな状況ではあります。先ほど申し上げたとおり、公社の正社員あるいはフルパートの皆さんに対する賞与の引当金も最終的にはマイナスにさせていただいているというふうな状況もありますので、なかなかハローワークを通じての人員の確保というのは難しい状況にあります。昨年度はですね、大変助かったのは創生の交付金の中でふるさと旅行券ということで、これは議員の皆さんご承知だと思いますが、総額で600万ほどの予算化をさせていただきました。いわゆる宿泊者、町内の施設に宿泊した方については1,000円の商品券をおあげするという内容です。全額公社で消化したわけじゃございませんで、そのうちの大体470万ぐらいが公社の収入になりました。お土産なり、宿泊の際の飲み物に使っていただいたという経緯であります。今期はそれが当初からないということもありまして、現場のほうには大変厳しい状況で指示をしましてまいりましたが、結果的には今年度についても資本費相当分の全額を減額をさせていただきたいという内容でございますので、よろしくお願ひします。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

再度お伺いしますけども、あつたまりランドの繰入は予算書の審議もありますので、そこで私なりの意見、あるいは他の方の意見あるかと思えますから、それはそこで論議していきたいと思えますけども、やっぱり繰入の全くあてができない金額を載せた予算となると、悪い言い方しますと、頭っから架空の数字載せた予算になってしまうがなど、そんな思いもあります。それは答弁いりません。あとでまだ論議させていただきます。

それからあの、善行功労表彰関係ですけども、規程ではちょっと表彰当てはまらないという感じのそういう言い方の答弁いただいたんですけども、規程は当たらない中で山形新聞にもすごいスペースで出しております。この全国の表彰も受けでいられる方ですから、規程じゃなくて町長の考えの中で、それは規程の中にもなんか最後のほうに町長が指定するものはみだいなあるような気するんですけどもねっす。一般的な規程に当てはまらなくても町長が認定すればいいどがっていう規程ないのがどうがですね。そういうなでもういっぺん答弁お願いします。

それから、環境保全型直接支払交付金ですけども、何日前に私の地区でも新年度に向けての新年度に向けての環境保全、緑環境整備事業ですね、昔の。の、方針を決めらんかねていうごどで会合あつたんですけども、本当に農業がどうなるんだべっていうそごで結構議論になりました。横山地区全体のこの農家の実態調査がまどまっているんです。それで後継者がいる方、横山全体ですけども後継者がいる方31人、将来いるっていう方が22人、ですから53人がいると。31人、22人。後継者がいないっていう方108人で出しております。実態どしても春に水路の泥上げするんですけども、結構な距離に前ですと12人ぐらいこうやってきてやっておつた、今4、5人という実態です。それからこれは夏ですけども、大水路の草刈り、これも参加人数がどんどん減ってきてると。実際の農家からも続けで、この地域で農業が続けられる方法は法人化すかないんじゃないかという話まで出でると。そういうな中でやっぱり今がやっぱり今、今どしてやっぱり農業をさせでいごどが必要がなど思うので、この予算の使い勝手が悪いどすればもう県に使い勝手のいい者にして下さいっていうごど、町長が先頭切つて言う必要がありますし、いろんな方法があつて使える方法があるんだら、それは担当課ども協議してぜひ使うくらい使うど。して農家の負担を軽減するど。そういう方向をぜひ目指していくべきではないかなと思えますけども、いかがでしょう。

あと、要保護、準要保護は改めて質問、通告もしておりますので、その場でお伺いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

表彰規程に関しては総務課長から答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

今、遠藤議員からありました千本だんごやさんの表彰については私もそれなりの対象たる方だなどは思います。ただ、それを表彰する前提の表彰規程にどこに合致するんだかというのはちょっと悩ましい問題があります。遠藤議員がおっしゃるように、一番最後の町長が認める者というのがあるんじゃないかとおっしゃいますが、それはございませぬ。それを広く見るとすれば、大きく町民の模範となる者などに該当するしかないのかなと。今回、山新で大きく取り上げられたので特には思うのですけども、できれば今年の60周年記念とかですね、そういうところで表彰できれば本当は

良かったのかなと私は思っております。ただ、改めて大石田と言われれば、そばかだんごかと言われるふうに大きくなりましたので、町長と相談しながら今後検討していきたいというふうに考えております。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

表彰規程に関しては今の課長の答弁にさせていただきます。

そしてまたそのほかの農家のあれなんですけども、今横山地区では来週、横山地区の農家の皆さんが集まって新たな横山地区全部、里から全部入れてですね、そういうことの中で来週確か集まりがあると思いますので、その席上で協力、そしてまたこういうことがあるというような形の中で説明させていただきます。そしてまたそれ以外でも農家のこれからいろんな形の中でのありますんで、そのときにこういう予算もありますっていうことだけはきちっと挨拶の中ですべて入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

3回目で最後になりますけど、今、総務課長自身が大変いい答弁いただいたと思うんですけども、千本だんごは総務課長から見ても表彰に値する方だと言ってらるんですけど、町長はそのへんどうご覧になるのでしょうか。

それから農業の問題のほうですけども、横山のほうが統合して一本の集積、組織、農地集積の組織になりますけど、今のまんまで出がげでいって説明したら今までの説明しかできないと思うんです。県からも何らかの使い勝手のいいようにするよごがってものを持っていないけど、課長としては今までどおりですよって言ってしまったら何もならないと思っておりますので、そご町長自身なんらかに、地域に役立つものどしてなりましたごがってごでの説明お願いしたいと思うんですけども。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

課長とも相談しながら、今度の説明会で説明できる範囲の中で説明させていただきます。

それから千本だんごの件なんですけども、当然私自身も表彰に値するものだという気持ちはあります。ただ、どこの場所でどういうときにという点が難しいものですから、その点、課長、総務課いろんな関係者各位と話しながらやっていきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

最初に歳入の3、4ページ。14款2項4目の3節かな。社会資本整備総合交付金。今回2,940万9,000円。これが都市計画費補助金ということで、全協(全員協議会)の場では県内で使うところなかったということで余った、余ったっていうと大変語弊あるんだけど、使いますかっていうことで町が引き受けたという話。そしてそれを交流センターのほうへ回したというような説明もございました。これに関連してですね、これ歳入の7、8ページの21款1項2目1節の道路橋りょう債。ここに岩ヶ袋とか鷹巣地区凍雪害防止事業、岩ヶ袋・海谷は400万円。鷹巣は50万プラスっていう形の中でなってますけども、この社会資本整備総合交付金、そのまんまもらったやつを交流センター

に使うっていうのは、どういう要件なのかな。いろんな形で予算をどういうふうに使っていくか。いわゆる結局は財政の措置、どういうふうに町長は考えてらっしゃるのか。こういった補正予算も今度の予算も最終決断は町長がされてるということでしょうから、内容もある程度ご理解をしながらですね、提案されてるものと思って質問してるわけなので、こういった財政措置をどういうふうに考えて決定されているのかというところをまずお伺いしたい。そして、特にですね、これ一般質問にも絡んでくるんですけど、一般質問の時の時間短縮のためにもちょっとまず聞いておきたいと思うんですけど、これ全協(全員協議会)の場でも話しました。いわゆる一つは鷹巣地区の凍雪害防止事業、これに関してですね、簡単に説明すると当初予算からずっと国庫支出金、地方債、一般財源であるんですけど、途中で補正をして9月に補正をして地方債を増やした。その分、今度一般財源を差し引いた。そうした時にその時点でですね、一般財源の予算化がマイナス予算になると。最終的には帳尻合わせをしてるわけですね。国庫支出金が要望した以上の、要望したものでいうかな、大目に要望したけども思ったほどこなかった。最終的には帳尻合わせてしてるわけですけども、途中でもう予算がマイナス予算になってしまうというこの予算措置のやり方自体、町長これはあの許可してるんでしょうから、どうい、こういう措置をしてしまったのか。もともとこの国庫補助申請して内示をいただくのはいつのことなのか。内示をいただいてから本来発注をかけて見込みの中で事業を展開していくというのが本来であろうかと思うんですけども、その内示はいついただいたのかもちょっと確認したいというふうに思います。あとからもうちょっと詳しく、答弁いただいてからします。

もう一つだけ、先ほど遠藤議員もおっしゃいました。歳出の19、20ページの10款1項2目13節のストレス度チェックについてです。

説明によりますとですね、対象者61名、受けた人が44名、72.1%でしたと。その中の3名がちょっと重いという話をされて、これは個人的なものであってお一方だけ公表して、公表っていうかな、名前知らせてもいいですよということで教育委員会でも把握してらっしゃるとい話をいただきました。そこでですね、教育長の考えお伺いしたいんですけど、教育委員会としてはやっぱり先生方の監督管理等も当然担うところでありまして、先生がそういった重篤なストレスを持ちながらですね、最終的には結局跳ね返ってくるのは子どもたちだと思うんですね。子どもたちを指導あるいは勉強を教えるというのが先生ですから、ストレスをそれだけため込んでる先生が、何かもし事ある事件、事故とかあったときに、んじゃ、それ誰がそういう責任を取っちゃうの。そういうことはわかってたんでしょというのが、一つ外すために誰が名前もわからないというふうな形をとっちゃったのか。んでも最終的には子どもたちを第一にやっぱり考えるべきであって、そういう高ストレスを感じている先生方の健康ということも考えながらですね、いかにストレスを失くすような方策を教育委員会、あるいは校長先生が管理をしてらっしゃるんでしょうから、それもわからないとやっぱりできないということもあるので、その制度自体、ストレスチェックを始めた制度自体、先生方個人、個人がただ知って自発的にあのお医者さんに行くとかですね、そういったことで本来いいのかどうか。あまりにもこうそれをわかるような感じにしまうと、今度先生方も受けづらいということが当然あるのかもしれないけども、最低限その重篤だというふうな診断されたような先生方にしては、先生方の健康の心配、それから最終的には子どもたちをちゃんとした形で指導・育成をしていただくためにもですね、もう少しこの制度自体を透明化といいますかね、どういった形で言ったらいいのかわかんないですけど、いい方向にもっていく必要が私はあるかと思いますが、そのへんの教育長の考え、こうしていったほうがいいんじゃないかな、改善していったほうがいいんじゃないかななんていう考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

社会資本整備総合交付金に関しては、今回の最重要の課題であります交流センターをつくる上においてもこの交付金が必要であるということで、国会議員の先生方になんとか多くつけて下さるよというお願いをして来ました。この社会資本総合交付金が無くては、この交流センターが建てられないというような意味の中で私自身も何回もその交付金を多くいただくような形の中でいただいたわけです。そういうことで、この交流センターにこの金を交付金をつぎ込んだというような形の中で今回の予算を組んだわけです。そのほかに関してのマイナス予算云々という仕組みに関しては、私自身も課長とも話し合いながらやらせていただきましたので、課長のほうから答弁させていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

社会資本整備交付金をもらう、いただく要望する段階においてなかなか来ない。来なかったためにその裏財源として起債をいっぱい取りたいと、限度額いっぱい取りたいと。その中で予算的には交付金を予算で置きながら起債もいっぱい要望しておいたために、一般財源が一時的に△になっちゃったという現象だと思いますけども、議員もおっしゃられるように最終的にはつじつま合わせたというふうにおっしゃいますけども、結果的に財政上、一番良い方向にいくための方法として予算を確保しておかなければもらうことができないと。予算もありながらでない要望もできないと、そういうこともありますので、途中経過的には一般財源が、道路事業を見たときの一般財源です。町全体の一般財源ではありませんから、そういうのはあり得ます。あくまでも財政の運用上の一つの工夫ということで、できるだけ有利にもらいたいというのがための一時的な現象だというふうに思っただけならばなというふうに思います。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 布 川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

いつもありがとうございます。

やっぱりあのストレスチェックというのはですね、大変心配なところで、これはもう以前から高校などでもやっております。ただあの議員のご質問の趣旨から申し上げます。まず第1点。事件、事故が起こったらどこが責任をとるかというのがありますが、当然、監督責任がある校長であつたりあるいは教育委員会であつたり、それは事件、自己の内容にもよりますけれども、当然責任を問われるべき時があるかもしれません。そのためにもストレスチェックをしてこの先生の状況はどうなんだろうというのを我々は知っておく必要がある。ただし現在のところはプライバシーの問題がありまして、なかなかそれがなんですか、本人が了解をしないと医療機関から我々に流れてこないというのが皆さんご存知のとおりであります。

あともう一つは、ストレスの内容というのがあります。それが、業務に関するものが主なのか、あるいは家庭的なものも皆さんございます。心的ストレスというのはいろいろな場合がございますので、必ずしもこれが原因だと。たとえば外科的な病気のようにですね、骨折したからここが治ればすべて解決するんだというようなものだけではございません。そのようなことで、ストレスの分析もしなきゃいけないと思います。特に議員おっしゃるように、子どもたちの教育に影響があるよう

な場合が一番心配されますので、それについては、教育を司る我々監督、官庁がしっかりと状況を見ながら、日常の観察をですね、しっかりしていく必要があるんだろうというふうに思っているところでございます。

またあの、先ほど3名についていろいろ重篤であったり、あるいは高ストレスというふうなことがありましたが、あくまでもこれはストレスチェックの中で出てきたことであって、医療機関に受診するような段階には行っておりません。ですから、医師の指導が必要だという段階までにはいっていないのであります。ですから、重篤という文言だけを見ますとかなり大変なように見えますけども、そうではなくて、この先生は平常業務をしますけれどもストレスを感じているところもあるんですよということをご承知おき下さいというのが、今大石田町の3名の現状でございます。

さらに、質問、これをもっと透明化できないかということですが、難しいのはプライバシーとの関係がございますので、今のところストレスチェックは個人が自分の健康状態を知るためにしてるという趣旨で答えていただいておりますので、これが管理職なり、我々監督、官庁が知り得るんだという条件で彼らは答えてませんから透明化は難しいかなというふうに思います。しかし、我々としてはこの結果を全体の大体の傾向は我々見えてきますので、こういうストレスを解消するためにどのようなことができるか、特に学校教育の中で解消できることであれば我々の責任でございますからなるべく解消したいというふうにやっておるところでございます。たとえば、人が足りないのもこれは人的配置をしたほうがいいということで議員の皆様方からも了解を得て特別支援の支援員を置かせていただいてもおりますし、また次回の予算のときにも出てくるかとは思いますが、複式学級を持つと大変ストレスが多いだろうということで、その解消まではいかないけどもお手伝いできるような予算を組めないかということで町長部局ともお話をさせていただいております。

また、大石田町はコミュニティ・スクールという制度を使って、大石田町の町民全体が学校に協力してくれるという体制がほかの町よりはできておりますので、音楽であったり体育であったり美術であったり、あるいは総合的な学習の時間であったり、先生方のストレスあるいは業務を少しでも軽減、改善しようということで協力をしているところでございます。

今のところそのような状況でございますが、今後また研究しながらいい方向に持っていきたいというふうに思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

んじゃ、先にもうストレスチェックの、やっぱりあの最終的には子どもたちのためということを考えていただいでですね、適正な先生たちの管理、監督といいますか、そういったことを教育委員会としては、ぜひできればそのストレスチェック等をせっかくやったわけですから利用させていただきながらですね、先生たちの健康維持とか、強いては子どもたちへの教育がスムーズにいこうという配慮を教育委員会では考えて、ストレスチェックのやり方云々というのもですね、ぜひ議論していただいでやっていただければなというふうに思っております。そのへんよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、戻りますけども、社会資本整備総合交付金、国会議員の先生方にお願ひしてどうのこの、なんか趣旨が違う話なのかな。我々聞いたのは、だから最初に言ったほかで事業が行われなくてこれだけの予算が余ってるっていうとおかしいけども、出てきたのでどうですかって言われた。だからいただいたという話を聞いてました。交流センターつくるのが最優先だ。その最優先の度合の考え方っていうのちょっと人それぞれ違う、町長はそういうふうにそれが最優先だというふうに言

われるのかもしれませんが、実際それによって今行われている事業が遅れてしまうという事態も出てるものがあると。先ほど言われなかったんですけど、内示はいつ頃もらっているのか。それはもう一回お聞きしたいと思いますし、課長の答弁、課長の考えを聞いているわけじゃないんですけど、こういうマイナス予算、途中であってもですね、帳尻合わせればいいっていうわけではなくて、マイナス予算になるということ自体、本来はおかしい話なのかなと。自分どこでも予算これぐらいおいているから補助金申請で下さいっていう、言い方もわかるけど、んじゃ、それがなんで地方債なのか、んじゃ一般財源のほうにそのまま一般財源をとにかくなんとか増やしてっていうようなやり方もあるんだろうかなと。我々に説明が一切ないままにこういった財政のやりくり操作されるっていうことはなんでもできちゃうな。我々がなんにも知らない間にいろんな形をされ過ぎちゃうかなっていうのはちょっと納得いかない。こういう場合だったらやっぱり、今回はちょっと9月補正の段階でしたけど、一般財源のほうマイナスになりますけども実際はこうこう、こういう形でやっていきたいと思えますので、ご理解いただきたいとか、やっぱり知らせていただかないと我々も無頓着な形になっちゃってわからないことが多すぎる。それではよくないのかなと。我々の議会としての仕事考えればそういったこともある程度理解しないとまずいのかな。それを説明しないでいいんだって言われると議会軽視かなっていうふうに思ってしまうところがあるので、そのへんどういうふうに、町長の考え方ちょっと変だな。さっきの話、最初に戻った要望してもらったんだっていうふうな考えと、我々が説明受けたのとちょっと違うなというところがあるのが一つ。内示をもらったのはいつなのか、そこちょっと明確に話をさせていただきたいんですけども。2回目です。もう一回あります。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

内示をいただいたのは4月です。社会資本整備交付金に関しては、この交流センターを立ち上げる時点の中でどういうふうにしたら交流センターをいかに建築できるかということ、そしたら一番有利な交付金、町にとっては有利な交付金は社会資本整備交付金だというようなことの先生方、国会議員の先生方とも話し合っただけでそういうことの要望をまずすべきだというような形の中で私自身が動いて要望をいただいてきたのがこの金額であります。そういう点の中で交流センターを立ち上げる資金ということがこの社会資本整備なもんですから、最後の社会資本整備交付金をいただいたという、この金額になった。その流用云々に関してのことはいろんな内部的なやり方も町としてあるもんですから、大山議員に不信感を抱かせたような形になってしまった。そのことに関して総務課長のほうからもう一度答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

総合交付金をいただく大きな意味では町長言ったとおりなんですけども、今、大山議員がおっしゃった交付金が県のほうに配分ってきて、県の取りまとめの中でやや余剰金ができたと。で、従来から大石田欲しい、欲しいと要望してるんでしょうと、もしよかったら使っていただけないかということで、大石田町に使わせていただいたというのが事実であります。ので、そもそもの社総交の基準額まで届かないものでありますから、それを入れても全然、基準額以内なので大石田町は受け入れるキャパがあるよと、もらう資格があるよということでもいただいたところでもあります。

町長が内示が4月というのは、個々の申請でないとはっきりは言えませんが、一般的には4月申請の5月、6月内示、それが4月付でくるともあろうかとも思いますが、そのような4月、5月の

中の内示、道路部局、それからまちづくり課の中でいろいろあろうかと思いますが、申請、申請それぞれ違います。おおよそ4月、5月だというふうに思っております。

1. 議長(芳賀清君)

議会に説明しなくていいのだがというごどなんだ。ちょっと総務課長。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

補正の行う中での一番表面的な部分については予算書という形で出てきますけども、今回のような、一つ、一つの事業をバラした中ではどうしても予算書では出てこないことがあります。さらに、事業コードごとに分ければそういう案件は出てくるかもしれませんが、そこまで分解して教えるというのであれば、私どもも分解した中で説明をしなければならぬというふうに思っております。そこまですると非常にボリュームも大きくなるかとは思いますが、逐一、報告していただきたいということであれば、ぜひ前向きに検討させていただきたいと思っております。ただ、今回のことがいいんだよというふうには私決して申し上げません。できるだけ財政係として最終的にいっぱい起債をもらい、交付金をもらうがための方便であるということをご理解いただければというふうに思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

認識的にはいいことではないなという認識でいらっしゃるようですので、良心はあるかなというふうには思うんですが、んじゃ、4月に内示をもらった、町長がそういうふうな話、なんで4月にもうもらってるものが今頃出てくるのか。もう1年も経って出てくるっていうのはどういうことなのか。もっと早めに出して交流センターのほうにこれを使うんですって、なんで我々に出てこないのかな。去年の4月内示いただきましたって今言われたのに、もう1年ですよ。それも変な話。本来は先ほどだから我々が聞いた、全協(全員協議会)で話を聞いたときにはほかの地域のいろんな事業があって、総枠があってこれぐらい余剰が出てくるよ、それが4月の段階でもうすでにわかるっていうこと自体なんとなく、いろんな予算を出してっての積算で4月ぐらいにわかるんだろう。わかるんだしたらそれはもらえるんだな。向こうから内示がきた、4月には内示が来たっていうんだしたら、6月議会にぐらいにはもうそれを入れて報告すべきなのかな。1年もそれを留置いて今頃出してくるっていうのはどういうことなのかな。そのためにさっき言った、たとえば鷹巣地区のやつなんかは地方債を当て込んで一般財源をマイナスにしてしまって、結局国庫支出金、補助金をあてにして50のものがたとえば100に膨らましてやって、当然100来ないんだからっていうので膨らましてやって、来たのが半分もない状態だったっていうことからいろんな事業の予算も減らす、それは12月補正でやってるわけですね。減らす、んで国庫支出金も思った以上に来ないからその分も全部減らす。その分地方債で先に出したけども、結局その増やした分も減らす。そして一般財源にそれをドーンと持っていったら。結局、単独で費用をたくさん出さなきゃいけない状態に陥ってしまっているというのが現状だと思うんですね。だからそのへん、そういう財政のやり方、交流センターを早く建てたい、建てたいはわかるけども、一般住民の生活のほうに逆をいうと大事じゃないですか。そのへんの考え方どうなんですか。一般住民の方の毎日の生活を守っていくほうが私は一番大事だと思うんだけど、交流センターは早く建てなきゃいけないとは思いますが、それが第一だという考え方自体、これは考えの相違かもしれないけども、こういったことをずっとまたやっているとすれば、議会としても必要以上に突っ込んでいかなきゃいけないのかなというふうに思うんですけど。さっき言ったまずは最後ですから、内示をもらったのが4月そしてなんで今頃出してきた

のっていう、その我々が全協(全員協議会)で受けたのと全然違うような話になってますので、そこだけお聞きしたいと思います。

あとは、一般質問でもさせていただきますので、そこだけ答弁願いたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

内示に関しては総務課長に答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

最初に私申し上げました内示については、一般的な28年度当初の内示について申し上げたつもりでした。大山議員がその追加分、県内余った分を使うのはいかかですかと言われたのが、のご質問だとは私思っておりませんでした。それについては、担当のまちづくり推進課長からお願いいたしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

全員協議会の中でも今般、補正の増をお願いします社会資本整備交付金についての流れをお話したところであります。

基本的には、28年度の追加交付としてお受けしたところであります。28年度の予算につきましては、前年度に概算の要求ということで27年度、大体10月から11月頃、国の予算編成時期に併せて概算要求を行います。それが固まったところで本年度の予算の申請ということで4月に交付金の申請、補助金の申請を行うわけでありまして、各市町村そのような形で交付金の概算要求に基づきまして交付金の申請を行いまして、実務的には6月頃になろうかと思っておりますけれども、それが4月付で来るという場合も国の予算の編成上の流れの中であることとございます。各市町村そのような形で交付金の事業を行いまして、事業進捗の中でどうしても未消化が出ると。たとえば用地交渉が難航して道路本体ができない、こういう事例があろうかと思っております。このようなときには、県全体で未執行部分を補てんするために、失くすために市町村のほうに声かけをします。これが追加交付の中の手順でございます。一般的には年度末、もう交付金は使えないよという各市町村の状況の中でそういうところを県のほうで掌握しますので、どうしても年度末になるという形があります。これらの手続きが1月から2月に行われまして、今般この金額で追加交付をお受けしたところであります。

なお、町のほうでこういうふうな交付金の追加交付を受ける段取りとございますか流れについては、町長の要望活動もあろうかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

1. 議長(芳賀清君)

ないだ。

(大山議員:「もう一回だけいい?全然矛盾してるじゃん、だって今の。町長が答弁したこと。我々はそういう今の話は全協(全員協議会)で聞いてますよ。だから話をしたんであって。そしたら町長がなんて言ったの。だって。4月に内示もらったって言ってるんですよ。全然違う話だよ。それ。」)

いいがっす。町長。

1. 町長(庄司喜與太君)

それは、当初の内示ってということの意味の中で答弁しました。

(大山議員:「当初の内示って、この交付金は4月に内示もらったっていう話を町長最初したじゃないですか。全然、話、違う話してるよね。理解してないんじゃないの。」)

1. 議長(芳賀清君)

町長、どうだ。

1. 町長(庄司喜與太君)

通常の内示ということで4月ということで答弁したつもりです。

(大山議員:「マイクなし。聞き取れず。」)

1. 議長(芳賀清君)

休憩します。11時15分か。

休 憩 午 前 11 時 07 分

再 開 午 前 11 時 15 分

1. 議長(芳賀清君)

再開します。

休憩前に大山議員からの最後の答弁を町長お願いします。町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

大山議員の質問の内容の中で、当初予算内示ってというのは当初予算の中での答えということにしたっていか、そういう話の中での答弁ということになってしまいましたので、お詫び申し上げます。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。8番 齋 藤 公 一 君。

1. 8番(齋藤公一君)

歳出のほうで、6款1項6目13節の農地費の中の委託料。大浦地区土地改良事業調査計画策定委託料というふうな項目なんですけれども、これ全協(全員協議会)でもちょっと聞けば良かったかなと思ったんですけども、一応あの計画が出来上がりまして今年から着工しますよという全協(全員協議会)での話があったわけですが、これはあの計画が出来たわけでありますから、総額でどれぐらいの金額になるのか。あと今年から事業をやって何年その事業がかかるのか。それならあの町の負担、あるいはまた受益者負担というごどでどれぐらいなるのかちょっとお聞きしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

産業振興課長に答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

産業振興課長 井 莉 清 隆 君。

1. 産業振興課長(井莉清隆君)

齋藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

大浦地区の土地改良事業については、最初に総額であります、今のところ概算ですが2億3,000万程度というふうに見込んでおります。工期につきましては、県からの標準工期というものが示されておりまして、その程度の事業費ですと8年という、5億以下は8年、5億以上は10年という標準工期であるというふうに示されたところであります。これについては、2億程度の工事で8年ということは随分長いということで県のほうには申しておりますが、そんな形で示されているところで

す。あと、町の負担については事業費の10%で、地元負担については受益地帯の農地の集約が進めばいわゆるあの負担なしという形、結果的には、本来7.5%の負担なんです、これが戻ってくるというふうなシステムになっておりますので、地元負担なしというふうな形になるという内容で進んでおります。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 8番(齋藤公一君)

8年ということは結構かかるね。なんとかこれ事業短縮して4、5年で終わるようにひとつお願い申し上げたいと思います。

あと、地元負担ということでこれは集積度合いだというような話がありましたが、これはあの集積関係については地元とはどのような話がなされておるのか。今ね、現在で。それがらそれに対する見通しなんかはあったらちょっとお聞きしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

産業振興課長 井 莉 清 隆 君。

1. 産業振興課長(井莉清隆君)

集積の状況であります、受益地が18.1ヘクタールございまして、その受益地に所有する方が今15名。これまでの話し合いで進んできている計画が担い手4名ぐらいにその農地を集約させましようというふうなことで、地元とも話し込んでおりまして形成できているということで進んでおります。

1. 議長(芳賀清君)

よろしいですか。他にありませんか。3番 小 玉 勇 君。

1. 3番(小玉勇君)

歳入のほうで3つほどお願いします。

まず2ページ。使用料及び手数料。先ほど村形議員からありました公営住宅の使用料の話です。

先ほど町長は、その空いている部屋の解消のためにがんばりますって話あったんだけど、これだってあの考えてみると、先日のその全協(全員協議会)の話だと月15万以上の収入があれば入れられないような話をしたと思うのよね。そういうことも考えると、その応募がないっていうのはどういふふうで町で理解してんのか、要するに収入がみんな多くなってるのか、それとも物件が汚すぎて入りたくないって言うてんのか、そのへんのところの認識をお伺いしたいと思います。

次、4ページ。国庫補助金の総務費国庫補助金、男女共同参画で今回また10万ぐらい金余ってしまったんだろうけども、これ報告受けたって話を先日聞きました。この報告の中で町で結局どういうこと、たとえば今、国なんかで議員の候補者の数を男女一緒にしろとか、管理職をもっと多くしろとかそういう話を受けたのかどうか、そのへんをこれからどうしていこうかっていうことをお伺いしたいと思います。

次、6ページ。17款の教育費県補助金、被災児童生徒今回なくなったって話なんだけど、大石田町に全協(全員協議会)の話だと大石田町に住むという、評定をすると当てはまらなくなるって話を聞いた、説明を受けたような感じなんだけど、ちょっといまいよくわからないので、住民票を移動するってどういう意味なのか、それともずっとこれから永住するって何を表明するってどういう意味なのか、そのへんのところをお願いしたいと思います。

次は、歳出のほうでお願いします。

歳出の4ページ。2款1項の13目19節負担金、補助。その中に資格取得支援事業55万残ってしまったんだけど、これやっぱり町のためにね、役に立つようにするためにいろんな資格を取らせてるんだと思うんだけど、もう少し詳しく。それでこれを取った人たちが、どのように町のほうに実際この影響を及ぼしてんのかどうかをお願いしたいと思います。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

公営住宅に関しては、確かに先ほど村形議員にもお答えしましたが古い。やっぱり私も今回99歳の祝いに公営住宅にしばらくぶりに入ったんですけども、確かに古い。やっぱり内装をやっぱり替えなければならない点少しはあるのではなかろうかな。そういう点で今後、まちづくり推進課と一緒に考えていかなければならない問題だと思います。

また、外観の問題に関してもやっぱりイメージ的にもうちよつと明るくしなければならぬ点があるのではなかろうかなというような気がしております。

男女共同参画に関しては、まちづくり推進課に答弁、まずはさせます。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

今年度、まちづくり推進課の事業といたしまして男女共同参画計画を策定し、その委員会を組織したところでございます。

内容につきましては、全員協議会のほうである程度のことお話をさせていただきました。計画の内容といたしましては、町として行政として取り組む分野、また町民が自ら取り組む分野という事で、男女共同参画の社会にするための施策っていう事で盛り込んでおります。最終的にはいろんな分野で、たとえば各地域の公民館長やら区長さんへの数値の目標、各種委員への女性への登用の数値目標など具体的な数値目標を掲げているところであります。それらを今度は次年度からはどのような形でなるのかというところも検証していくというふうな部分も盛り込んでいましてございます。

現在、町のホームページのほうでパブリックコメント等をいただいておりますので、最終的に計画が出来たあかつきには議会のほうへご報告させていただきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

次の問題は教育委員会に答えさせていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

教育文化課長 荒井義孝君。

1. 教育文化課長(荒井義孝君)

これについては、昨日もちょっとお答えしたような記憶ありますが、国からの被災児童生徒就学支援事業等のQ&Aの中に、対象になる方っていうのは避難区域での住民、それから避難してきたというふうなこと。あと生活困窮者であると。生活困窮者については昨日申し上げましたが、要保護児童に対する就学支援事業などに該当する者というふうなことになってます。ただしということで、本人の申し出等により避難先に定住をした、またはすることの意思確認がなされた場合、それは該当しないというふうなことで、28年度前にですが、27年まで該当してきた人についてその旨確認をし、定住する旨というふうなことを意思確認をしたということで該当にならないというふうなことになるかと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

町長、報酬削減効果事業。町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

資格取得に関してはまちづくり推進課長より答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 吉田茂君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

資格取得支援事業につきましては、28年度から新たな試みとして展開をしたところであります。内容につきましては、非生計また休職者については資格取得に係る補助金として上限10万円。正規の雇用者については上限5万円というふうなことで予算化をさせていただいたところであります。資格の内容につきましては、ほとんどの資格、〇〇師とかなんとか師、今回の中では車両系の免許とか電気工事等の資格でなことで、その申請を受けたところであります。具体的には4件、該当者が6名というふうなことで申請を受付して交付をしたところであります。そういうふうな内容でありまして、基本的には資格の内容はほとんど網羅できようような内容になっておりますので、広く周知をしながら皆さんに使っていただけるような手法を考えていきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小玉勇君。

1. 3番(小玉勇君)

まずその公営住宅の話だけど、これは結局でも収入が多いと入れないわけですよ。空き家を解消する、空き家っていうんだが、空き部屋を解消するために少々金があっても入れるっていう意思はないんだろうか。結局入ってこない、応募がないっていうのは汚いからだっていう認識でいいんですかね。町長。

それからですね、さっきのその被災地の話だけど、定住するっていうその意思、意味なんだけど、なんだろう。ずっとこう来迎寺のこと言ってるんだと思うんだけど、来迎寺にずっといるっていう意味を言ってるのか、福島に帰らないっていう意味があればそれでいい。いいこと言ってるのかな。ちょっと意味がわかりませんよ。定住っていう。たとえば何年とかいう意味なんだか、そのへんのちょっとお願いしたいと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

住宅に関してはもうちょっといろんな形の中で検討していかなければならない問題もありますので、そのへん今後検討していきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

教育文化課長 荒 井 義 孝 君。

1. 教育文化課長(荒井義孝君)

国の要綱と補助要綱についての定住の定義、明確にはされておられません。そこに住む意思があると。持家を買う、あるいは住所を移す、あるいはそこで生業となる仕事をやる、そういうなことを総合的に判断をして定住というふうなことになるかと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

よろしいですか。他にありませんか。1番 岡 崎 英 和 君。

1. 1番(岡崎英和君)

歳出の5ページ、6ページをお願いします。

2款3項1目19節の負担金、補助金及び交付金です。71万1,000円の減。これ内容としては通知カード、個人番号カード関連の事務委託金がこれに関しての減ですが、町民の手元に通知票が届きマイナンバーカード交付申請した動きもほぼほぼ落ち着いてきた時期かなとは思いますが。そうした中で、実際こういった71万1,000円の減ということはそれだけ交付申請がなっていないのが事実かなというふうに思えます。全協(全員協議会)での説明で聞きますと、1月31日現在、460件、これはマイナンバーカードの発行件数です。対象町民の割合で見ると6.2%。ちなみに私もこれは手元に通知票が届いたときに、率先垂範と思い、真っ先にマイナンバーカードを交付させていただきました。この数字を捉えて町長いかが思われますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

マイナンバー制度におけるそのマイナンバーの取得っていうか、少ないなっていう気はします。議員の皆さん方はほとんどマイナンバーはやってると思うんですけども、ただ今回の確定申告の際に、たぶん少しは増えるであろうというような気がしております。今現在、この数値よりも上がってるのではないのかなと思ってます。町民税務課長に答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

町民税務課長 大 沼 弘 子 君。

1. 町民税務課長(大沼弘子君)

マイナンバー交付の状況ですけども、全員協議会のほうでもお示ししましたとおり、460件ほどの数値になっております。今、町長からありましたけれども、申告の際にマイナンバーカード提示ということもありますので、その際、紛失したとか、どこにいったかわからないという方が結構いらっしゃって、その申告の際にマイナンバーカードの再交付を求める方も増えてはおりますので、若干は増えるかと思えますけれども、今後は横ばい状態になるのかなという予想はあります。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

1番 岡 崎 英 和 君。

1. 1番(岡崎英和君)

ありがとうございます。実際私もマイナンバーカード手元に届き、そのメリットというものが体感できなかつたのが実際でございます。今、説明あったとおり確定申告には必要だよということで、この時期このタイミングで今まで交付申請しなかつた方は多少なりとも動きがあつたのかなあというふうには感じ取れます。いずれちよつとあのこの6.2%という交付実態、自身も絶対メリットのある、町民自身がメリットのある行為ですので、ぜひとも網羅して一人でも多くカードの交付ということになげしていきたいと私も思ってますので、そのへんのたとえば町長の拡販する考え、こうしたらいいんじゃないかというものがあればお聞きしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

マイナンバーに関してなんですけども、自分の財産が全部中身が知られるのではなかろうかという恐怖感がある町民も持つてる点が多いと思います。今の時点で増やすっていうのは非常に難しい点があるのではなかろうかなと思いますし、国としてもたとえば今現在、証券会社なんかにおいてはマイナンバー制度を通告すると税はかからないですよっていうような方向付けもやってる証券会社もあります。そういう点においても一度マイナンバー制度っていうものに関しての、国の考え方は増やすように何かしらの、飴玉っていうかおかしいかもわかんないんですけども、そういう形の中で行われるのではなかろうかな。このままでいうとマイナンバー制度っていうのは、たぶん増えない点、増やすような努力は国はもう考えていくと思いますんで、そういうところで町としても考えていくような方向でやっていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

1番よろしいですか。他にありませんか。4番 関 幸 悦 君。

1. 4番(関幸悦君)

歳出の2款1項1目一般管理費の中で、13節の委託料、職員採用試験委託料ということで、その中で全協(全員協議会)で職員採用に関しては応募した旨については9月19日、それから12月に2回実施しているということで説明を受けました。その中で、応募の中では一般職、それから保育士、保健師の募集をしたことでございますが、私あの12月の質問の中で町長に質問したんですが、その中で管理栄養士の職員をということで質問したんですが、その中では交流センター後に検討しますことで話がございました。そしてその後に管理栄養大学からなんか就活活動が当町にみえたとは私は聞いておりますが、町長はどういう対応をしたのか、ひとつその点1点と、歳出の3、4ページですが、2款1項6目企画費の19節の中で、空き家バンク登録促進補助、空き家バンク利用促進補助ということの中で、空き家バンク登録には10件予定していたんですが、なかつたということのあります。それから、空き家バンク利用促進に関しては3件を予定していたんですが、1件があつたっていうことを報告を受けましたけども、これは町長は常にいっておりますけれども、定住対策の面でそういう予算化をしたのかなど私は思いますけども、その他に私は空き家については前から言っているんですが、危険家屋が結構当町にはありますけども、町長は当町にあります危険家屋の行政代執行っていうのは考えているのか、その点2点お尋ねします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

一つの管理栄養士の件の、県のほうから就活っていうかなんとか採ってほしいというような、採用をお願いしに来ました。その点で、実はある議員の方からも毎年のように質問されます。ということ

を答えました。それで同じように今回交流センターができますので、その線で必要であるならば子育て支援、いろんな生涯教育、いろんなところが入ってますので、そこで必要とあるならば考えるというような方向で、同じような関係員に12月の議会でお答えしたようなことを先生方にお話しました。で、議会をしていただきました。

それから、空き家バンクの強制執行の件なんですけども、今のところは非常に難しい点が多々法律上の問題もありますし、そういう点で今のところはやるつもりはないってということではないんですけども考え直すような、部門の中でもう一回検討しなければならぬこともあるものですから、そういう点で私自身はもう一度考え直した形でやっていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

4番 関 幸 悦 君。

1. 4番(関幸悦君)

管理栄養大学から来たなんかが区長さんと、それから県の管理栄養士会長さんがお見えになっていろいろとお話を聞いたと思います。そういう意味で、これは大石田には何回も来ている件でございます。そういう意味で、ぜひ今度交流センターが8月から運用されますけども、その職員の配置に関してもある程度は考える中で、その中でいろいろと交流センターの中でも健康管理とかいろいろ、子育て支援、それから社会福祉協議会とかいろいろとございますが、その中で専門職の職員を配置して、より良い大石田町の健康づくりにすべきと思います。

あと、空き家に関しては、空き家バンクに関しては本当にこういう取り組みだと私は思いますけども、なかなか3件予定したんですが、1件はあたっていうことでありますが、ぜひ定住対策は定住対策、町長は安心、安全のまちづくりということで掲げています。ぜひそこは私も何回もその件については、空き家危険家屋についてはなんとかしてほしいということですが、今のところ考えていないということの町長の答弁ですが、ぜひそこについてはなお検討でなくて実施する方向でやってほしいと思いますけども、町長もう一回お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

明日、小玉議員の質問にもありますので、明日答えさせていただきます。

(関係員:「明日は明日で小玉議員さ答弁して下さい。それを基にして明日すっべがら。」)

1. 議長(芳賀清君)

町長、もう一回。町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

空き家バンクに関しては、その強制代執行に関してはもう一度、いろんな法律の面を考えながらやっていかなとけないと思いますので、十分に考えて皆さんの理解を得ながらやるんだったらやるというような方向で考えていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。ただちに採決に入ります。

これより、議案第2号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第2号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第2号「平成28年度大石田町一般会計補正予算(第8回)」は、原案のとおり可決

されました。

次に、日程第2. 議案第3号より、日程第7. 議案第8号まで以上6件を一括して議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。2番 村 形 昌 一 君。

1. 2番(村形昌一君)

7号です。歳出6ページ。4款1項1目8節報償費、介護のやつです。予防介護教室講師謝金20万減ということで、話をお伺いしますと講師じゃなく職員で対応したと。中身はあの100歳体操とかいろいろそういったことを、前よりもゆってみると保健福祉課の方一生懸命やってるのかなというように理解したんですけれども、やはりあの専門職の方から来ていただいてお話なんかしてもらくと、あのやっぱり最新の事例なんかとか出てくるのかなというふうに思います。やはり介護、これからますます大事な分野になってくると思う中で、今回の減額というのはいわば残念な部分のかなと思います。専門的な人からやはりしっかりとした指導を取ってもらうことに関して、町長どのようにお考えになられますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今年は減額というような形になりましたけども、すばらしい優秀な先生がいらして下さるような先生がいるならば、また追加した補正で追加し、いろんな話をお聞きしたいというような気持ちです。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 2番(村形昌一君)

私もあの聞き慣れた話ばかりずっとしてる先生だったらあまり意味もないのがなど思いますけど、理想論でいうと、やはりすばらしい先生の講演を福祉課の職員さんも聞いていただいて、それを町民に伝えていただきたいなというような思いでおりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

そのときには職員も一緒になって講演を聞くというスタイルでいきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番よろしいですか。他にありませんか。8番 齋 藤 公 一 君。1

8番(齋藤公一君)

議題4号次年少子簡易水道の件であります、これあの町長にもたぶん、町のほうにもそういう話が来ていると思いますが、水源地のところの山林のほうの買収問題であります。これについて、私から次年少子の方から、ぜひ水源地の山林はよその業者を買われるということになるとゆくゆくの水源地に心配だというごどで、これ町のほうでぜひその水源地の山林を買っていただきたいという話があったわけですが、町長としてはその点いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今、齋藤議員のおっしゃるとおりでありますし、町としては買うつもりであります。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋藤公一君。

1. 8番(齋藤公一君)

そういうごであるとするれば、次年子の方も大変喜ぶと思います。

ところであの、これあの面積はどれぐらいあるんですかね。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

水源地の上のほうの山林に関しては、まだ何ヘクタールあるかどうかは測ってないもんですから、それを測量して買わないければいけない部分は買うつもりであります。

1. 議長(芳賀清君)

齋藤さん、この件はもう少しあどのほうがいいな。よろしくお願いします。

他にありませんか。7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

議案の第3号、国民健康保険会計で、議案3号の最終ページになります。歳出9款。この中で25節に積立金2,000万、出ております。全員協議会の課別の審査の段階で担当主幹の方から、6,100万、今年度に関して言えば6,100万の黒字になるという説明を受けました。今年度の当初で国民健康保険税改正がありまして、上げ幅で24%だか26%と大変大幅な上げ幅だったと思うんですけども、これを見ますと上げ過ぎだんじゃないがど、国民健康保険税ちょっと取り過ぎじゃないかと思ったんですけども、この1,600万の黒字という観点で町長、どう考えますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

6,100万の黒字っていう数字でなくて、2,000万の積立金という形で捉えてよろしいですか。

(議長:「見込みでな。」)国民健康保険は高額医療という問題点も、高額医療が多ければ当然すぐ赤字になるというような傾向にあることは事実でありますし、積立金があったからじゃ取り崩すということは、私自身はしたくない。私自身も国保運営委員として約20何年間やってきました。私は共産党議員でありました加賀議員が、いつもこの国保の余るとこうい積立金云々という形になると、今後のためにも取っておかなければならない、積立てはするときは当然しなければならぬというような方向付けの中でやってきました。その点で最初は大石田の国保運営委員会も上げることなくスムーズな国保運営委員会はやってるんだなというような気がしておりますし、今、各町村で国保運営のなんていうんですか、その基準どおりにうまくやってるといのは、積立金があるときに取り崩しかしないような町村が国保運営を本当にスムーズな運営をやってるといようなことを思い、積立金があるときには取り崩していいことであって、やっぱり積立てを少しずつまたやり、そしてすれば大きな国保税が大きく変動するっていうことはないだろうと私自身思いますので、この積立金を取り崩すというような気持ちはありません。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

積立金を取り崩してもらいたいという質問していないんですけども、要するに、この補正の予算で明らかになってきているのは黒字が非常に多くなったと。で、なんでこんなふうになんどのということでお伺いしたら、算定の基礎には過去3年間の所得、税収、そういったものが算出するという答

弁でありました。その中で国民健康保険税は農家の方が多いわけですが、自営なり、農家の方が多くはすけれども、平成25、6年あたりに農業収入がかなり減った時期があつて、つまり、国民健康保険税には世帯割、所得割、資産割ありますけれども、所得割の部分で低い所得を基に計算したためにあんなに上がったんじゃないがど。上げ過ぎだんじゃないがど。それを元に戻さないと具合が悪いんじゃないかと、取り過ぎじゃないかと、そういうふうには私見なんですけども。算定の現在の国保が決められた時点での所得、それはちょっとズレでど。しかも今年度は町民税、増収なるそうです。んだがらそういったものの改めでここ3年ぐらいの去年どと一昨年含めた3年度ぐらいのものを基礎にして計算し直す必要があるんじゃないがど。というのは特に単独で町長が責任持って運営でざる唯一の事業と言つていいと思ふんです。国民健康保険。町長が決められるんです。んだが、決め直すべきでないがというごどでお伺いしますけども。機器が多いほどいいつていう、余計取つたほうがいいと、そういうごどになりますけども、そごらへん、算定し直すと、そういうごどについていかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

国保加入率つていうものは、年々減つてます。加入する人が。というもんですから、やっぱり財政を担当するにおいても2,000万云々つていう、高額医療が2人、3人ということが増えればすぐ2、3千万つていふような、高額医療が増えればなくなるつていふような状態のが今の医療制度であります。

たとえば、薬一つをとつても1,500万、一人2,000万つていふような時代です。がんの薬なんかはそういうことなもんですから、ここで積立てがあるから、余つてるから、積立金があるからまた下げる云々、これは繰り返しになると逆に加入率が来年度になるとまた国保の加入率は少なくなるだつていふようなことが想像されますので、ある程度の基金つていふ積立金、基金つていふものが私自身は国保財政にとっては持つてなくちゃならないだつていふ。特に30年度におきましては、県が一括した形の中で国保税がいろんな形の中で提示されるつていふようなことなもんですから、今年度はこういう形の中で取り崩すつていふのはいかがなもんかなつていふようなことです。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠 藤 宏 司 君。

1. 7番(遠藤宏司君)

町長の答弁はもう15年、20年前から言われできたごどの繰り返しだと思ひます。極端ないい方申し上げます。町の予算つていふのはみな単年度でやつてます。昔は基金があれば利子が付くど。すぐ利子付いだ時期あるんです。億単位で基金持つてど。その利子の果実を利用するつていふ時代が以前ありましたけども、今は利息付きません。ほとんど。極論的にいふと基金なしで国保に不足が生じた場合、その不足を埋める当面の財政措置をして、次の年に町民にいや不足したので上げましたとゆつたほうが、極めでわがりやすいと思ひます。今、ごどで基金積立金2,000万したどしても、さらに4,000万が年度末の最終の段階で出でくる可能性あります。さらに基金が貯まる可能性も出でくると思ひます。それは算定が誤つたど、余計取り過ぎだどいふふうには私思ふんですけども、あくまで積立ては多くつても誤つていないと、それでよいのがどが、最後に答弁お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)y

今回はそういう積立基金の内容、ちょっと私まだ勉強不足で明日答弁しますが、私は、これから今後、高額医療が大きくなればなるほど高額医療が本当にかかってきた場合に、すぐ積立金云々なんていうのは取り崩すってということが想像されますので、私自身は積立金を崩してまで云々ということとはしたくないなと思っております。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

暫時休憩します。午後1時再開します。

休 憩 午 前 11 時 58 分

再 開 午 後 1 時 00 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第3号「平成28年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第4号「平成28年度大石田町次年子簡易水道特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第5号「平成28年度大石田町学校給食事業特別会計補正予算(第4回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第6号「平成28年度大石田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第7号「平成28年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第8号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第8号「平成28年度大石田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8. 議案第16号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第16号「大石田町町民交流センター設置条例の設定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9. 議案第17号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。5番 村岡藤弥君。

1. 5番(村岡藤弥君)

まもなくできて、今年の秋には始まるということで、第4条のセンター長、大体今のイメージでこれまでの生涯学習のグループの主幹あたりがあつちの場合は館長になっていたかと思えますけども、そのへんはどういったイメージでいくのか、お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今、村岡議員がおっしゃったように、生涯教育センターの主幹が管理するというような方向の中で今検討しているところであります。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村岡藤弥君。

1. 5番(村岡藤弥君)

10ページの10条。設備器具使用料、町長が別に定める額ということで、課別の中でいろいろ例として舞台設備には2,300円、証明設備には10,700円、音響設備には7,400円というような額の例がございましたけれども、今回、まずは前から言っている業者に委託しながらそういった機械は使うというような話でございましたけれども、今年に限っても結構祝賀会、あるいは記念コンサート等も今の段階で準備なっておりますけれども、ゆくゆくは職員をまず育成してやるというような課長の話でありましたけれども、そのへんぜひもうはじめから職員がしっかりと実施できるようなスタイルにすべきなのかなと思いますけれども、いくらかかるのか当初予算のほうで話はなるのかと思いますけども、そのへん今のうちからやっぱり職員の育成なども考えておくべきと思うんですけども、どうでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

私、聞く範囲においては、かなり高度は技術が必要だというような話があります。短期間の育成でできるのか、そしてまたその照明いろんな音声を使えることがうまくできるのか、少しはその機械を見て舞台装置を見た上で検討しなければならない。多額な金が人件費に使われるような形になれば、町の職員かまた技能云々という形の中でやっていかなければならない。それを見極めるかどうかは今後、半年の間に考えていかなければならない問題ではなからうかなというような気がし

ております。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村岡藤弥君。

1. 5番(村岡藤弥君)

当初の9月から1年ぐらいはもちろん技術者を頼んでそういった捜査はしてもらおうというような課長の話でしたけれども、せつかく時間があるんですから業者、もちろんレクチャーするでしょうから、職員にレクチャーしてもらってしかりとオープン時には職員ができるような体制、そういったものをぜひともしてもらいたと思います。無駄な経費とは言いませんけれども、結局何回も何回もいろんなイベントで業者を呼んでするっていうのは、大変ゆくゆくは職員がするんであれば一からできるような体制、形をつくっていただければと思いますけども、どうでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

教育委員会並びにまちづくり推進課とも話し合いながら、できるかどうかをまず検討しなければならないものですから、まずそれを検討したうえで回答を出したいと思います。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のなる方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第17号「大石田町交流センターの設置及び管理に関する条例の設定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10. 議案第18号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。2番 村形昌一君。

1. 2番(村形昌一君)

名称についてです。次の19号とかとも絡んでくるんですけど、交流センターの中に保健センターがあって子育て支援センターがあると。センター、中核施設集まってそういうふうになったのは補助メニューのとおりそのまま名前をつけたからというようなことでお伺いしましたけど、町長、こんで芸ないど私思ったりもするんですけど、いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

その件に関してはもう一度検討し、やっぱりこう和やかな名前も付けたらいいのかななんていう気持ち。愛称ということですみません。申し訳ないです。という形で付けらせていただこうかなと思ってます。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村形昌一君。

1. 2番(村形昌一君)

んじゃ、あの建物の見取り図なんかでは、その愛称なんかを入れていぐってというような考えでよろしいのか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

まちづくり推進課及び教育委員会などと話し合っ、愛称をどうするか云々を考えていきたいと思ひます。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。採決は起立により行ひます。お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第18号「大石田町子育て世代活動支援センターの設置及び管理に関する条例の設定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11. 議案第19号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員なし。)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。採決は起立により行ひます。お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第19号「大石田町保健センターの設置及び管理に関する条例の設定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12. 議案第20号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

事前の説明によりますと、27ページの第3条図書館に館長その他必要な職員を置くというところで、今のところでは司書2名、臨時図書助手が1名、3名を置きたいという話がありました。

ただし、その図書館に館長その他って、館長を置くっていう話の中でたぶん常勤になるのではないかという話が出ました。その常勤にするといった場合、臨時採用の臨時常勤という位置付けでいいのか。またその人選等まだ出てきておりませんが、そういったことはどういふふうにお考えなのか。あるいは職員という形で考えてらっしゃるのか。そのへんの考え方ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今のところ資料館の館長というような形の中で置きたいというような気持ちであります。特別職ということは考えておりません。(議長:「非常勤の特別職ではないというごどだべ。」)

常勤で置くかどうか云々に関しては9月まで考えておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

9月オープンで9月まで考えるっていうのはちょっとあまりにもあれじゃないですか。せめて館長たるものその図書館を管理運営していく責任があるはずですので、その前に、せめて待っても6月議会には提案してやっていってもらわないと、あまりにも遅すぎるしお粗末だな。それでは。もうちょっと真剣に考えていただけないかなと思うんですけど、もう一回お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長、もう一回。町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

6月議会まではなんとか図書館の経緯を考えていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

それからあの特別職の臨時ということも考えない云々とありました。担当のほうなので希望的観測ということも含めて説明はなさったのかなと思いますけど、館長はやっぱり常勤になるかもしれませんという話がありました。そのへん、常勤となればちょっと変わってくるのかな。資料館の館長にしても先ほど資料館の館長云々とかっていったけど、常勤ではないですよ、資料館の館長も。常勤となれば常にそこにいなきゃいけないというのが常勤であって、そのへんの考え方、担当課とちょっとちゃんと話を詰めてどういうふうにしていくかをはっきりしていただきたいなど。まだ決まってない、相談ちゃんとしてないというのであればその答弁で結構ですので、町長の考え方をしっかりと出してみてください。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

人事案件の範ちゅうですので、4月までに今後の図書館をどうすべきか考えて提案したいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村形昌一君。

1. 2番(村形昌一君)

今の話だと館長は誰になるのか大体わかったような気もしなくもないんですけど。

同じような中身になります。常勤で置く場合にたとえば年間どれぐらい払うぐなんのがどがど、あと6条のほうですかね、いろいろこれ図書館法というやつでこの協議委員会の委員とかっていうやつも発生すんのかとも思いますけど、こういった人件費年間いくらかがんのがどいう疑問が出できます。ちょっと古い話を持ち出して恐縮なんですけど、里山スキー場廃止するときは1,000万年間かかるとか、大変負担だっという理由付で廃止したのに、今度こういった交流センター絡みでいうと4,000万もかかるランニングコスト大丈夫なのがなていうイメージがあります。なるべくお金かかかんないように、人件費もかかかんないようにしていただきたいと思いますが、そのへんどのように考えますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

人件費はなるべくかかかんないように、やっていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

図書館条例は条例として結構だと思うんですけども、ちょっとどこの部署にお聞きすっかわからないので、ちょっと図書館協議会、図書館のなんか運営協議会がな、そういうなにかがわんなんがどうがですけど、いわゆる今の時代ですから図書という本もありますけども、視聴覚教材というのがそれも非常に多いと聞いています。北村山視聴覚センターなんかにも結構な資材というか資料がそろってるらしいんです。極めて具体的に私のイメージでお伺いしますけども、たとえばまもなくひなまつりが始まりますけども、今年は無理ですけども、いわゆるそういうなものがホールもあるわけだから、観光にも活かすというその雛の歴史のフィルムみだいなあれば、そういうものをこう時間帯にそのひなまつり期間中に、今年は3日間あるようですけども、そういうものを上映しながら町を訪れた人にこの町の歴史を紹介するのだが、そういうなごとも今の時代だからあっていいのがなど思うんですけど、そうした場合のどこの場所なのか、あるいは観光っていうことで産業振興課に限られんのがどうが、あるいはその雛の歴史となると教育委員会もかがわるわけですけども、そういうなごとも時代に合わせだホールの交流センターの利活用もあるがなど思うんですけども、ちょっと触りだけでいいですから、そういうなについてのなんか、今での考えどが教育委員会なり町長部局であれば披露願いたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

図書館条例に関することなので、その件については私のほうから今後の運営についてもお話しさせていただきます。

ご案内のように図書館には図書館協議会、ここに7名というふうに書いてありますけども、その方々が運営に関してアドバイスをしたり、意見を言ったりすることになります。館長さんは常勤、非常勤等々先ほどありましたけれども、人事のことなので私の口からどういうふうなこととは申し上げられません。館長が今回の場合、大石田町の図書館でございますので、グランドデザインを担うことになります。この図書館はどういうふうな図書館にするのか、どういう方向にやっていくのか、今議員おっしゃるように、イベントも図書館と産業関係、あるいは商工関係協力していくんだというコンセプトであればそれもやっていくことになります。ただ、その場合にはどういうふうに運営していくか、やっぱり協議会なり、司書の方々と打ち合わせながらというふうになることになります。

したがって、今、ひなまつりのことがありましたが、そのへんについてもひなまつりのビデオをやるんだったら入口には雛の歴史等の本が飾られる。そして、雛人形なども置きながら享保雛と古今雛の違いは何なのかとか、あるいはその周辺の元禄の歴史であったり、京都の地理であったり、お雛様は男雛が右か左かとかね、そういう歴史も変遷もございますので、そのへんも含めた企画なんかも出てくると思うんですね。そういうのを含めて館長と運営協議会には大変大きなグランドデザインを決めるというウエイトが出てくるかと思えます。1年で決することではございませぬので、2、3年あるいは4、5年掛けながら、大石田町の図書館はこういう図書館なんだというふうなことをつくっていきたくて考えております。ただ、どなたがどういうふうになるというのは、私の今も範ちゅうではございませぬ。ただ、4月になって条例が決まって任命する際には、教育委員会で任命することになりますので、その際にはまたご報告させていただきたいと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

せっかくの施設であり、図書館とホールもこう同じ建物の中にあるわけですから、視聴覚の教育などが、さらにはもっと広げて観光的なものまで利活用できだらいいがなど思いますので、それは今後の検討を期待したいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

よろしいですか。他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第20号「大石田町立図書館条例の設定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13. 議案第21号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

駅前の賑わい施設の設置ということですが、設置するとなると運営管理は当然これから着任なさる地域おこし協力隊の方かなあというふうに思われます。それで町長にお伺いします。

29年度の町長の施政要旨の中で、9ページです。地域おこしの3要素を併せ持つお二人には、というふうな表現なってます。町長のおっしゃるこの3要素、ご説明願いたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

現在言われておるのは、「よそ者」「若者」「バカ者」という3要素でありまして、よそ者に関してはよそからの移住した意見、それから若者に関しては若さにある行動力、バカ者に関してはいろいろな環境、そしてまた地域的なそのつながりとかを別とした考え方というような形の中でそう言われております。そういう形の中の3要素を持った人が来ますので、新たな大石田の町おこしになるんではなかろうかなというふうな気がしております。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

確かにおっしゃる3要素、なるほどなと思います。私も思いますに、やっぱり一番大事なのは、いい意味で今最後におっしゃったバカ者、やっぱり大石田に生まれ育った既成概念の発想しか出てこない我々ではなく、いい意味でバカな新しい発想がないとちょっと活性化にはつながらないのかなというふうに思います。

ぜひ、人選いただいたお二方、協力隊の方にはがんばっていただきたいというふうに心から願うものでございます。答弁は不要です。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。5番 村岡藤弥君。

1. 5番(村岡藤弥君)

ちょっと今さらなんですけども、ここやっぱり設置するにあたり、契約はどがいな形になってるん

だや。貸借関係どが年数どが。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

28年度の補正予算の中で確か賃料を議決いただいたところでございます。それを持ちまして、28年度につきましては、10月からの供用開始というなことを前提にして賃料を契約をしております。その中では、蔵の部分については概ね10年間を使用させていただくというふうなことの条項が入っているところでございます。

なお、住宅については協力隊の居住地ということにしておりますので、その目的はそういうふうな形で使っていくというふうな考えでございます。以上でございます。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 岡 藤 弥 君。

1. 5番(村岡藤弥君)

今は地域おこし協力隊がまず拠点になって、入って活動するというので長くて3年、あるいは次の協力隊が入ってまた活動するというような話でありますけれども、概ね10年借りた中で、この事業があるかないかもまず先が見えない事業でありますので、未来永劫あるというような事業じゃないと思いますので、そのへんの先行き、行き先、ちゃんと考えておかないとせっかくお金ぶっこんでいい施設、拠点施設となってるわけですので、その先のことも入らなくなったからもうやめたというようなことには絶対ならないように、いろんな考え方持ちながらやっぱり進めていただきたいと思っておりますけれども、今現在あることはないでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

商工会、そしてまた物産協会などとの話し合いの中で一緒になってやっていかなければならないこともあるであろうというような気がしております。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 岡 藤 弥 君。

1. 5番(村岡藤弥君)

負の遺産にならないように、しっかりと活用していくような計画立てていただきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

答弁いらぬですね。他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第21号「大石田駅前賑わい拠点施設の設置及び管理に関する条例の設定につ

いて」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14. 議案第22号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第22号「大石田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15. 議案第23号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第23号「大石田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16. 議案第24号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第24号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17. 議案第25号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第25号「大石田町教育長の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18. 議案第26号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第26号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19. 議案第27号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第27号「大石田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20. 議案第28号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

都市公園条例に基づいて日照畑公園を追加するというふうなことです。地元近くの桂木町を中心とした方々とプラスαぐらいしか知名度、認知度がなかなあというふうに思われます。

これあの広く町民にここが条例に基づいて設定した公園だよという告知をする手立てを考えなのか、否か。またその公園のエリアに、たとえばその公園名の名前を付したプレートを設置するなりそういった考えがおりなのかどうかをお伺いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今、岡崎議員がおっしゃったとおりに、場所云々で告知しなければならないことは本当にしなければならないと私自身も思っておりますし、きちっとした、出来た、完成した時点で愛称なんかも考えながら町民に周知徹底したいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

ただの空き地ではなく、今あったとおりの条例に基づいた立派な公園だという認識持っていますので、ぜひ広く周知なるような手立てを考慮していただきたいと思います。答えは不要です。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第28号「大石田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21. 議案第29号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第29号「大石田町過疎地域自立促進計画の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22. 議案第30号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第30号「次年度子辺地に係る総合整備計画の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23. 議案第31号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第31号「大石田駅都市施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24. 議案第32号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第32号「大石田町クロスカルチャープラザ「桂桜会館」の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25. 議案第33号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。5番 村岡藤弥君。

1. 5番(村岡藤弥君)

これに全く問題はないんですけども、9月以降の利活用の考え、執行部なんかあったらお願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

老人いこいの家の今後の利活用に関しては、まだ考えておりませんので、今後きちっとした移転をなされたうえで考えたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村岡藤弥君。

1. 5番(村岡藤弥君)

たとえば誰かに貸すとかあった場合、やっぱり早目にいろんな情報も出さなきゃいけないと思います。しっかりと計画、早目につくっていただきながら解体なら解体ではないんでしょうけ

れども、やっぱり貸すとかなくなった場合は9月あつという間に来ると思います。そのへん早目に計画立てていただきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

こちらのほうに移転が終わり次第、それからまた老人いこいの家で荷物を当分の間置かなくちゃいけないなんていうこともあり得ると思いますので、そのへんを鑑みながらやっていきたいと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

ほぼ同じことなんですけども、9月以降いわゆる空き家という形になるかと思えます。町が空き家をつくっちゃいかんかと思えますので、指定管理者である社協(社会福祉協議会)のほうでそのそのままあそこを利用してもいいんだよと、なんか活用する場合にそこは常に利用してもいいんだよということで理解してよろしいんですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

そう理解して結構です。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 3番(小玉勇君)

これ指定管理者でその管理手当みたいな出てるわけですよ。9月以降こっちに来たらもう解約なって金は出なくなるんじゃないかと思うんだけど、それで今、たぶんその管理費として入ったお金でね、たぶん人を雇ってると思うんですよ。その人を今みたいに使っていいんならずと、そのへんちょっとおかしくないですかね。それに今その人件費に充ててるお金がもしなくなれば使えなくなるわけだから、そのへんのことはどう思えますかね。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

維持管理については担当課長のほうから説明させます。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長 柿 崎 信 一 君。

1. 保健福祉課長(柿崎信一君)

いこいの家の管理について、今社会福祉協議会のほうに委託をして管理をしてもらっているということで、その委託費の積算の中には用務員的な部分を入れて積算をしております。それにつきましては、9月までという期間の中での設定でございますので、それ以降は用務員さんはたぶんいなくなると思えます。社会福祉協議会のほうでそれを管理するというふうなことになるかと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第33号「大石田町老人いこいの家の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26. 議案第34号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論であります。人事に関する案件でありますのでこれを省略いたします。

ただちに議案第34号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。議場の出入りを閉めます。**【 議 場 閉 鎖 】**

ただ今の出席議員は9名です。

次に、立会人を指名します。大石田町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番 遠藤宏司君、8番 齋藤公一君を指名します。

投票用紙を配ります。**【 投 票 用 紙 配 布 】**

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入願います。なお、白票は否とみなされ反対となります。

配布漏れはありませんか。(議員:「なし。」)配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。**【 投 票 箱 点 検 】**

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。議会事務局長 高橋慎一君。

1. 議会事務局長(高橋慎一君)

それでは、私のほうから点呼を行います。議席番号、氏名の順に申し上げます。

1番 岡崎英和議員、2番 村形昌一議員、3番 小玉勇議員、4番 関幸悦議員、5番 村岡藤弥議員、6番 大山二郎議員、7番 遠藤宏司議員、8番 齋藤公一議員、10番 星川久議員。以上、点呼を終わります。

1. 議長(芳賀清君)

投票漏れはありませんか。(議員:「なし。」)投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7番 遠藤宏司君、8番 齋藤公一君、開票立会いをお願いいたします。

【 開 票 中 】

開票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票 うち有効投票数 9 票 有効投票のうち賛成 9 票

以上のとおり全員が賛成であります。

したがって、議案第34号「人権擁護員の推薦について」は、原案のとおり可決されました。

議場の出入りを開きます。**【 議 場 開 錠 】**

次に、日程第27. 議案第35号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第35号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第35号「山形県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28. 予算特別委員会の設置を議題といたします。お諮りいたします。議案第9号より、議案第15号までの7議案については、議長を除く9人で構成する予算特別委員会を設置し審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、関係議案の審査をすることに決定しました。

日程第29. 議案の特別委員会付託であります。ただ今設置されました予算特別委員会に、議案第9号から議案第15号まで、以上7件を一括して付託の上、審査していただくことにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号より議案第15号まで、以上7件は予算特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

ご苦労様でした。

散 会 午 後 1 時 50 分

第6日目 平成29年3月8日(水) 本会議 午前10時 開議

1. 議長(芳賀清君)

おはようございます。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

なお、本日、町広報のカメラ撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第1. 町政一般に関する質問を行います。先に通告を受けており、発言の順序も決めておりますので、その順序により発言を許します。7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

おはようございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

質問の前にですけれども、今期の会期・議事日程の綴りの中に一般質問通告一覧がございますが、一番最初に私の質問通告の中身出てますけれども、その中の中段の要介護者等へのサービスの充実を図れの中の①の中の3行目ですが、通告の写し間違いがあったようです。要介護1・2とありますけれども、これ要支援です。要支援ということで通告をしております。訂正をお願いします。それでは質問させていただきます。

要保護者等への援助の拡大を図れということで、①といたしまして、要保護者及び準要保護児童生徒就学援助費の支給実態はということでご質問いたします。さらに、支給対象品目の拡大や支給額の引き上げはできないか。

②といたしまして、要保護者等に対する保育料の減免や高校生の学費補助の拡大、高校生までの医療費無料化などで子育て支援の強化が急務と思うがどうか。

次に、要介護者等へのサービスの充実を図れ。

①といたしまして、今年4月から、当町においても介護予防・日常生活支援、新しい新総合事業が始まるが、これまで要支援1・2の認定を受けてる方へのサービスが後退しない制度になっているのかどうか。

②といたしまして、要介護者認定を受けている方へは、申請することなく障害者控除等対象者として認定し、障害者控除や特別障害者控除の対象にすべきと思うがどうか。また、認知症を介護する全世帯へも同様にすべきではないかと。

最後に、国民健康保険税の引き下げを図れ。

①一般会計からの繰入金により、保険税を引き下げはできないか。答弁ののち、再度お伺いさせていただきますと思います。

1. 議長(芳賀清君)

大石田町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

遠藤議員の質問にお答えいたします。

まず、要保護者などに対する保育料の減免についてであります。現在、保育園の利用者負担額は、生活保護法の被保護世帯については無料となっております。それ以外の世帯は、町民税の課税状況により負担額が決定していくことになります。

次に、高校生までの医療費無料化については、平成28年3月議会及び9月議会に遠藤議員より今回と同じ質問があり、その際、「多額の財政負担を伴うことから難しいものと考えております。」との答弁を行っております。

このようなことから、現段階においても保育料の減免や高校生までの医療費無料化の拡大については、多額の財政負担を伴うことから難しいものと考えております。

高校生の学費補助の拡大についてですが、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」より、所得によって授業料が無償となるとともに、高校生等奨学給付金制度が創設され、都道府県が行う高等学校に係る奨学のために給付金事業に対して、国がその経費を補助することとされたところであります。この制度は授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生などいる低所得世帯を対象に支援する制度であります。山形県においては国公立の場合、市町村民税所得割額が非課税である世帯が対象とされており、給付額は生活保護世帯が32,300円、私立52,000円、非課税世帯第1子が59,500円、私立が67,200円などとなっております。なお、平成29年度から給付額が一部増額されるようであります。

このように、現在、国及び県の制度として、すべての意思ある高校生が安心して教育を受けられるよう、高校生への就学支援が行われているところであり、現行の制度下において教育の実質的な機会均等が図られていると考えております。

当町においては、平成10年度から私立高等学校に在学している高校生の就学にかかる保護者等の負担軽減を図るため、生活保護世帯や町民税非課税世帯の保護者に対して、生徒1人につき年額2万円以内で学費補助金を交付しているところですが、当町の厳しい財政状況下、これ以上の予算確保は難しく、補助金の引き上げ及び対象範囲の拡大は困難であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、質問の2番目、要介護者等へのサービスの充実を図れとの質問にお答えいたします。

平成26年6月の介護保険法改正に伴い、国より指示された新たな介護保険制度に基づき、当町においても平成27年度より開始した第6期大石田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中で、平成29年4月より地域支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業を開始することになっております。

この介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体が柔軟な取り組みを行うことにより、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるように、地域支援事業の1つとして位置づけされたものです。

このことにより、従来と変更になる点は、介護認定、要支援1・2の方々への訪問介護と通所介護の2つのサービスが、その種類・内容・運営基準・単価などが全国一律の給付サービスから移行して、地域事情や資源を効果的に活用できる地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に組み入れられたことです。

このことにより、現行のサービスのほかに基準を緩和したサービスや民間業者のみならず、ボランティアを活用した多様で柔軟なサービス形態などの提供も可能になり、それらのサービス単価も市町村の裁量で決めることができることとなります。

しかしながら、当町においては、これらのサービスを柔軟かつ多様に展開できる民間業者やボランティアなどの受け皿が乏しいことなどから、当面は現在の利用者サービスや自己負担額を維持し、現在と同様水準のサービス内容と事業費単価や利用料金を設定するつもりであります。

続きまして、障害者控除の手続きについて申し上げます。

これについては、議員も十分ご理解、ご承知のこととは存じますが、税制上における障害者控除の取り扱いについて、改めて若干の説明をしながら答弁申し上げますので、ご理解をいただきたいと思っております。

まず、障害者控除の適用の有無については、所得税法施行令並びに地方税法施行令の規定

により障害者控除の対象とされているところです。具体的には、身体障害者手帳・療育手帳さらに精神障害者保健福祉手帳等を有する方が対象とされており、障害等級の程度により普通障害者、特別障害者に区分されております。

このようなことから、申告相談の際は持参する手帳を確認のうえ、税額を算定することとしておりますが、その一方で、手帳を有せず障害者控除の適用を受けるケースがあります。それが議員のご質問にあります介護保険制度における要介護認定を受けられた方への障害者控除対象の認定ということになります。

ただ、介護保険制度における要介護認定は、介護の手間のかかり具合を時間にしてあらわすもので、「要介護認定」と「障害認定」はその判断基準が異なることから、要介護認定の結果をもって一律に身体障害者のどの等級に相当するかを判断せず、要介護認定にあたっての調査や主治医意見書等による対象者の情報を参考にして、障害者控除対象者の認定をすることとされているところです。

ご質問の1点目、要介護認定を受けた方々が申請行為を行わなくても障害者控除対象者として認定できないかということですが、確定申告時において、この障害者控除対象者認定書につきましては、確認資料として持参することとなっております。通常、私どもが日常生活を営むうえで行う様々な手続きは、官・民間問わず申請主義に基づき行われているのが一般的であると考えており、特に本件については、個人情報に関する事項でもあり、加えて障害者控除対象者であるかどうかの認定事務と、当該認定を受けての税の申告は担当所管が異なっておりますので、やはり従前どおり、申請方式により対応してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

また、2点目の認知症を介護する全世帯も同様にすべきということですが、これは認知症の方の扶養義務者の控除についてのことと思います。これについては、認知症の症状がある方が身体・知的障害者に準ずる障害者であるという判断基準に合致すれば、当然に障害者控除対象者の認定を受けるとともに税の控除対象者となりますが、今答弁申し上げましたように、申請を受けての事務処理をしてまいりたいと考えております。

いずれにしても、福祉・税務の担当課間で連携を図りながら円滑な事務処理に努めてまいります。

なお、近隣市町においても、当町と同様に申請方式を採っている実態にありますが、税制面での優遇措置にもなりますので、申告時期を目途に住民への周知徹底を図りながら対応してまいりたいと考えております。

最後に、一般会計からの繰入金で保険税を引き下げできないかのご質問ですが、当町の国保事業会計が非常に厳しい状況にあることはご案内のとおりですが、財政事務の観点から申し上げます。

国保会計については、特別な歳入をもって特別な歳出に充てるために、一般会計とは切り離して行政事務を明確化しておりますが、その特殊性に鑑みて一般会計からの繰り出しも認められております。それは、「国保事務を行うための経費」「出産育児一時金に係るもの」「国保財政に安定化のための経費」「保険基盤の安定化のための経費」の4つに限られております。

そして、これらの繰り出しについては、それぞれに計算式や限度額が設定されております。また、これらの財政措置については、一般会計が特別会計を補助することを是認するものでなく、さらには、保険税の安易な引き下げに充ててはならないとされております。

つきましては、ご質問にある一般会計からの繰出、繰入については基準額以上には困難と考えますので、ご理解をお願いいたします。あと不足の点は、教育長から答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 布川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

おはようございます。

それでは、お答え申し上げます。昨日の補正予算時質問の回答と一部重複いたしますが、ご了解いただきたいというふうに思います。

まず最初に、支給対象者についてですが、昨日、課長のほうから答弁いたしましたように、生活保護法第6条第2項の規定による保護を受けている者、準要保護者については、生活保護法第6条第2項の規定にある要保護者に準ずる程度に困窮している者と規定されております。

当町の現状でありますけれども、要保護者については生徒が1名、準要保護者については小学校児童が9名、中学校生徒が12名でございます。

支給品目については、学用品費、通学用品費、校外活動費:宿泊を伴わないもの及び宿泊を伴うもの、修学旅行費、体育実技用用具、新入学児童生徒学用品費、学校給食費、医療費の一部が支給品目となっております。

支給限度額については、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱で定められている予算単価及び国庫補助限度額単価を基準として設定しております。

なお、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の予算案において、支給品目の一部について、予算単価及び国庫補助限度額単価を増額改定する旨、かかっているようでございますので、その差額については町長部局と協議のうえ、補正予算で対応していきたいというふうに考えております。

このような状況を踏まえて支給品目については、今後も国の補助対象経費である支給品目の範囲内で支給対象として考えてございます。

また、支給額についても国において教育費負担の実態調査に基づき、社会経済情勢に応じて適宜改定を行っておりますので、今後も国の予算単価、国庫補助限度額単価を基準に支給していく考えでありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

再質問させていただきます。

ちょっとこの質問の仕方が悪かったのか、かえって話の中身が難しくしてしまったようですけども。

まず、この質問、生活困窮者への支援が急務という考えなんですけども、新聞に出ておったんですけども、エンゲル係数が上がってきてると。いわゆる生活費に占める食費の割合が増えている。貧困化が進んでいるのかなと思うんです。ですから、いろんな制度できちっと支えていく必要があると、そういう観点からの質問です。そしてさらには、今、町長も教育長も現行の制度上で制度を使っている支援はやっていると、これは当然なんですけども、我々は単に行政の遂行、執行をはかれればいいだけではなくて、行政の執行とすれば町政という町の制度というものがあります。政治的な観点からの突っ込んだ考えは持ってほしいという意味も含めております。

それで、一番目の要保護者へ、あるいは準要保護者への支援の関係で教育絡みの支援の関係で再度質問しますが、教育長が言われたように、国の要保護世帯への支援単価が変わりま

した。ほぼ倍化してると。今年度から、2017年からですね。今、教育長もあの支援費についていろいろ答弁いただきましたけども、特に入学時ですねっす、入学時は事前に準備しなければならないもんですから、十分な支給をす。入学時には特に児童や生徒が必要とするのは、新入学時に必要とするのはランドセルとかカバンとか通学服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子、いろいろあるんですけども、これは本来ですと、これから手当というよりも何らかの形で事前に手当てしておかないと、受けれる方が大変なんじゃないかと思うんです。それから、財政当局との関係で今、教育長話しましたけれども、要保護の国の支援は要保護という枠できてるようです。ところが、準要保護の支援は交付金に紛れ込んでいるからわからないんですね。そこは、やっぱり財政当局と早目、早目にやって、そしてこの単価基準に合わせて支給すると普通と思うんですけど、そのへんもう一度答弁お願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 布川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

当町としては要保護に準じまして、できるだけ準要保護の児童生徒にも反映できるようにしておりますが、詳しい数値あるいは時期については、課長のほうから答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

教育文化課長 荒井 義孝 君。

1. 教育文化課長(荒井義孝君)

ご質問内容の単価の関係だと思んですが、新入学児童生徒の学用品費、これが29年度から国からの予算案の通知がありまして、ほぼ倍化するというふうな通知書をいただいております。

詳しく申し上げますと、小学校が28年度、20,470円。これが29年度で40,600円まで上がるというふうな通知の内容です。中学校については23,550円が、47,400円というなことで、これも倍化するというふうな状況になっているようです。

あと、学校給食費、これも若干上がりまして、当町は28年度まで補助給食というな単価を用いていたんですが、29年度から完全給食の単価を用いたいということで予算要求をしております。ちなみに申し上げますと、小学校が28年度51,000円。これが29年度53,000円というなことで引き上げになります。中学校が6万円。これが62,000円というなことで、当初予算要求の段階でまだ国からの通知が遅かったものですから、先ほど教育長の答弁にありましたように、差額分については補正予算対応というなことで、町長部局と協議をしまいたいというふうに考えているところです。

あと、入学前の支給ということで、全国的には実施をしている自治体があるようでございます。県内でもそういうふうな動きがあるようには聞いておりますが、詳しくどこ、どこっていうところまでは把握をしておりません。ただ、補助金の制度絡みもありますので、具体的には対象は当該年度というふうな入学児童生徒にありますので、その前年度で支給することの可否もめて検討も必要だろうというふうに考えているところでございます。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠藤 宏司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

今詳しく単価の引き上げ金額も課長から述べていただきました。早いごですとやっぱり12月に支給するっていうんですね。それから、これは長井ですけども、長井でも入学前に支給したいというごでありますので、そのへんがぜひご検討願いたいと思います。この件について最後に答

弁お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 布川 元 君。

1. 教育長(布川元君)

本来ならば学用品を準備するときにできればいいんですけども、ご存知のように、2月、3月家族の事情によって転勤、転居というのがございます。当町においても、確定するのが2月の中頃でございます。そんなことから前年度の予算に組み込むのは大変難しいのかなと。んだと、前の年に出すには、たとえば今年でいいますと29年度予算でなくて、28年度の予算に盛り込んでおかなければいけないという実情がございまして、なかなか難しいことがあるかと思えます。

なお、長井市でやっているとということですので、そのへんについては今後とも勉強させていただきたいというふうに思います。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠藤 宏 司 君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

ぜひ、ぬかりない対応をお願いしたいと思います。

それから次に、介護問題で再度お尋ねいたします。

新しい事業ですね。要支援の1・2の方への新しい事業。これはこれまでよりも町で対応する部分が多くなっていくのかなと思うんですけども、そのへんもう一度、町としてサービスの後退起こさないというふうになってるうちゅうごでの答弁お伺いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まず、保健福祉課長のほうから答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長 柿 崎 信 一 君。

1. 保健福祉課長(柿崎信一君)

まず、この介護予防日常生活総合支援事業ということで先ほど事業名申し上げました。これは全国一律のサービスから、地域の実情に併せた事業が展開できる地域支援事業のほうに介護制度の中で移行するよということございまして、全く違う事業が新たに出てくることではございません。議員がああ質問なさってますその要支援1・2の方に関する今申し上げました介護給付全国一律サービスの中の訪問介護と通所介護については、地域支援事業のほうに移行になりますよということでもあります。んじゃ、なんで地域事業のほうに移行するのかということ、先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、全国一律っていうふうなことにしますとできるところ、できないところ、あるいは地域の中での先ほど受け皿と申しましたが、その体制の仕組み上、いろいろ問題はあるんですけども、フルでたとえば訪問介護を受ける場合に、今時間並びに単価が決まっているんですけども、それを柔軟にたとえば1時間の単価を30分ごとに、あるいは10分ごとにというふうな細切れっていうか、もっとより細かなサービス提供ができるということがこの地域支援事業の中身になっておりますので、そういう展開ができるようにしたら、この訪問介護並びに要支援の方に関しては、一つきめ細かなサービスができるんじゃないかということがございまして、今申し上げましたとおり、全国一律のサービスから地域支援事業のほうに移行したということでございます。

そういうことでありますけれども、これを受けるには先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、そ

れを提供する業者さん、あるいはボランティアを含めているわけですが、その受け皿、つくりがまだまだ地方的にはなっていない部分があるということもございます。そういうことで、現段階では当町としましては今全国一律で行っているサービスを受けてる方がいらっしゃると思いますので、その分については、地域支援事業の中にそのまま横スライドというか、同じ水準の中でスライドをさせて同様の提供を行っていきたいというふうに思っています。

ただ、今後の展開としまして今申し上げましたとおり、もっときめ細かなあるいはもっと利用料の単価の安いサービスが提供できる体制をつくっていきたいと思っておりますけれども、いかせんそれをやっていただく業者さんなり、ボランティア組織のまず作り込みというか、そのへんの問題がありますので、今後、徐々にそのへんの整備を含めて事業展開を行っていきたいということでございます。あくまで、そういうふうなことで新たな事業が起きるのではなくて、今展開している事業を全国一律から地方自治法に合わせた事業に展開ができるように、まず事業的な移行を行うということでございます。ただ、しかしながら先ほどから何度も申し上げましたけれども、その受け皿のところはまだ整備されておりませんので、現段階では今の水準を落とすことなく、そのまま同じ水準の中で事業の移行だけを行うということでございます。ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

新しいのではないということですので、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

ちょっと申し訳ありません。教育関係を終わりにしますといひましたけれども、通告の中身で2つほど漏れておったので、ちょっとまだお伺ひしたいと思ひます。

というのは、高校生の医療費の問題とか給食の問題ですけれども、今、各地で議会が開かれてる中で次々やっぱりそういったものに対するないというが、取り組みが進んできております。たとえば、学校給食はこの鮭川村は完全無償化、これ県内で一番早いようですけれども、そういうのでありますとか、天童なんかも無償化に取り組む。それから寒河江なんかも取り組んできておるようです。先ほど最初に申し上げましたように、若い世代の貧困化が進んでいる中で今後として考えていくべきかなという想ひがします。さらにこの進んだものと、村山市なんかですと高校生に対する支援、10万円、年1回とか、大学生に対しては60万、4年間、または6年間寄附する。私ちょっと引き出せないんですけど村山市のホームページに出ているようです。

先ほど申しましたように、現行の制度できち、きちとやるというごどではもう事務方でしっかり取り組んでもらえば済む話でして、やっぱり町長どが町長部局、議会議員というのはやっぱり先を見据えた事業として町民の生活の状況を踏まえたものに取り組んでいく必要があるというふうには思ひますけれども、教育長いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 布川元君。

1. 教育長(布川元君)

私どもも給食費の無料化であったり、あるいは就学の援助であったりということはいろいろ研究はしております。ただ、教育委員会として町長部局に予算要求をすべきものなのか、あるいは町長部局の子育て支援の一環として予算要求なるものなのかなというところが、まだ判別し兼ねるところでございます。町長部局と一体となって進めている教育行政でございますので、どちらかが要求して、どちらかがどうするというふうにはないような気がいたします。ただ、給食費については、当町では大体3,500万ぐらいかかって保護者の負担総額があります。また、就学旅行費ある

いは教材費等々の負担で大体5,000万ぐらいあります。合わせて8,500万ぐらいが各家庭、町民の負担になっているのかなという計算がしておりますが、果たしてそれを教育の一環として教育委員会が施策すべきものなのか、子育て支援の一環として町の施策としてやるべきものなのか、町長とはいろいろと個人的には話はしておりますが、教育委員会そのものとしての話はまだしてないところでございます。以上でございます。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

時代的な背景もあると思いますので、そのへんしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと話が飛び飛びのようになってしまって申し訳ありませんが、また介護のほうに戻ります。

介護のほうの②では制度の難しい解説やらを求めたつもりはなかったんですけども、ちょっと質問の仕方が悪かったようであります。第1点目はですね、障害者控除の問題ですけれども、要介護の方ですと控除対象者になると。いわゆる障害者あるいは特別障害者に見立てて形での控除対象者になると。その場合には町長が答弁されたように認定書が必要なんです。そのことを制度がわかって認定書を役場の窓口に来て申請してもらえる人は控除を受けられるわけです。制度が知らないとかあるいは申請書をもらわないと控除を受けられないと。広報等ではその制度について知らせてはいるんですね。ですけれども、自分で役場に来られる方、制度を知って来られる場合はいいですけども、もしかして広報を見て制度を知ったけど役場に申請書もらいに来られない方とか、そういう方もいるんじゃないかと、そんなふう思うわけです。ですからこの認定書をですね、その該当者を名簿化して認定書を事前に渡してしまうと。これ天童なんかやってるようです。それから山形市も郵送か何かで申請書を渡してると。申請しなくても自分でその用紙を持って申告時にできるといふふうになってるんです。ですから、そご町長の話、ものすごく難しくなってるんですけど、要するに認定書が本人に届けるべきではないかと。その点ではいかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

議員のおっしゃるとおりだと思います。現行の制度、今どういふふうになってるか福祉課長のほうに答弁させたいと思います。税務課長のほうに答弁させます。

(遠藤議員:「課長答弁はもう申請来た方に差し上げますというだけです。ですけど、役場に来なくても申請受け取るようにすべきでないかと。町長がそれをするか、しないか。つまり認定書もらって申告した方となしで申告に行く方、あるいはそういう制度を知らない方いろいろあるわけですけども、控除がほの対象者がみんな受けられないというがな、権利といいますか、変ですけども、でないと認定書が手に入れられない人は控除してもらえないわけですから税金余計はらわなきゃならない事態が起きるわけです。認定書を送ってしまえばそれは本人がどうするかというごどになってくる。いわゆる税の差別が出てこないと思うんです。そのへんの今の制度すっど町長の答弁どおりですので、課長が答弁しても同じ答弁なると思いますけれども。この先ですね、そういうなごども考えるべきではないがっちゅうごどで答弁お願いします。)」

だから、私自身は議員の言うとおりにそうしなければならぬなと思ってますけども、現状はどういふふうになってるか課長のほうから答弁させたいなと思ったんです。以上です。

個人情報とかいろんな関係あって果たしてそういうあれができるかどうか、一応課長のほうから

答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

町民税務課長 大沼弘子君。

1. 町民税務課長(大沼弘子君)

先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、管轄しているその認定書を発行する部署が保健福祉課であり、また税の申告のほうは町民税務課ということになっております。その中身を考えますと、税務課のほうではその申告されている家族の方が、その認定書の特別障害者あるいは普通障害者のほうに該当するかどうかというところはわからないわけです。また、保健福祉課のほうでもその方が税金の申告時に必要な方なのか、それとも所得に応じて認定書が必要でないという方もいらっしゃいます。そこらへんを考えますと、一斉にその認定書を発行するというのは好ましくないように考えておるところでございます。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

担当部署としてはそういう答弁なると思うんです。ですが、現にやってる自治体あります。ぜひ町長の判断、町長部局の判断を来年度あたりからの判断をお願いしたいと思います。

それからもう1点、この障害者、これは控除ではなくて認知症の場合、日常生活が営めない。食事を取ったりあるいは薬の管理なんかできない方は、これは申請しなければなりませんけども、申請して障害者に認定される、障害者手帳ももらえると、こういう事例がどんどん出てきております。町ではおそらくないと思います。県内でもかなり少ないと思います。障害者認定されますと、税制面では所得税どが住民税どが自動車税、軽自動車税、自動車取得税などが免除されたり、あるいは公共料金ではNHK受信料や上下水道料金、あるいは電車、バス、タクシーの運賃とか携帯電話の料金は下がるとか、社会保障面ではいろんな支援が受けられます。こういうふうにできるといってごどもまだ知られていないんです。ぜひそれを町民にそういう制度がありますよというごども、これは税務署かどっかさ知らせるのか、町がやる仕事なのかも検討つかないんですけども、これまた税の構成に欠くべからざるものと思うんですけれども、ちょっとどごの仕事になるかも含めてちょっと町長、考えでもらえますでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

認知症を判断するのは保健福祉課だと思いますし、税の判断するのは町民税務課だと思います。その件に関して、認知症を判断するのは介護とかいろんな形の中でできるかと思いますが、それに対して税はこうなんですよという形で、一緒にそれをその場で教える、通知を通達をするっていう形にすればよろしいんですか。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

話をややこしくしないで、要するに障害者と認定されて障害者手帳を受けられるんだと、認知症の度合いによっては、障害者手帳を受けられるんだというごどもぜひ知らせていくと、そういうごどもはお願いしたいと思います。

時間もありますので、最後に国民健康保険税の引き下げについてお伺いします。

これはあの、補正予算等の中での議論させてもらいましたけれども、補正予算では2,000万円の積立金を出すと。年度、今の時点で6,100万の黒字というかそういう中の2,000万を積立てると。で、4,100万は繰り越せそうだと、話あります。それから、これは去年の3、6、9月の議会で申し上げたんですけども、国の国保への支援ですねっす、県一本化に伴って国の支援が年間3,400億円ですか、消費税を5%がら3%したと、福祉に使うという国の方針に従って3,400万ずつ国保の財政支援するっていうごどを約束したと。全国の県知事会ですか。そうした中でこれも前に申し上げたように、3,400億の半分ですにゃ。1,700億を2015年では補正してると。5%がら8%に消費税引き上げだわけですから、3%分の税金、どんどん毎年国に入る中で消費税を10%目指しておたわけですけども、10%できないと。8%止まりだと。んだと1,700億は国としては毎年地方へ国保の財政支援する、でぎるんだと思うんですにゃ。そしてすべきだと思っんです。そういったもの、あるいは町の先ほども言いましたように、年度間の国保税の国保事業の中身を見ますと6,000万の黒字も出ると。そういういろんな面から考えたら引き下げも可能ではないかと。特に先ほど言いましたように、4,000何百万の繰越がでぎるとすれば、国保世帯は1100軒ぐらいだと思うんですけども、わずか1,200万とか300万あれば一世帯1万円、単純計算ですけども、引き下げが可能だなと私思うんですけども、やっぱり検討する余地はないでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

国保税のまず算定基準、去年なんですけども、その年の税に合わせた形の中での算定基準ということにしておりますので、今回たまたま、たまたまっていうことはあれなんですけども、その算定した年の税が低かった。要するに町の町民の所得が少なかった、町税の所得が少なかったということ。特に、国保税に入っている人は農家が主体であり、そしてまた個人企業の人たちが多く入っている関係でその年の税が少なかった。そのための税を国保税をどうするかっていう、ここまで上げなくちゃならないというような形。で、今回は予想に、予想に反してとは失礼だとは思っんですけども、多くの町民のすいかとか米が豊作であり、すいかの値段も価格も上がった。そして個人商店の人たちの所得も上がったという観点の中から国保税の伸びが多かったっていう形の中で、そしてまた高額医療の人たちも少なかったということで今回の保険税が残ったという形なもんですから、じゃ、今年は少なくして今年はまだ所得が少なかったらまた積み金が少なくなる、そしてまた赤字になるっていうことも踏まえ考えなければいけないもんですから、簡単にその保険の積立金が多くなった、だから下げる、いや少なくなったから上げるっていうんじゃないかと、ある程度の一定の積み金があって安定した保険の国民保険税っていうものを考えていかなければならないんじゃないかなと思っ、それを余ったから値下げするというふうなことは私自身はしたくないと思っますし、また30年度からは県が、先ほど議員がおっしゃったような形の中で県が一本にまとめるといようなことで、どういうふうなその変化が来るかわからないもんですから、ある程度の積み金も必要なんではなからうかなといような気持ちであります。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

7番 遠藤宏司君。

1. 質問者(遠藤宏司君)

国保税の税率を高めを持って余計徴収すれば事業は安定するのは当たり前な話なわけですけども、先ほど言いましたように、数字を見たり国からの補助どが国からの財政支援どが、実際の町の国保の運営状況での余剰金みだいなを見て可能じゃないかと私は主張したいわけです。

町長、積立金、基金多くすることがいいんだっていうすか考えねわけだから、もうこれ以上言っても平行線の議論すかならないと思いますけど。現状見ていただいて、現状に合わせて事業の滞りがない形での引き下げをすべきだというふうに私は思います。

以上で、質問終わりにいたします。どうもありがとうございます。

1. 議長(芳賀清君)

以上で、7番 遠藤宏司君の質問を終わります。

暫時休憩します。11時5分再開します。

休 憩 午 前 10 時 55 分

再 開 午 前 11 時 05 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。8番 齋藤公一君。

1. 質問者(齋藤公一君)

通告に従いまして質問していきたいと思います。

まず、定住対策の状況と成果はというごどであります。これはあの大石田町も年々人口が減少している現状で、早期に、速急にね、対策を講じなければいけないと思うわけですが、その歯止めをかける必要というものを感じて、いかに定住対策をやっておるのかということでもあります。

それから空き家バンク。これあの28年度から町でも空き家バンク対策をやってるわけですが、この現状とそれから今後の状況課題というごどでひとつ町長にお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、大橋、丹生川橋の歩行者の安全はというごどであります。これあの丹生川橋で、本当は丹生川大橋で書がったみたいなんだな。あの一応よ。丹生川大橋の交通量が多いにもかかわらず歩道が設置されていないと。非常にあの自転車なり通行する人が危険であると。その解消の対策にはどのようなことを考えているのかひとつお聞きしたいと。

あどは、町長の答弁によりまして再度質問させていただきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

大石田町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

齋藤議員の質問にお答えしたいと思います。

なお、本定例会において同様の質問を村形議員からもいただいております。答弁が一部重複する部分がありますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

まず、定住対策については、町議会政策提言書にて平成24年度以降、毎年ご提言をいただいている項目であり、その重要性・必要性は十分に認識しております。しかしながら、これをやれば人口減少に歯止めがかかり定住につながる、いわゆる特効薬はないと言われております。その

ような中で、各市町村はそれぞれの地域の実情に応じて各種施策を展開している状況であります。

当町においては、定住対策の一環として本年度よりNPO法人による新たな除雪支援制度を行ったところですが、これは、先に行った地方創生に関するアンケートで雪対策の要望が多く、具体的には除雪の支援サービスの要望が一番多いところでした。その背景は、やはり高齢化の進行があると思われます。高齢者の増加により、せっかく整備した施設を有効に利用するための人材、地域における除雪の担い手不足が深刻になると予想されました。このような背景を受けて、新たな除雪支援制度を実施したところですが。

また、中学3年までの医療費を無料化にしている子育て医療や、保護者の就労を支援するための放課後子どもクラブの開設などは以前より実施し、子育て環境の整備を図っております。併せて就労支援のための資格取得支援事業補助金や6次産業化等支援事業助成金制度を制定し、就労支援や経済活動への支援を実施しております。

このように、地域の課題を解決するための施策や、子育て支援や経済活動への支援を通して安心して住み続けられる町づくりを進めております。具体的に、人口減少に歯止めがかかり、出生率が向上したなどの成果としての数値は報告できませんが、それぞれの施策は、少なからず町民に受け入れられていると思います。

今後とも、社会状況の変化や町民のニーズに対応した定住対策を行ってまいりますので、議員各位のご指導・ご理解をお願いいたします。

次に、空き家バンクの活用状況と今後の改善策についてお答えします。

空き家の有効活用を図るため、空き家に関する情報を登録して町内の住宅への入居や売買を希望する方に情報提供できるシステムとして、空き家バンク制度を昨年4月より運用したところですが、空き家バンクへの登録を促すため、平成27年度に実施した空き家等実施調査報告書を活用し、利活用可能な空き家所有者67名に空き家バンク制度と補助金制度のパンフレットを送付し、空き家バンクへの登録勧奨を行ってきました。

結果として、空き家4軒の登録申し込みを受け1軒の売買が成立し、ほか2軒は何らかの形態で商談交渉が進んでおります。現在のところ合わせて3軒のわずかな数字ではありますが、需要と供給のマッチングには少なからず成果があったと思っています。今後の改善策としては、登録促進のための措置を講ずることと考えております。登録を促した67名の所有者の住所を分析すると、町内の方17名、県内の方26名、県外の方24名であり、町外の所有者が75%を占めております。空き家バンクは登録物件があって初めて機能する制度でありますので、登録物件を増やすため、県外の所有者が容易に登録できる手続きを構築したいと考えております。空き家に関する情報は個人情報でもありますので、所有者の承諾なしには公開できないものです。所有者の承諾を容易にできる手続きを模索しながら需要に応じていきたいと思っています。

次に、大橋・丹生川橋の歩行者の安全確保を図れについてのご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、大橋そして丹生川大橋はともに歩道が設置されておられません。そのため、歩行者や自転車で通行する方々は、大変危険な思いで通行されているということは私も一緒の思いであります。

二つの橋とも山形県が管理している橋でありますので、どのような安全対策ができるのか話し合いをしてまいりたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋藤公一君。

1. 質問者(齋藤公一君)

実はあの定住対策ということで、まずお話をさせていただくわけではありますが、我々、教育文化課の委員の方が、昨年11月の14日から16日まで、行政視察ということで能登半島の七尾市とかほく市に行ってまいりました。そのときに、いろいろあそこは先進地でありますけれども、大石田町でこれぐらいは取り入れられるんじゃないかなというようなことがありますので、まずその経験を行政視察も踏まえてご質問をさせていただきたいなと思います。

一つはかほく市で、市長が職員に命令をいたしまして定住対策プロジェクトチームというものを立ち上げたわけであります。これはあの各部の部長が主幹とか主査とかというような形で8名、係長と主査級を8名、若い者を指名いたしまして、これは部長が指名すると。本当は市長が指名するということではありますが、こういう若い人の考えをやはりまちづくりに活用すべきだというごどで、8名のプロジェクトチームを立ち上げられたと。で、3ヵ月間でこのプロジェクトチームの会合は9回されておるわけではありますが、大石田町でもまちづくり推進課というものがあるわけですが、やはりあのこれは消防のほうも入っているということでありまして、やはりあの定住対策、これ重要だとさっき町長が言いましたけれども、私は今、大石田町では最重要課題ではないかなとこういうふうに思いますが、まず町長がそういう認識というものをどういうふうに思っているのか、ひとつそっからお聞きしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

国でやる地方創生を踏まえたうえで、定住対策は町としても最重点政策だと私自身思っております。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 質問者(齋藤公一君)

そういうよ、最重点政策、最重要課題というごどであれば、私はこのかほく市の市長の考え方、定住プロジェクトチームを立ち上げるというごどが、これいかがでしょうかね。町長。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今まではそういう形の中で地方創生化においていろんな意見を言い合いました。そこにおいてまちづくり推進課という課をつくったわけですし、そういうことで、今自身も、今もやってるいろんな話し合いはやっていると私自身は思っておりますし、今後そういうふうな今、齋藤議員がおっしゃったまちづくりのそういうことをつくったほうが良いというような方向付けであるならば検討していかなければならないと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 質問者(齋藤公一君)

ぜひね、このプロジェクトチームと、そして若い人の意見をやっぱり反映しないとまちづくりもできないんだというような市長の考え方、かほく市のね、私はそのとおりでというふうに思いましたので、ひとつあのぜひね、そういう方向で考えていただきたいと。

私はあの人口減というような話をいたしました、これは町のほうからもらった資料なんですけれ

ども、大石田町は22年から27年まで804人減少してると。そのあれは35市町村あるわけですが、一体どういう状況かなというごどで一応見てみたわけでありましたが、大石田町は35市町村のうち7番目、けっつがらね。ビリのほうがら7番目の人口減少町村だというごどであります。そういうごどで、私は定住対策というごどで今回質問させていただいたわけでありましたが、そういう中でね、まず、行政視察に行ったかほく市のほうからひとつあの質問させていただきたいと思えます。町でも来年度、予算でも説明あると思うんですけども、約1戸100万で1,300万の定住予算が今度は計上されておるわけですが、その中でね、中身はどうなのかちえつとわかりませんが、100万ただあげますというごどであるようであります、かほく市の場合、やっぱり若者が元気でないとダメだというごどで、県外に3年以上上京してる、早く言えばUターンていうがね、そういう人には約50万。それから新婚さん、この人にはあの20万。これいずれも加算であります。それからあの中古住宅、空き家がですね、この場合も約助成額は新築の半分もらえるということであるわけですが、新築は100万ということでありますので、それから新たに三世代が住居した場合は約30万加算と。で、今あの新婚さんというような話したわけですが、その新婚さんがかほく市に住んだ場合は約5,000円/月、それから2年間これは補助というような、これはプロジェクトチームからの提言でこういうふうな政策をしたわけですが、これあの大石田町では一応あの定住対策1,300万置いてるわけですが、これの中身についてはどうなんでしょうかね。私はこういう中身をやっぱり若い者が元気でないとやっぱりまちづくりの本当のこれは活性化にはなんないというふうに思うわけでありましたが、その点どうでしょうかね。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

最もだと思えます。大石田も今、齋藤議員がおっしゃったように、来年度1,300万の定住対策、その中身については村形議員に答えようかなと思っただけで、今答えて重複するとは思いませんけども、よろしいでしょうか。重複になってしまいますんで。

まず、町内に住宅を新築した方は、町内外問わず基本50万を助成する。そしてまた、建築主が町内の50歳未満の方と町外の方は30万の加算、そして町内の建築業者が施工した場合は、建築主が義務教育の児童・生徒を養育している家庭にはそれぞれ10万の加算するもので、最高で100万円の補助を行うものとして制度設計を行っているというようなことで、来年度初めて新予算に定住構想という形の中で、こういう案を出しているところであります。また、これでもし来年度皆さんからのご承認を得て、また新たなものをしなければならないような反省の点があるならば、また再来年度に考えるというような方向で、今のところはこういう形の中で予算を皆さんに提示するところであります。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 質問者(齋藤公一君)

大変遅くなったような気がするんですけども、初めて来年度から定住対策に取り組むということであるわけですが、やはりあのこれかほく市、七尾市に行ったわけですが、いずれも若い人の対策化というふうなが非常に色濃く出ておるわけでありまして。特にあの七尾市の場合は、中学生の子どもがいた場合にはこれは10万を差上げますというような制度にもなっておるわけです。

それがらこれは、空き家住宅にも関連してくっと思えますが、新たにその七尾市に住んだ場合には約1万円ずつで6年間、1ヶ月ね、差上げますという制度なんですよ。んだがら、いずれもや

っぱり若い人が住まないと町が活性化しないというような考えであるわけでありますが、この点は町長はどう考えますかね。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

齋藤議員のおっしゃるとおりだと思います。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 質問者(齋藤公一君)

やはりあの定住対策、なんか尾花沢では定住化というようなこと設けたようではありますが、やはりあの若い人にはやはりいてもらわないと元気にならないということでもありますので、ひとつそのような方向でね、これから対策をしていただきたいと、こういうふうに思います。

それでね、ひとつはあのかほく市の場合は、ママ課と。ママ課というものを立ち上げて、ママさんの課。これは、あの3歳未満の子どもを持つ20代、30代の母ちゃんだでママ課というものを立ち上げてるわけですが、これあのカフェを設けてそのママの母ちゃんたちが、集まりやすくして話しやすくする場所をこれは提供しているわけですが、大石田町でも駅前賑わい拠点というものが今後整備されるわけでもありますから、これママさん課というものを立ち上げてましてね、大石田町でも、ほしてその駅前の賑わいを使っていたら、拠点施設を使っていたらどうかというふうに思うわけですが、町長どうですかね。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

賑わい拠点整備の件に関しては、まだどういう形でそういう人たちを集めるか、どういうふうにこれからするかということがまだ決まってないものですから、齋藤議員の今の話も参考にしながら考えていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 質問者(齋藤公一君)

私は大変いいんではないかなと思うがったげんとね、これを大いにかほく市では活用しているようでありました。ひとつあのぜひね、そういう方向でひとつあのつくってもらったらどうかというふうに考えております。

あとあの空き家バンクのほうであります。先ほどね、町長からの話あったわけですが、一応、空き家として私があまのまちづくり推進課から聞いた話なんですけれども、利活用できるような空き家は73戸ぐらいだったというふうな話でありました。実際に、登録された空き家は3戸。で、契約済みが1戸で町長が話したとおり、仮契約が1戸だというふうな話であったわけですが、これあの七尾市の場合は、地元の町内会の同意を得て、登録した物件が成立した場合は報奨制度があると。一応所有者には10万円、それから町会というごどだからたぶん区長さんであろうと思うわけですが、それにあの5万円。すなわちあの区長さんだをうまく活用しているというふうな捉え方をしたわけでありますが、町では一応ただホームページで空き家あったら登録して下さいというような方法でやってるようではありますが、これあの区長さんに対するあの報償制度ね、これは私はいいものではないかなと思ったんですけども、どうですかね。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

空き家バンク制度、去年から始まったわけですので、まだ1年目であります。いろんな問題点があると思います。今のところ3件、4件しか今話し合いにもまだなっていないような状況なものですから、齋藤議員が今おっしゃったような意見を取り入れながら、今後また話し合いをしていかなければならないんじゃないのかなと思っております。

ここにおける空き家っていうのは4件なんですけど、その前にたとえば来迎寺地区とか横山地区、それから駅前なんかは空き家出るとすぐ人が入るっていうような状況下にもあります。だからいい物件に関しては大石田町の場合だとそこに移住するっていう場合が多いようには感じられますので、そのへんなんかも今度検討しなければならぬなと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 質問者(齋藤公一君)

ひとつあの、私はあの行政視察で行ったというごどで、大石田町でもこれぐらいやったらいいのかなというようなごどを持ち上げてるわけなんで、ひとつあの空き家対策については、区長さんだをやはりうまく活用していくという方法で検討していただいたらなと思うわけでありまして。

それからね、これは七尾市であったわけですが、スタートアップ事業というものを立ち上げておいたわけです。スタートアップ事業。これは対象は対象者というごどは空き家とか空き店舗とか空き民ちになってる物件を使用すること。それがら情報通信業、小売、卸売業、飲食サービス業、宿泊制度といろいろあるわけですが、すなわちそういう町に来てね、市に来て事業やりたいんだというふうな方に、審査会というものがあるわけですが、約あの補助金として200万をあげてるわけです。スタートアップ事業。町に来て仕事やりたいという方に対しては。私はこれはやはり画期的な考え方かなとてな感じもしておいたわけですが、町長はこういう点はどう思いますかね。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

たとえば、商工会員で新たな企業と起こすといった場合の兼ね合いが、そのへんが難しいんじゃないのかなあ。他から来たからはい200万という新たな商工会で商工会員になり、町の事業者がたとえば農家であっても私はこういう店を開くっていった場合に対しての補助云々も、そういう場合はいろんな形で問題点が出てくるんじゃないのかなと思ってますんで、その点に関してはきちっとした考え方を持って対応しなければならぬなと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 質問者(齋藤公一君)

これにはあの200万あげるということにはこれは条件があるわけでありまして、一応3年以内にそういう事業をやりたいというごどであっても事業をやらぬと。これはパーになるというごどの条件があるようでありまして、私はね、こういうのは非常に画期的な考え方でいいのかなというふうに思っております。

それからね、この七尾市の場合であります、移住相談コーナーと。セミナー。七尾市はこういうごどをやってますよ、こういう定住対策ありますよというごどで、これはセミナーをやってるわけで

す。ただホームページでやるというごどでなくて。一応まあ26年度が東京で3回、大阪で2回。27年度が東京で6回、それから28年度が東京で7回と。こういうことも必要んねがなど思うんだな。定住対策って。やっぱりあの東京あたりの人がなんたって人口多いわけですから、んだら大石田さ行くべど、そういうふうな方がこう出でくるわけですから、そういうふうなセミナーを私はいいのかなと思うわけですが、町長はその点どう思いますかね。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

私もそういうところをやっているところの視察に行ってきました。山形県でも2、3やってるところがあります。プラスになりますかっていうような、確かにイメージアップにはつながりますが、それに対して定住を来るっていう人が反応が少ないっていうようなことも聞いておりますけども、今、齋藤議員がおっしゃったような形の中で、町の宣伝的なものをやったらどうかという声がいろんなところから出てくれば、それなりのことは考えていかなければならないんじゃないのかなと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 質問者(齋藤公一君)

ぜひこの検討してね、そういうごども含めてひとつあの定住対策を取り組んでいただきたいというふうに思うわけです。

それからあの、これあの町でも福島さんからの土地が寄贈なってから5年になるわけですが、私はあの今朝、村山市の新年度予算ポイントということでちょっと見たわけですが、市の最重要課題である若者の定住対策と、促進というごどで、19の区画でそこにあの若者を掲示するようなひとつの手当をやるというような村山市の考えでありました。これ若者住宅については尾花沢もやってるし、舟形もやってるし、今度村山市でもやるというごどで、残念ながら大石田町にはそういうふうな対策がまだないわけですが、私はあの福島さんの土地に若者住宅を建ててね、これはあの提供したらどうかなど、こういうふうに常々考えておるわけではありますが、5年経ってもまだなんにもそういう話がないわけです。実はあのこの件については、26年度に一応町の対策に載ったわけですが、それも交流センター絡みでなくなったというごどであります。私はあの若者対策で福島さんの場合はね、これは土地はただだからそれだけは格安にでざるわけだし、そしてまたこれはただでないわけだから若者にもしそういう住宅をつくっても、これ家賃というものをもらえるわけだから。町ではひとつは投資というふうな考え方でいいのではないかなと思うわけですが、その点町長はどういうふうに考えてますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

福島さんの土地の活用っていうのは当然私自身も考えております。たとえば若者定住のアパート、アパートっていうかをつくるか、そしてまたあるアパマンション的なものと合作して、そこに定住的なマンション経営というようなこともあるだろうし、今、齋藤議員がおっしゃったような若者定住、5軒ぐらい出るかどうかぐらいだと思うんですけども、そういう形の中で今年1年間考えらせて、来年度あたりにはこういうきちっとした施策の中で考えていかなければならないんじゃないのかなと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋藤公一君。

1. 質問者(齋藤公一君)

ひとつあのぜひね、私はあのあそこには町で活用しますからというごどで福島さんから無償提供を受けたいきさつもありますので、やっぱり町としては駅前で一等地だというごどでありますので、ひとつあのできれば若者住宅でなんとか活用していただければなというふうに思いますが。

今年検討して来年度あたりからというふうに今聞いたわけですが、そういうごどでいいんですか。町長。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今年1年間検討し、来年度に向けた形の中で公約していきたいと思っております。今年1年間、そういう検討をさせていただくってということで、来年度に向けた形でそういう公約ってどうか、そういう話をしていきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋藤公一君。

1. 質問者(齋藤公一君)

町長、考え方言ってがらよ、脇がらつづがってちょっと違いますあて、ほがいなでやだめあんず、町長。やっぱり町長がらトップだがらよ。自分でこうだてゆったら、それをやっぱり実行できるようなごどでないだよ、ちえっと、ちえっとあてよ、脇がらつづがってちょっと考え変えるようではよ。

ひとつぜひね、若者住宅で活かせるようなひとつあの施策をできるだけ早くね、私はこれは投資だと思わげなんで、そしてまた町の活性化にも若い者が考えでもらったなというごどであればよ、町の活性化にもつながると思いますので、その点はよろしくお願い申し上げたいと思います。

あとは、橋関係。これはあの町のほうではどうだこうだてはできないわけなんで、県道にあるというごどでありますので、これあの私いづが質問して車の台数どれぐらい通るかちょっと調査してくれなんて言ったことあるんですけれども、実際は調査のほどはどうだべ。

1. 議長(芳賀清君)

建設課長 間宮実君。

1. 建設課長(間宮実君)

交通量調査につきましては、県道については県が行う、町道については町が行うということになっておりますので、県のほうがその橋のある路線の交通量調査をやっているかどうかまではちょっと私今把握しておりませんので、大変申しわけありませんがお答えできない状況にあります。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋藤公一君。

1. 質問者(齋藤公一君)

ひとつよ、県のほうがらでも聞いて、どれぐらい交通量あんのがね、それを調査していただきたい。

大石田町にはね、7つかな、大きい橋があるわけです。舟戸大橋も含めで。そのうち大橋と丹生川橋ね、これが一番交通量が多くて歩道がないと。私は時々あの歩け、歩けてあそこ歩くんですけども、ほの車すれ違った場合はもう欄干にしがみつような形でいらんなねくてダメだというごどであります。で、これについては、小学校統合も33年頃ですか、儉約をされておりますので、

ますますね、歩行者なりあるいは自転車通学が多くなると思うわけなので、ひとつあの県のほうに要望というごどになると思うわけですが、町としてはひとつあの重要事業とかなんかに載せてその運動を展開していくというような形にできないのがなていうな気するんですが、町長どう思いますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

新しい橋、望月橋から始まって今度の亀井田橋は歩道はついてると思うんですね。やっぱり橋、今度新しい橋ができるような時点の中での県は要望としては取り上げてくれるとは思いますが、現在の状況下において橋に歩道橋云々というのは非常に難しい。たとえば大橋の場合なんかも考えた場合には、もう本当にこう今でもぎりぎりの線なもんですから、そのへんは非常に難しいこと、そこに歩道をするってゆっても非常に難しいことではないのかなと思ってます。要望しても非常にこれは通らない要望なんではないのかなあ。とにかく話だけはしてみたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 質問者(齋藤公一君)

これはよ、非常にあの危険度が多いわけだ。私はさっき歩け、歩けで歩ぐどぎに、車すれ違うど欄干にしがみつような状態でないというふうなごどでありますので、危険度が非常に高いというごどで、難しいことはわかります。それは特に大橋の場合なんかいろいろ課題もあるというふうな話も聞いておりますのでね、難しいことはわかりますが、やっぱり町民の危険というものについてやはり町としては大変だがらよあていうなことたげで、難しいがらよ程度でなんにもやっぱりそれに対する対策を取らないというごどでは、これは町民の安心、安全にもつながるわけなので、ぜひね、町のひとつあの重要事業に載せていただいて、そして県のほうに働きかけをしていただければなとこういうふうに思いますが、町長。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

一応要望事項の中で載せていただくような形でしたいと思います。

先ほどまた言葉尻で申し訳ありませんでした。誤解を与えたような言葉尻を言いまして申し訳ありませんでした。

1. 議長(芳賀清君)

8番 齋 藤 公 一 君。

1. 質問者(齋藤公一君)

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

1. 議長(芳賀清君)

以上で、8番 齋 藤 公 一 君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。3番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

よろしくお願いします。

質問は2つあります。このたび、当町初めてNPO法人ができてあの町民はだいぶ喜んでおりまして、新聞でもかなり大きく取り上げられております。これをきっかけにしてですね、これからもっと、もっと必要になるかもしれないようなそのボランティア組織を、NPOなり町なりが主体となってやっていくことはできないかということです。たとえば、スノーバスターズそれからシルバーにしてもNPOにしても結局のところ雪下ろしはしないというふうなことであります。その場合、どうしても最終的に一番危険なその業務だけが残ってくると。当然その業者さんもいるわけですけども、業者さんにも頼めないような場合、これからどんどん増えてくるでしょうから、こういう場合になんかいい方法はないだろうか、町で考えてることはないかということです。

それから、先日あの大浦に行ったらですね、どっかの業者さんがライトバンで物売りしておりました。聞いたら仙台から来てるんですね。毎日来てるそうです。各集落1日ずつ回るんでしょうから。考えてみると、やっぱりどうしても買い物とか病院なんかに行く場合にやっぱり困ってる人が随分いるんだろうなということで、今回たまたま新聞を観ておりましたら、北海道のその北の端みたいなところにある中頓別の町でこういう実験しているということで、町もちょっと考えてみたらどうでしょうかというご提案です。

もう一つ、空き家はどうするかという話ですが、昨日あの関さんの質問に、町長がチラッとその空き家条例を見直すみたいな話をチラッとしましたですね。要するに、行政代執行すると結局、金ももらえないし、逆説的に言えば、大石田町はその行政執行はしませんと言ってもいいのかなと。これは逆説的な話ですけどね。そうやったほうが、やれる、やれるってゆって結局やらないでいるんだったら、やりませんよって言ったほうがかえって住民に対して親切かなあというふうなこともありますので、そのへんのことに関して町でどんな考えがあるか聞かせて下さい。よろしくお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

小玉議員の質問に答えます。

まず、住民のサポートのため、今後必要となるボランティア組織や制度を町が主体となつてつくることはできないかとの質問にお答えします。

最初に、雪下ろしに対するサポートはどう考えるかとの質問に対しお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、雪下ろしについては、町社会福祉協議会スノーバスターズや町シルバー人材センター、NPO法人のいずれでも屋根からの雪下ろしには対応をしております。い

ずれの組織も、「雪下ろし作業はどうしても危険が伴うことから、確実に安全性を確保した作業ができるなら対応できるが、それでなければ難しい。」との理由から、雪下ろしへの対応は行っていないとのことです。

このようなことから、町としても現段階でこれらの安全上の問題解決の方策が見出せない中で、雪下ろしをボランティア組織などに担わせる人的なサポート制度づくりを行うことは難しいものと考えております。

今後、ますます少子高齢化が進む当町において、雪克服対策は重要で喫緊な課題と認識しております。「自助・共助・公助」の考え方を基本とし、それぞれの役割分担を明確にしなが、住民へのサポートの在り方について今後とも検討を重ねてまいりたいと思います。

次に、住民の交通機関に関するご質問ですが、急速に進行する高齢化は、私たちの生活にいろんな課題をもたらします。具体例としては、国の社会保障の分野である介護・年金の問題。身近なところでは、高齢化による運動機能低下による免許証の自主返納など、社会の変化とともに生じる課題への対応も急務であると考えます。

議員の提案であります、町民の生活支援・サポートのためのボランティア組織や制度の構築は可能であり、時代の要請として必要なことと考えます。住み慣れた地域や町で安心して暮らし続けるためには、「自助」「共助」「公助」による支え合い、助け合いの構築が必要であります。一例を挙げれば、高齢者の移動支援は公助として福祉バスや高齢者タクシーの制度を設けておりますが、それをもってすべての課題や要望に十分応えきることにはできないかと思っておりますので、今後は、公助は補完的な役割となり、共助の部分が主たる役割を担うことになろうかと思っております。

そのためにも、高齢者をはじめとして支援を必要とする人に、必要な支援を行うボランティア団体の組織化や支援制度の構築は重要な施策と捉えております。現在の当町のボランティア団体の育成に関する施策として、虹の町案内人は観光分野における事業として産業振興課が担っており、福祉ボランティアいこいの会は、高齢者の福祉支援として社会福祉協議会が担っております。また、高校生によるボランティア団体の育成は、教育委員会において所管をしております。それぞれの団体の活動目的により、それぞれの所管がある状況です。また、今冬からは試験的ではありますが、新たな除雪支援制度を NPO 法人に依頼した経緯もあります。幸い平成29年9月からは、社会福祉協議会が交流センター内に事務所を置き、役場と一体となって福祉活動が行えることになり、支援を必要とする人に「ワンストップ」で支援ができる体制が構築できるものと考えます。今後は、きめ細やかな支援を行うため、団体の育成、必要な制度の構築は、町社会福祉協議会と町が一体となって進めていくべきと考えておりますので、ご理解・ご指導のほどお願いいたします。

続きまして、危険空き家に関するご質問ですが、当町においては、平成26年4月1日より大石田町空き家等の適正管理に関する条例が施行され、本年まで12件の指導・勧告等を行い、空き家の所有者に適正管理を促しております。併せて、本年4件、5名に冬期間における雪下ろしの指導を行っております。

国の空き家等対策の推進に関する特別措置法は、議員ご案内のとおり平成27年5月に完全施行され、国の法律上でも行政代執行が可能となりましたが、当町では、条例施行後に行政代執行まで至った事例はございません。行政代執行に至るまでには、条例に基づく段階的な指導・勧告等を行い、併せて審議会を開催し、意見の聴取を行うこととされております。何より代執行の際には、近隣住宅への危険度や交通への影響などを総合的に判断し、地域住民への生命や財産への影響度を勘案しなければなりません。併せて、解体費の回収の目途なども重要な視点となり

ます。

県内の市町村で代執行を行った事例では、倉庫兼車庫の空き家が東に傾き倒壊する恐れが極めて高く、隣の建物への被害が予想されたため代執行を行った事例があります。

審議会を開催し、意見聴取を行うなど所定の手続きのうえ、所有者に解体費用の念書を取り交わしたうえでの執行でありました。このような事例からも、危険な空き家が隣接する住民や地域住民へ及ぼす危険度を的確に判断しながら、最終的には、町民の生命・財産への影響度を見極めての行政代執行となろうかと思えます。町民の安心・安全の観点から、危険空き家の実態に即して、不足の事態に至る前に的確に判断したいと思えます。以上です。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

まずあの、町長さんが今、買い物や病院への車の送り迎えみたいな形のそのボランティア組織はつくれそうな、ようなニュアンスを今言いましたですよ。道路運送法かなんかの改正もあって、今度 NPO とか町がちゃんとその管理すればやってもいいようなふうになってるんだと思うんですよ。んで、今回大石田町でも NPO 法人、あるいは雪だけに限定しているわけじゃないんでしょうけども、そのような形でやれないもんだらうかなっていう気がするんですよ。というのはですね、半年ぐらい前にたまたま横山あたりいたら、知り合いが車で来てその透析の人をね、送り迎えしてたんですよ。見たら尾花沢の人がやってたんですよ。聞いたらその生協さんの NPO 法人に登録をして、それで有償ボランティアをしていると。結構あるんですね。月20回ぐらいあるような話。片道だけだけでも。帰りは家の人、半日もかかるんでしょうからね、帰りはその家の人を迎えに来るような形だったけども。やはりそうやって大石田の人を尾花沢の人が送り迎えなんかしてるんだなっていうな、ちょっとしゃくだよね。正直。そんなことやっぱ。

今回その新聞で読んだ中頓別っていうのは無料でやってるそうです。どっかから金が出てんのか知らないけども。たまたまその若手の町会議員がですね、新聞にドカッと載ってまして49歳でした。で、彼はもうそれこそ今回万全かなという感じもするんだけど、やはりそうやって実験かもしれないけどもやってみよう。その小さな町は1800人しかいないような町らしいけども、30年前にもう電車もなくなって、バスも1日4回、大石田と変わらないぐらいかな。そこをですね、無料でやってるという話が載ってました。結局いろんなところでやっぱりたといえば岩手県の北上とか、たとえば石巻なんかだと、今回の震災で車がほとんどなくなったのがいっぱいいるわけですよ。そういう人たちが集まって、なんですか、いろんなところから車もらったでしょうから、その時ね。その車をみんなで共同で使いながらずっと暮らしてたんだけど、今でもそのままグループつくってお互いに送り迎えしてると。どうですかね、大石田町でもちょっと少し福祉に優しい町として町長、考えることありませんかね。こういうの。案外できるような話でもあるんだけども。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今回立ち上げた NPO 法人、理事長 齋 藤 忠 雄さんをはじめ、ユニークなそしてまたすばらしい人材が揃っていると私自身は思っていますので、今小玉議員がおっしゃったような形の中で話し合いだけはさせていただこうかなと思っています。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

なかなかね、うんて言うかどうか。こういうの町でその管理してもいいっていう話なわけよね。だから、ただ、でも結局人を乗せるわけだから結構危ない話でね。その中頓別のこと聞いたら30から70歳代まで16人ぐらいいるっていう話だったけども、70代のがね、運転して人を乗せていくっていうのはちょっと不安かなという気もします。

そのさっき話した尾花沢の人の話を聞いたら、やっぱりちゃんと講習を受けなきゃいけないと。なんかあるんでしょうね。たぶん。人を乗せるだけに。そういう講習を受けてちゃんとやんなきゃいけないらしいけども、これから本当にたとえば NPO 法人に今回町長が話すとしてね、やりましようとなれば、たとえば我々でもこうじゃ、自分も登録しますってなんのかもしれないけど、そんなの金なんないからやんねえなんてなったときに、座して待たないで石原慎太郎じゃないけれども、どうですかね、まちづくりのその現課としてはどんなふうにそこらへん考えてるもんかな。福祉の立場だろうか、それとも。町長はこのへんもう少し積極的にチャレンジしてみるような気はないですかね。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

福祉のまちづくりには当然そのことも考えながらやっていかなければならないと、最近私自身思っておりますので、そういう方向の中で話し合いを求めたうえでやっていきたいと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

3 番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

なかなかこれは難しい問題でしょうけど、タクシー会社との問題もあるでしょうし、どうしてもなんて言うのかな、どっちも両立するってことはなかなかないでしょうし、やっぱりどっかにしわ寄せが来たりそういうトラブルがあるのかもしれないっていう気はします。でも本当にこれからね、やっぱり車で送ってもらえる、これ本当に、たとえば俺がやったらこれ結局違反ですよ。ただだつて違反、公職選挙法ひっかかる、利益の強要になってしまうから。こういうのはちゃんと町できちつとやってくれば僕もひっかからなくて済むっていうのもあるので、ぜひ考えてみてもらいたいなと思えます。

それから雪下ろしの話です。今回その山新の記事で間口除雪の話が大々的に書いてありまして、安い・早い・うまいというなんかキャッチフレーズで、なんかあの立ち食いそばの話かなと思ったんだけど、やはりね、これ同じようなこと今までその一般的に個人でやってきた業者さんから見るとね、かなりこの憤懣やるかたなしのようなんですよ。実際のところ。でも、その人が大抵議会までにみんなこんな応援してどうなってんだって話をされたんだけど、だけどやはり自分としてはね、町の人たちが望んでいるものだったから、これは我々としては賛成すると。やっぱり不利益を得た業者さん、たとえば個人にしてもやっぱり団体で町と直接話をしてもらいたいというふうな話をしたんだけど。これからこういうようなこと、雪下ろしの話なんだけど、やはり雪下ろしっていうのは別に専門家がいるわけじゃないんだと思うんですよ。業者さんに頼むにしても、彼らはほとんど大工さんとか職人さんですよ。あと農家やりながら、冬の間働きに行つて、たまたま建築がないから雪下ろしをするっていうことで、別に我々とちょっと毛のはえたぐらいなもんかなと思つてます。そうしたときに、たとえば今、今年なら45,000円という除雪の費用が出てます。それをうまく利用することもできますよね。そういう人、それからあのなんですか、生活保護受けてる人なん

かはまた別の形で除雪費が出てくるようですね。ところがその、どっちにも合致しない人がたまにいますよ。若くて、仕事もしないから知らないけど、生活保護も受けない。それでちょっと病気がちだと動けないから雪下ろしもできないなんてなった場合に、どうやってそれをやったらいいのかなっていう気が、自分は別に雪下ろしが好きなわけじゃないですよ。やりたくないにや、だからこそ話してるんだけど。町で本当にこういうの本気で考えないっていう気がします。

先日、その「やまがたゆきみらい機構」っていうの、推進機構っていうのでちょっと会議に出てたんだけど、県知事さんが去年、28年度予算でね、600万円ぐらいその有償ボランティア、雪下ろしのなんていうんですかね、実験みたいなこの予算をつくったんだそうなんです。だけど、結局どこも応募がなくてゼロであると。29年度もまた4月から募集するような話を県議会で今やってんでしようから決まったわけじゃないでしょうけども、去年大石田町にもそういう話は来たんでしようかね。来て結構断ったんでしようけど、その理由はどういうことでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

県の制度といたしまして、雪対策の中で有償ボランティアを派遣するというふうな事業を、今年からの事業として紹介されたところでありまして。現在、雪対策の総合交付金やいろいろな制度がありまして、これの制度を受けるような私のほうとしての制度の仕組みがまだございませんでしたので、今年度、予算化をして新たに受けるというふうな事務手続き上もありましたので、執行には至らないというふうなことをございます。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

来年度というか29年度には、これやっぱ応募すんのは難しいですかね。実験として勝手に、簡単にできないもんでしょうか。せっかく県知事さんが600万使えって言うてるのに誰もいなかったっていうのもどういう話なのかなと。よっぽど使い勝手が悪いとか、たとえば危険を伴うからね、どうしても。これボランティアの場合、たとえば死亡しても最高が、限度額が1,800万円しかないそうです。それが少ないか、多いかわかりませんが。どうなんですかね、今年これに合致するようなものをつくるためには、なんか難しいことですか。そのたとえば1軒とか2軒とか除雪を今度でできるようななんていうの、新しい人材をつくるための制度だそうだから、あんまり年とった人じゃダメですよ。若い人がこれから後継者として雪下ろしできるような人たちをつくっていくためのたぶん制度設計なんでしょうから。そうすつと大石田町でどんなことを考えられるのかな。もし応募するとすると。よっぽど難しいことでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

私もその制度の詳しい、県の制度の詳しいところまでは承知しておりませんが、おそらくは、町が受け皿、トンネルとして実施主体をボランティアという形になろうかと思えます。そのよう

な形を想定しますと、受け皿がきちんと町のほうで整備できてそれができるのかということになります。また、実際の雪下ろしとなりますと先ほどもありましたように、非常に危険度も伴いますので、そういうところのフォロー、体制、バックアップも必要かと思っておりますので、そういうふうな事業実施にあたってはいろんな制度設計やらバックアップ体制を整えてからということになるかと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

町としてはね、当然ですよ。事故なんか起こった場合に大変なことです。たぶんこのお金なんかは、たとえばやる、やらない別にしてね、たとえばその雪下ろしするためにはヘルメットだっ必要だし、なんかこの安全ベルトみたいなのも必要でしょ。そういうななんか準備のために使えるのかどうかぜひ調べてですね、たぶん、1年に5人ぐらいでも、そういうふうにして人員を少し確保するようなね、それで要支援というんだが、そういう世帯に行ってやってみるような形で、本当にこう実験なんていうの変な話かもしれないけども、やってみてほしいもんだなと思っております。ちょっとそこらへん、もう一回お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まちづくり推進課と一緒に考えてみたいと思っております。

(小玉議員:「課長、ちょっとお願いします。」)

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

現在、県のほうからお受けしております雪対策交付金の中で、ヘルメットやら安全帯というところについてはある程度準備をしておりますので、社会福祉協議会とともにそれについては使わせていただいているところでございます。そういうふうな関係で、そういうふうなことをしながら体制の構築に向けておりますので、実際の活動していただく団体、これからはそういうふうなことになるかと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

そうですね、実際やれる人間がいないとダメなもんだから、俺じゃちょっと年とってダメでしょうけども、若い議員さんもいますので、ぜひつり上げしてみてください。

空き家のこと。先日その昨日町長さんが言ったその見直してというのは何を見直すつもりで答えたんでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

空き家条例に関しての空き家が要するに動かないというようなことがありまして、もう一回その町情報なんかのシステムに関して、もう一回みんなに発信できるような形をもう一回取り、そしてまた空き家をお買いになる人たちには、ある程度の補助制度というものを考えていかなければなら

ないのではなかろうかなというようなことでお答えしました。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

んだと、別に今の条例自体を変えるわけじゃないから、その別の問題ですよ。昨日、関さんの話になんていうの、強制執行することに関議員が質問したときに、なんかニュアンスとしてしたくないみたいな話で聞こえたのよね。実際問題としては本当に2年、3年も経って今、先ほど来迎寺にいっぱい人も入ってくんだけど、今回あの雪でね、もうなんか雪がなくなったもんだからつぶれなくなりましたね、今度逆に。町がたとえば今定住にしても、転入にしてもね、考えたときにやはり景観の問題もあるし、ましてや危険だしね、その隣近所の危険もって町長さんいうけども、別に俺、来迎寺だけのことゆってるわけじゃなくてね、例として来迎寺のことを聞いて下さい。あそこ茅葺のために、たぶんこれから春になったら隣近所、窓開けられないですよ。夏になっても開けられない。ゴミで。結局その解体費用を本人から取れない可能性のほうが多いもんだから、今回、でも新聞によるとやっぱりほとんど取れないと。妙高高原でゆったが、その燕温泉では4,000万ぐらいかかったのも全部、結局税金だったと。それでも決定した理由っていうのもあるんだと思うのよね。その市長さんなり。それは景観なりたとえばその衛生の問題とかも考えて決定して、それも要するに町の金を個人のものに対して使うことも可能だ、可能だっていうかいいという判断をしたんだと思うのよね。これ、前話聞いたときに、これからもしかするとそういう解体費用を国が出す可能性もあると。そのためにはちゃんとしたなんかその町で、町の条例なんかには則ってやっておかないとあとで請求できないという話聞いたと思うんですが、まず、あれから少し進んでるんだらうかなっていう、本当にやる気あんのかな町長っていう気がすんのよね。本当にさっき変なこと言ったけども、俺あの町民のためにはかえってそういう税金を、みんなの金を個人の金なんか使いませんよっていう、宣言したほうがいいかなっていうぐらいに思うくらいなんです。そのほうが賢明かな。そんなことは言いたくないけど。んでもそのほうが正直なのかなと思います。こんなこと町長だって、副町長だって思わないでしょ。やっぱりきれいにしたいんだらうと思うのよね。今回たぶん置賜あたりで確か1件やったと思うんだけど、所有者が山形市の人だったとか。こんなの大体取れないのがほとんど、取れないからこそ金がないから残ってんでしょから。やっぱりどうしても道路沿いにあるものとかなんとかしなきゃいけないんじゃないかと思うんだけど、少し進んでるんですかねって本当に正直思いますね。なんかそういう、統計を取ってできて、そのうちつぶれたって結局んでも片づけなきゃしょうがない問題だし。やっぱりああいうの見て移住したいと思うでしょうかって正直思いますよね。これだってある意味、税金を使う意味あるんじゃないかって思うんだけど。どうして町長その判断をなかなかできないんだらうか。それとも、それは当然やればどっかから当然クレームもくるだろうし、いろいろあるんだらうと思うけども、それだって言いなおりゃいいじゃないですかと思うんですよね。どうですか。町長。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

非常に難しい問題で、もし危険な状態の空き家があって、来迎寺そしてまたそのほか2、3ありますけども町内では、そんなときにも、町として強制執行した場合に、「じゃ俺なんかあそこやるのが危ないんだから、やってくれよ、」って他の人に波及した場合に、どういうことをその波及を止めるっていうことができるのかっていうことがまず第一だと思うんです。あそこの小屋もうちの小屋も

やってくれよというような状況になるものですから、歯止めが利かないような状況になるのではなかろうかな。そんときに町として条例をまた同じようになっていか、町としての条例をつくってやるような方向付けになるのかどうかという点。それから、この前これは本当に冗談だと私は思ってますけども、議長と一緒に特交(特別交付税)の要望に行きました。その折に、ある国会議員の先生がこの空き家のその雪の問題も当然あるから、雪で今潰してしまったらどうですかという簡単な、お金はってゆったら。そんときに特交(特別交付税)でも、そんときの特交(特別交付税)っていうのもあり得るんじゃないか。ただ思いつきだと思うんです。国会議員の先生は。なものですから、そういう点も考えてる国会議員の先生もいますので、そういう点ももうちょっと話してみてもいい問題だなと思って、議長と話し合ってきましたので、今後その新たな先生ともう一回お会いしたときに、聞いてみようかなと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

あの副町長の意見も聞いてみたいんですけど、いいでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

副町長 横山 利一 君。

1. 副町長(横山利一君)

今、町長が答弁したとおりだと思います。先ほどの当初の答弁で申し上げましたとおり、条例上のいわゆる手続きの順番として、勧告なり指導というそういう体制を今まで順番で取ってきました。空き家の処分ができないというのは様々理由があると思いますが、一番大きな問題はやっぱり経済的な問題だと思います。極端に言えば、金がないので解体できませんというのが最終的な答えになっております。かといって、その条例上の審議会の中でこの空き家を解体、強制代執行になるべきか、否かという判断をする基準というのもですね、大変重要なものになってくると思います。前例として県内でニュースになりました、あの空き家の状況を見ればですね、完全に傾いて、もしかするともうこっち側、隣の家我倒れるというふうな状況がありましたので、これは間違いなく危険家屋であろうと。それまで至る経緯としては、何年間に渡って所有者に対しての指導、勧告、命令までやってもしないという、そういう結果やらざるを得ない。今、小玉議員おっしゃるのは来迎寺の物件だと思いますが、確かに茅葺ですので風が吹けば飛ぶだろうし、ゴミになるだろうというふうなことは想定されますが、それが直接隣の住宅に倒れていくとか、あるいは道路を歩く人にその建物がいつ倒れるかわからないというふうな状況であれば、当然ながら町としてはその対策を取らざるを得ないというのがあると思うんですが、最終的な判断をするその審議会のいわゆる線引といいますか、これは大変難しいと思っております。資産がある人がいるのであれば、たとえばの話、まずその資産を押さえますと。その上で町が代執行します。経費はあとで請求しますというふうになりますし、全くない人については、んじゃ、議員おっしゃるように、これは取れないかもしれないけども危険防止のためにやりましょうという成果になると思うんですが、本音を言えば、なるべくならそういう物議を醸すような町の経費の使い方はあまり好ましくないというのが私の私見だと思います。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

それは、当たり前って言えば当たり前ですよ。でも、あえてわざわざその大石田でも他の市町村に先駆けて、わざわざこういう条例をつくって、国よりも早かったと思いますよね。これ。やはり

こんなの当然金なんかもらえないのはわかり切ってることだろうから、そこでそのたとえば今、町長がそういうね、俺のもやってくれって言われるって、そんなの断りやいいんです。そんなの別に。それはやっぱり、まあ、あのたとえばこの物件があって特別にね、危ない状態である、隣近所も迷惑がかかり過ぎる、これでは景観的にも酷過ぎて町に移住なんかできないって判断できれば当然ゆって、ほかの人来たって自分の判断でやりましたで別に問題はないでしょう。たとえば、今あの2013年の時点で今820万ぐらいの空き家が出たそうです。そのうちの105万戸ぐらいがね、いわゆる危険な状態であると。だけど、これがどんどん今から今度2050年ぐらいになると、今住んでるところ2割ぐらいは人いなくなるっていうふうなこと書いてありましてですね、どんどん増えてきて結局地方自治体と町あたりでそのこと、たとえば家を壊すったって今度できなくなるぐらいのレベルだと思うんですよ。最終的にはやっぱり国でやらざるを得なくなるんだと思うんです。これたとえば国にね、なんか1年、2年ぐらい前あたりに国でそれを支払ってもいいような話がたぶんあったと思うんだけど、あれからの話はどう変わったんですかね。さっぱり進展していませんか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まず、まちづくり推進課長から答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

国の制度として解体を促すような支援策はどうなったかというふうなご質問かと思います。

国の制度といたしまして、国の国交省でありますけども、社会資本整備交付金という制度の中で、町や団体に解体の際の交付金を使用することが今施行されております。ただし、これを運用する際には、物件の利用計画の促進のための計画を義務付けられております。さらには、跡地をどうするんだかというふうな跡地の利用計画なども義務付けられております。と見ますと、非常にこう県内の状況を見ますと、それを使った事例もまだないかというふうに記憶しております。結構ハードル的には高いというふうに思っておりますので、国の制度としてつくられておりますけれども、それを執行するにはハードルの高い制度だなというふうに思っているところでございます。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

これを壊すかどうかを決定するには審議会が必要だ。その前段階ぐらいまでの話っていうのはあるんですか。それともほとんどなんかあの手紙ぐらいで終わってんのかどうか。なんていうのかな、これあの時間が経過して結局朽ちてしまって土になるのを待ってんのかなぐらいにしか思えないんだけど。本当に隣近所の人、本当にこれ不愉快なんだと思いますよ。どうしても俺がたまたまそこに近いもんだから俺に文句がくるという。そのために挙げてんだとか言われたりしてね。本当にこれ迷惑な話なんだけども。やっぱり、町でなんかこれできないのかな。2年も経って。たとえば4件ぐらいこういう危ないのありますよね。1年に1戸ぐらいずつやっただって大した金じゃないじゃないですかっていう気がすんだけど。それで少しそういうことやれば当然町の住民からもいろんな話もあるだろうけども、そんなときにきちっとしたそのね、町ではこういう判断でやっただって言えば、町民だってそれ、反対だどうのこうのっていうことはないと思うんですよね。それはわかりませんけどね。町長のリーダーシップ良かったっていう人もいると思うのよ。だってあんな酷いのがあって、

隣に引っ越しなんか誰もできませんよ。やっぱり正直言ってね。そこらへん、本当に町長そのどうなの、その、反発があるからできなくていいのか。本当にやってもいいっていう気あんのかなっていう。あと3年ぐらいで町長も任期切れてしまうんだけど、またがんばってもらっていいんだけどさ。ほんでやっぱり1件ぐらいやって大石田一発やりましたぐらいで、全然、俺おかしいことじゃないと思うんですよ。どうでしょうかね、そこらへんの。怖いですか。やっぱり。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

任期中に本当に考えて考えていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

そうですね。本当にあの畑の中にあるのとかね、全くその支障がない空き家なんかは別にかえて哀愁を感じていいもんだと思います。山の中にあるのなんか見たらね。あえて絵を描きに行ったりする人もいるぐらいだけど、ただ、でも道路の近くにあんのなんか、うちもそうだし、関議員のところにもあそこは崩れていって田んぼに落ちていくのかもしないけども、やはりああいうの見たときに大石田町に引っ越して来たいとは思わないよね、やっぱり。定住、移住っていいながら、これ外国人を連れてくるわけじゃないんだから、お互いにけんかしてただやってるわけでしょ。それも人口が少なくなってるのを俺のほうが金いっぱいあげっからなんてやってるぐらいなもんだから、今のところね。そんなのさっきあのただ空き家バンクで結局利用っていう話、いい話があったんだけど、そんなのもいい家なんだ、勝手に売れるからと俺思うんですよ。来迎寺あたりみたいに。だから、やはりそういう本当に危ないのそのまましておいたら、やはりこれ町長というよりも町は何をしてんだっていうふうな意識のほうが俺高いと思うんですよ。行政はそういうこと一切できないのかっていう、案外所有権の問題とかこうした場合にどういう反発をくらうなんていうこと住民は考えませんから。どこらへんまで進んでいるのか、まずんじゃ、課長、その審議会やはり開くぐらいの直前ぐらいまで話は進んでいるんですか。どこの物件でもいいですけど。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

空き家条例に基づきまして、審議会の設置というものがあります。ただ、これまでに審議会を開催した経過はございません。私どもとすれば、そういうふうな事態に陥って町長からの意見を求められるというところの際に審議会を開くという形で考えております。そういう趣旨もそういうことでございます。要は、危険度を客観的に判断する機関ということを考えておりますので、現在まではそれに至った事例はございません。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

この審議会の中の判断には、その景観なんていう問題は全くなしですか。まず、お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

審議会の審議すべき事項というふうなことになるかと思いますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、第一義はやはり生命・財産だと思います。通行人やら近隣の市町村に、隣の方に影響を及ぼす影響ということになろうかと思えます。景観というふうな広範囲な中でしてしまえば、ほとんどのものが景観ということになろうかと思えますので、第一義を大事にしていきたいと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

やっぱり課長のほうが1枚、2枚上手だなという気がしますね。あの、本当にあの、町長、本当にあとね、任期の間に一つでもきれいにしてください。これ本当に決しておかしな話ではないと思うんですよ。さっきあの課長がいうには、結局そういう判断がこないというのは町長がやれって言わないからなんでしょうから。勝手にやれって言えないのかもしれませんがね。決して無駄遣いであつたとか、その不公平な使い方だとは思えないですよ。どうでしょうかね。時間もまだまだあるんですけど、話すことなくなりましたので。本当にあの任期中に戸ぐらいきちっと片づけてもらいたいと思います。どうでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

議員の思いに答えなければならない気持ちに今はなっております。

1. 議長(芳賀清君)

3番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

これは何も俺の、僕のためじゃなくて、やっぱりその土地、土地のやっぱり住民たちの不満が相当おっきいわけですよ。何もその所有者に言えばいいんだけど、所有者が逃げてるわけだからなかなか言えないっていう話もあって。

それから、最後にあのそのボランティアの話ですけども、ぜひ今年その雪下ろしの体験みたいな話をね、ぜひあのまちづくりのほうで応募してもらって、なんとか人員も確保してやってみてもらいたいものだと思います。以上で終わります。

1. 議長(芳賀清君)

以上で、3番 小玉 勇 君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。1時55分再開いたします。

休 憩 午 後 1 時 00 分

再 開 午 後 1 時 55 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

それでは、通告により質問させていただきます。

先ほど、小玉議員から空き家に対して数多くの熱い気持ちの質問がありましたけれども、私も10年前に町会議員になって一番最初に政策提言として取り扱ったのが空き家でありまして、この空き家の利活用こそがこの過疎の町大石田にとって非常に重要なことであるというような提言をさせていただきました。その後、その空き家にも有効利用と解体のほうとで、先に解体のほうの条例制定というふうのが全国に先駆けてなされまして、当時は行政代執行まで含む非常に先進的な条例ができたなど私は評価いたしておりました。その後、国の特措法(特別措置法)などいろいろ絡みがあって現在のような状況になってはいるんですが、やはり小玉議員がいうように、見た目の悪い空き家というのは町にとってあまりいいものでもありませんので、そのへん、もう少し知恵を絞って町当局もがんばっていただきたいと思います。たとえばあの、前にですね、岩ヶ袋の解体空き家なんかの絡みでいいますと、都市景観法という法律皆さんご存知だと思いますけれども、その中の補助メニュー、国交省の補助メニューありまして、それ使えるんじゃないかっていうようなこと言ったことありますが、今ちょっとそのへん、勉強不足で今はどうなってるかちょっと忘れてしまいましたが、そういったメニューあると思いますので、なるべく町の負担にならないように、町民のためになるような施策をやっていただければなというふうに思います。

それでは、通告部分改めて質問させていただきます。

空き家バンク制度の実績と課題はということであります。今年度、去年の4月からいよいよ私が提言していた空き家バンク制度というのが始まりました。その1年間やってみての利活用の実績はどうであったのか。また、やってみた中での運用についての課題はどういうふうに認識していらっしゃるのかお尋ねいたします。

2項目めといたしまして、定住対策を進めよということであります。平成29年度、新予算の内示の際に、移住・定住促進事業への取り組みについて説明がありました。その制度の内容をはじめ、定住対策推進に対する町の考えはどうか、町長にお伺いさせていただきます。

人口の社会減の改善を図れということであります。近年における転入、転出の数はどうであったのか。どのように分析をし、改善はどう図っていくのか。

以上、3点、町長に質問させていただきます。なお、答弁をいただいた後に再質問させていただきます。

1. 議長(芳賀清君)

大石田町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

村形議員の質問にお答えいたします。

まず、空き家バンク制度の実績と課題はとのご質問ですが、急増した空き家の有効活用を図るため、平成28年4月より空き家バンク制度を制定し、空き家を所有している方の売却や賃貸などの要望と、大石田町に住みたいという借主の要望の調整、いわゆるマッチングを行うべく運用したところです。

運用開始からの実績は、空き家バンクに登録して町のホームページに掲載した物件は4件であります。その4件のうち1件が商談が成立し2件が交渉中であります。数字的には4件の登録であり少数ではありますが、需要と供給のマッチングの成果は表れたものであり、大石田町に住んでもら

える状況を生んだものと考えております。運用にあたっての課題は、空き家バンクに登録して下さる件数を増やすことにあると考えております。常に、多くの物件の情報提供ができる状態にしたいと考えます。

今年度は、昨年度実施した空き家実態調査のデータにより、空き家バンクに登録したいと意向を示した方と、ある程度使用できる状態にある住宅を所有している方、合わせて67名の方々に空き家バンク登録の依頼文を、空き家バンク補助金制度のパンフレットとともに送付して登録勧奨を行ってきました。

しかしながら、文書による登録勧奨で登録していただいた件数は2件程度であり、思うような成果が出ませんでした。所有者の住所を分析すると、町内の方が17名、町外の方が50名であり、町外の方の登録を促す方法を工夫する必要があると思います。例として、町外の所有者の登録申請をメールで行うなど、登録に要する事務を容易にできるようにする工夫なども必要かと思えます。大きな課題は、登録にあつては個人情報取り扱いとなることから、所有者の承諾が大前提でありますので、この手続きは必要であります。

今後とも、手持ち情報を得るために工夫改善を行いながら、常にホームページに掲載できる物件をストックして、情報提供できる状態にしたいと考えております。

続きまして、定住対策についてのご質問ですが、過疎地域の人口減少対策、人口減少問題は、全国過疎地域自立促進連盟協に加盟する全国797市町村の共通の問題であり、一極集中と言われる行政課題と少子高齢化による人口減少問題は、国における命題でもあると考えます。

そのような課題意識を持ちながら、町の人口減少、特に転出を抑制する政策として、新築住宅への支援制度を平成29年度より実施したく、新年度予算に盛り込んだところです。制度の内容は、町内に住宅を新築した方、町内外を問わず50万円を基本助成額とします。さらに、加算額として建築主が町内の50歳未満の方と町外の方は30万円の加算、そして、町内の建築業者が施工した場合、及び建築主が義務教育の児童・生徒を養育している家庭には、それぞれ10万円の加算をするもので、最高で100万円の補助を行うものとして制度設計を行っております。

平成29年度より実施予定の新たな新築住宅への支援制度の概要を説明いたしました。詳しい内容は予算審議の際に改めて担当課より説明がありますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

また、移住対策として本年4月より委嘱します地域おこし協力隊に移住支援のためのコーディネート・情報発信を担っていただく予定です。幸い、お二人とも東京都内からの採用であります。都市圏での生活経験を活かしていただき、どのような年代層に、どのような場所で情報発信を行えば功を奏するのか、いろんな手法を考案していただきたいと思えます。

次に、定住促進の町の考え方についてお答えします。町民の皆さんが安心して住み続けられるために、現在、町では医療費の軽減などの子育て支援に関する施策、空き家の有効利用を図る空き家バンク制度、冬期間の生活環境改善のための除雪支援制度などを創設しながら定住対策を進めております。限られた予算の中での施策の運用となりますが、必要とする方に必要なサービスを展開し、効率的に運用していく考えであります。

子育て支援、就労支援、除雪支援など、町民全般にわたる分野、各年代層にわたる分野を効率的に運用して、身のある定住対策を実施したいと考えております。

続きまして、人口の社会減の改善を図れとのご質問ですが、転出者数が転入者数を上回る、人口の社会減について調査し、その動向を分析しましたのでご報告いたします。

まず、近年の人口減少の状況です。平成19年から平成28年までの10年間の転入者数は1、

456人であります。これに対し転出者数は2,295人で、10年間で838人の減少をみたところで、また、転出における県内外の区分として、県内転出が1,546人、県外転出者749人で、転出数の約7割は県内への転出であります。

そして、平成23年から平成27年までの5ヶ年における大石田町からの転出先の上位5市町村は、東根市へ211人、山形市へ127人、村山市へ108人、尾花沢市へ102人、天童市へ67人でありました。同じように、平成23年から平成27年までの転出世帯数を見ると、県内転出者数は105世帯であり、県外転出者数は23世帯です。県内転出が8割を占めます。

以上のことから、東根市や山形市へは世帯転出が多く、県外転出は個人転出と判断されます。このような数値は、近年の町内の身近な転出の状況を見渡しても容易に推察できるものです。

また、転出する理由は、各世帯によりこの事情があるかと思いますが、先の地方創生に関するアンケートの「大石田町が住みにくく感じる点は何か」の問いに、85%の答えが雪が多いとの回答でした。

アンケートの結果と転出先の状況から、一番に取り組むべき施策は克雪対策と考えます。人口減少に特効薬はないと言われますが、克雪対策を第一として、子育て支援や経済対策を実施してまいりますので、議員各位の格段のご協力をお願いして答弁いたします。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

それでは、再質問させていただきます。

私の通告の仕方が悪かったのか、ちょっと改めて再質問させていただきたいんですが、2015年、16年、17年の社会の増減、単年でもう一度出させていただきたいと思います。事務方のほうでよろしいので、資料提出お願いしたいと思います。

空き家からいきます。4件の登録ということで、内1件というようなことでありましたが、先ほど齋藤議員も行政調査の件、質問されておりましたけれども、私もその一緒に行ってその空き家バンクの状況聞いてきますと、大体5件とか、年間。市3万人ぐらいの市のクラスでそれぐらいだそうなので、当町にすればがんばったほうかなと正直思う数字であります。ただ、あの希望とすればやはり、より良く、より多くいろいろ有効活用していただきたいというのがそれはまあ私なりに議員のその考えになってくるわけでありまして、登録いただいたその67件からもっと増やしていきたいし、成約件数も増やしたいというような答弁はいただいたんですけども、基本的に前もだいぶ前になるのかもしれないんですけど、優良物件なんかは、民間でいくらできる場所はあるものは何も空き家バンクに入れなくても売買成立なるわけで、町としてお願いしたいのは、それに届かない物件のことを私は指してゆっております。その中で、これはダメなんじゃないかなとかっていうやつもがんばれば有効利用する、できるようなことにもなるのかなとも思います。そういった物件の積み上げをお願いしていくわけなんですけれども、現在の時点でその物件の把握というのは、あのたとえば区長さんをお願いするだとか、職員さんでやってるんだとか、その把握の実態はどうなってますか。ちょっと教えて下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 吉田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

町内の空き家の実態、どのような形で把握をしてるかというご質問かと思えます。

これにつきましては、先の町長の答弁にもありましたとおり、平成27年度に空き家の実態調査ということで行っております。今般、28年度4月から制度を運用した方につきましては、これらのデータをもとにしてある程度回収可能な方67名に、私のほうのパンフレット、勧奨のためのパンフレットと制度、補助制度の制度であります。登録をしていただければその際の所要として1件3万円。また、売買やら賃貸のかかる家屋の整備については50万を限度というふうなパンフレットを一緒に送って勧奨を行ってきたところでもあります。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

わかりました。その空き家の実態調査の予算なんかも付けて、そしてまあ、今年度から始まったやつでありまして、総数よりはやはりこの有効利用数は少なくなんのは当たり前で、総数もだい増えでんのがなども、空き家総数なんかも増えではいんのがなど思いますけど、とりあえずこの67件、しっかりやっていただきたいと思えます。今後、増えれば増えるなりに区長さんあたりからもいろいろ情報提供いただきながら、数の把握、適宜やっていただければなというふうに思えます。

その今年度やってみた中で、たとえばリフォームの予算なんかも消化しきれませんでしたし、登録件数なんかも消化しきれなかったというような実態がこの前の補正予算あたりでも出てきた数字なんですけど、なぜ、その見込み額よりも見込み額に達しなかったのか、そのへんの見極めというか感想なんかお聞かせいただければと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

まちづくり推進課長に答弁させます。リフォームの件に関しては建設課長のほうに答弁させます。

1. 議長(芳賀清君)

建設課長 間宮 実君。

1. 建設課長(間宮実君)

今、議員がご質問しているのは私のほうで取り扱ってる住宅リフォームではないような気がしますけれども、よろしいんでしょうか。

私、建設課のほうで取り扱っております住宅リフォームにつきましては、リフォームをされるその住宅の持ち主の方から申請があって、私のほうで審査をしてその補助金などを交付するという仕組みでございますので、空き家の、当然その空き家に対する住宅リフォームをなされる方に対してはですね、補助金の対象にはなるものでございますが、私のほうではこういうふうな制度がございますということで周知をさせていただいて、その申請に基づいての決定だと。で、このたびの減額補正につきましては、実績に基づいてさせていただいたと。申請件数が思ったよりは少なかったということで減額させていただいたようなことでございます。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

件数。空き家のリフォーム50万の減額の理由って聞いたんだけど。

1. 議長(芳賀清君)

んじゃ、まちづくりだ。まちづくり推進課長 吉田 茂君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

空き家のリフォームの50万の減額の理由というなことであります。本補助金の制度は、空き家バンクに登録していただいた方が利活用を図るためにリフォームをするということが趣旨でございますので、空き家バンクに登録していない方については対象にならないという形であります。そういう形で、現実的には結果的には登録をしていただいた方がこの制度を使う方がいなかったというなことでございます。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

そごで、やはりこの4件という数字になってくるわけだと思えます。見込みで10件やってたのにこういった形になった。これ増やすほうほうっていうな何かないんでしょうか。なぜ10件にならない。大きな理由なんかあればちょっとお聞かせ下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

4件も使わない理由ってということですか。そういう制度をこちらのほうで認識させるような動きもしてなかったことも悪いんではなかろうかなと思うんですけども、そのこういう制度もあるっていうことをやっぱり教える。そうすれば新たな形の中で買い手を呼び込むことができるというような制度を徹底的に教えなければならぬのではないのかなと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

資産の有効活用の観点から言えばですね、やはり登録して3万円もらってそのほかいろいろあるんですから、もう少しですね、宣伝うまくして登録拡大図っていただきたいなというふうに思います。

今年度、町長のこの町政要旨見た中でですね、この9ページのほうに地域おこし協力隊が空き家を利用した移住促進の支援という言葉あるんですけど、これ地域おこし協力隊も空き家を利用して移住促進するんでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今度、入ろうとしている駅前の蔵、そして住宅は空き家だったものですから、そういう形の中で取り上げたということです。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

ちょっとそれではあまりおもしろくないです。空き家を地域おこし協力隊が活用して住んでから利用したっていうふうなんでしょう、たとえばですね、これだったら空き家情報の発信だとかすんの

かなどが思ったんですけど、答弁ありますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

そこから空き家に対する情報発信もやっていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

よろしくお願いします。

地域おこし協力隊が出たのもう一つ。町長、答弁の中にコーディネストでしたっけ？ということもしたいというようなことでありましたけど、そのへんはどういったことなんでしょうか。もっと具体的に教えて下さい。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

コーディネーター、いろんなその大石田町の予算、いろんなその人物に対して、その人、相談した形の中で大石田の良さとかいろんなものをいうことがコーディネーターだと私自身は思っております。ネストは人ですからコーディネスト。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

わかりました。じゃ、そういったコーディネスターとして定住促進にもがんばってもらおうというようなことで理解させていただきました。

それでは、その定住対策のほうにいきたいと思います。これもですね、あの私も去年の議会だったと思うんですが、町民がですね、近隣市町村のホームページなんかを観て定住対策を見て、で、大石田町何もないんだと。他の市町村はあると。その中からピックアップして村山市に転出したというような事例、報告させていただきました。せめて近隣と同じような施策を打たないかというようなことを言わせていただいたんですけども、ようやく新年度より、新しい予算として定住対策が出てくると思います。上限100万ということですけど、たとえばこれ他と比べてどう思いられるか、町長、感想などありますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今年初めてなもんですから、もう少し華々しく花火を上げなくてはなんないのかなと思ったんですけども、最初がまず肝心で手堅くしたつもりであります。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

これもゆってみるとですね、やはり競争になりそうなところでありまして、競争だったら魅力ないところはどんどん埋没していくわけでもありまして、そのへんが悩ましいんですけども、たとえば、私が行政視察行った北陸なんかはこういった施策、一つやればもうどんどんやりますし、県も横か

ら側面支援でやってくれますし、100万どがついていうんじゃなく、もう260万ぐらいドーンと出るわけ
でして、そういった競争なんかを望んではいないんですけれども、んでもせめて近隣市町には合
わせなきゃなんないというふうに私は思っております。でないと、どんどんこの大石田埋没してい
くだけじゃないのかなというふうな気がしておりますので、そのへんも検討していただきたいというふ
うに思います。

齋藤議員が今日の山形新聞社さんのですね、村山市の事例で定住やってるというようなことあ
りましたけれども、今日付けの新聞にはですね、他にも遊佐町とかもですね、定住対策ずっとやっ
てきた。山形市なんかも新年度予算というふうなことで、他の自治体もどんどんこの定住対策やっ
ておりますんで、ぜひ大石田も負けないでっていうと変なんですけれども、見劣りしないレベルに
は引き上げていってほしいなというふうに思います。競争しても仕方ないんで、たとえば集中的に
これの世代っていうやつていきますと、たとえばあの子育て世代なんかは今この自治体もほしが
ってんのかな。少子化対策っていうのは悩ましいもんですし、子どもが多ければ活気もあるという
ふうな、そんな誰もわかるようなことでありますので、そういったところに手つけてる自治体たくさん
あります。もう一方ですね、あの地方移住という選択というこの新聞記事読んでちょっとご紹介させ
ていただきたいんですけど、子育て世代だけじゃなくてこのひとり親家庭の皆さん、どうぞわが町
にというようなことで新聞の出だし載っております。子育て世代はひとり親の方もいらっしゃるわけ
でして、その中の事例を言いますと、北海道の旭川から車で40分の幌加内町、これはあの当町と
同じそばで売ってる町なんですけど、ここの町内の特別養護老人ホームテルケアというところで、ひ
どり親向けの移住支援制度というものをはじめまして、中身は、中学校以下の子どもと同居する60
歳未満の町外在住者を対象としておりまして、介護サービス事業所で働くことを条件に月額17万
円の給与を保証、月3万円の養育補助費や20万円の支度金を出す。一定期間定住すれば奨励
金もあるというような補助メニューをやっております。そのほかにあと当町でも似たようなところなん
ですけど、町営住宅を紹介して医療費は中学校まで無料費というふうなところが当町ではいくらで
もやれるわけですね。この制度を取り入れた理由というのは、人口が減って子どもがいなくて地域
は活気に欠ける。移住支援で人を呼び込みたいという、この町の保健福祉課長の言葉なんか載
っております。

この幌加内の例になったのが、一昨年ですね、全国で先駆けでした島根県の浜田市、ここは
引っ越し費用に一時金30万円や月3万円の養育費を支給するということであります。福祉関係の
ところに就職してくれれば、それなりの所得と住居を提供するというふうなことでやっております。そ
の浜田市のモデルを参考に今年度からですね、各自治体いよいよ始めまして、長野県ではです
ね、製造業や小売業も就労条件に追加して、長く仕事をしてもらうために業種を広くしてひとり親
家庭の支援もやってるというふうなことです。

これと大体、これよりもちょっと先にこういったNPO法人立ち上がりました。母子家庭を支援す
るNPOリトルワンズというんですけれども、2011年に国土交通省の空き家対策のモデル事業とし
て、空き家に母子家庭が暮らせる仕組みを構築。母子家庭と住居問題2つを解決する全国唯一
の取り組みだというようなことで、このシングルマザー支援のNPO法人リトルワンズっていうんだそ
うですけども、自治体による移住支援のパンフレットが観光情報になっていることも多く、情報提
供が十分でない例も少なくないというふうに言っております。

全国いよいよ自分ところに合った、特化した自治体やっているなというふうに思うわけですが
も、その中で当町果たしてどうなのかなと。今、新聞記事読んで途中で町長の感想なんかあれば、
お聞かせいただければと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

いろんな全国町村の今、村形議員が調べた、調査した結果を報告受けましたけども、わが町もそれらのことを踏まえたうえで、今年1年考えたうえで勉強もし、今後そういう福祉行政をやっているかなければならないと痛切に感じました。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

このたとえば、この記事の中でデータで載っているのは、ひとり親が困っていることという、母子家庭で1位が家計で45%、2位仕事19%、3位住居13%。父子家庭でも家計、仕事とかっていうような順番なってますね、このやはりこの母子家庭と住居問題の2つを解決して、んで町づくりなんか取り組んでいただければ非常にこのいい町になるのかなと思いますので、少し考えてみていただければなというふうに思います。

先ほど齋藤議員もですね、駅前前の篤志家の土地の話をしました。町長の答弁ですと、1年間考えてやっていきたいということのようですが、6棟、若者向け定住住宅をつくるのかなとっすらそんな感じで聞いたんですが、実は私もあそこはですね、あの土地が空いたというようなときに、私の同級生が医者を開業するという時期でありまして、ぜひ大石田に開業してもらえないかというような働きかけをした覚えがあります。町長、その若者向けアパートとかアパマンとかっていうことですが、もっと幅広く考えていいのかなと思います。商業施設でもいいですし、医療施設でもいいですし、やはり町に賑わいを出す施設、たとえばですね、あの私も行政調査行くと若者向け定住住宅っていうのは結構あるんです。国交省の補助メニューにもあります。んだがらなんだってゆったら、なんかどごでもやってるような気がしますんで、この1年間かけてですね、住宅以外、もう少しないのかなとも思いますけど、そのへんの考え方、私から言われてでもいいんですけど、検討していただけないかなと切に思いますが、いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

先ほど齋藤議員の質問にもお答えしました。今回、村形議員の質問も同じような形でありましたけども、そういう意見を踏まえたうえで今年1年間じっくり職員の皆様方と考え方をやっていきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

あそこですね、最初町長も、たとえばこの町政要旨の中で若者住宅をやっていきたいというような、ゆってたと思うんですけど、いつの間にかその交流センターの話が出たとたんスパッとなくなりまして、何やってんのかというふうになりますんで、これは町でできないならたとえば民活でもいいんですよ、あの土地を無償提供していただいたんですから。もう有効利用すんのが私はもう政治的課題だと思いますので、しっかりやっていただければなというふうに思います。

人口問題にいきます。大石田町の総合振興計画、これ平成32年まであって、まち・ひと・しごと最近やってますけど、これ平成31年までやってる。これ私もですね、この中でこの見直し・検証つ

てやってんのか、毎年、毎年。やってんのか、どうですか。町長。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

町政要旨をする前に見直し的なことはやっております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

担当の職員さんからも聞いて、いやこれが指針なんでやってますっていうようなことは聞いたことがあるんですけども、んでも中身を見るとですね、あの本当にやってんのかなあどがつて思うところもありましてですね、たとえばこの移住・定住しやすい環境を整え、町内住む新しい人の流れをつくるというごどで、これ2014年に65人の社会人口減を平成31年にゼロ人に戻す、ゼロ人にしたいという目標を掲げているわけです。だから先ほど、改めて通告させていただいたんですけど、2015年、16年、17年の社会現象数出ますか。

あのない資料を用意していただいても仕方ないんで、これをですね、毎年どうなってんのかと、これやっぱり見ていくとそれなりの傾向生まれるわけですよ。社会減というのはこちらの資料の中にも数値出でますけど、毎年大体200人ぐらい転出していく。転入者の数が最近は年々減っている。130人ぐらいでさっきの65どがつていう数字になるんですけども、このなるべく転出者を減らして転入者を多くするというのがやはり社会減の足算、引き算でありまして、そこのこのまち・ひと・しごとの中では、いろいろなことはありますけど、CCRC、何回かこの議場で出でくる都市部の元気な高齢者を受け入れる施策、大石田ば日本版 CCRC から大石田版 CCRC までいろいろありますけど、これをやっていくというようなことをやってるわけです。これやり始めてですね、もう2年ぐらいなるのに、展開してってたとえば平成31年までになんのがど。ちょうどですね、議長が団塊の世代でいらっしゃるんで何歳がって聞いてみると67だそうです。団塊世代が後期高齢者になったら、ほんで都市部の元気な高齢者を受け入れて、やるんだったら今の元気なうちに起こしていただくような施策出していかなきゃなんないのかなと思いますけど、いかがでしょうか、町長そのへんは。どうなってますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

元気な高齢者受け入れ云々は、駅前のレインボーヒルズでそういう形の中で民間の活力でやっておりますけども、そういう形の成功例をありますし、それを見た形の中で今後やっていかなければならないんじゃないのかなと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

それに対して町もですね、CCRC を展開するんだったら、それなりの魅力的なメニューつくらなきゃならないと思うんです。たぶん何もやってないのが現状がないうふうに思いますんで、新年度予算出ますけども、補正などいくらだつて組めますんで、そういう部分もですね、今のうちにやんなかったら CCRC なんかほんな絵に描いた文字になるのに決まっていますから、しっかりやっていただければなというふうに思います。

先ほど、地方創生のアンケートで雪対策が当町の課題だということで、今年度より NPO を導入するというような答弁ありましたけれども、私も前に言ってるんですけど、やはり転出する方の本音の気持ちっていうのを私も聞いてみたいというようなことで、たとえば住民課の窓口で転出者に対して丸、バツの筆記形式のようなやつでもいいですから、なんで転出するんですかっていう理由を聞かなかったら、まちづくりに活かしていてやれないんじゃないかなというふうに言わせてもらったことあるんですけど、そういったところはいかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

そういうことはできるのか。簡単なアンケート用紙的な面、丸、バツぐらいのあれで。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

たとえば5択。大石田から離れる理由はなんですか。仕事・人・金・雪とか、そんなの丸付けでもらうような形でどうですかっていう話です。

1. 議長(芳賀清君)

窓口に置けないか。町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

考えてみます。できるかどうか、そういう点で。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

この地方創生のアンケートもですね、結局アンケートバフラッと渡しましたが、返ってきたのが何十パーセント、半分もいかないような割合でありまして、本音で書いてるのがどこまでいっか、つていうような見方も私するわけですよ。アンケートの質問も前やりましたけど。やはり町の課題を一番認識いらっしゃるのが転出されていかる方の気持ちだと思いますんで、そのへん、ちゃんと把握していただけるような施策お願いしたいというふうに思います。

で、このたとえば仕事で東京に行ってっていう方が高齢者になっていよいよ退職時期だ。んじや CCRC で大石田に帰ってくるというような見たてなんかもできるわけです。そういったですね、たとえば東京方面から町に帰ってくるような施策を打っていけば、また町の展開なんかも違うのかなとも思いますけれども、そういった首都圏大石田会の中でのそういった定住促進など、そういった話はやってらっしゃるんでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今の首都圏大石田会では、そういう話は残念ながらやっておられません。その中間層、今言った60歳前後の人たちを今役員として迎えて、そういう体制を整うべき形でやっております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

私もですね、そのせっかくその行くんだったら、そのたとえば私のおばさんも埼玉に2人いまし

て、60過ぎるような年になってくるんですけど、今も会うとですね、やはり大石田のこと好きなんです。やはり生まれ育った町っていう。それだけ愛着が感じているんで、そういった方をあなたとえば仕事定年ですってなったら、呼び込むような施策だってあったっていいのがなとも思いますけども、そういった考えはいかがですか。町長。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

そういうすべく努力は今のところしてませんので、残念ながらしてません。今後そういう形でやらなければならない面はたくさんあると思いますんで、がんばっていきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

結果がすべてなんで、まち・ひと・しごとだって平成31年には結果が出ますんで、丸、バツの。しっかり考え方、目標向かってがんばっていただければなというふうに思います。

その中で、この特効薬はないという、いろいろ何もしなくていいっていうわけじゃないですし、確かに特効薬はないです。んでもやっぱり一生懸命やんなきゃダメなんですから、しっかりお願いしたいと思います。その中で私も特効薬はない中で私も考えると、この町の基幹産業というのは、町長もあらゆる場面でいうんでしょうけれども、私は農業だと思います。その農業所得を増やすことがこの大石田町にとって社会減を抑える有効な手立てになると私は思います。先ほど新聞の中で幌加内町というふうにいいましたが、こちらはそばの町でありまして、年収1,000万、2,000万ぐらいのそば農家のごろごろいると。それぐらい人口は当町よりも少ないんですけども、そういった国の農政なんかの施策なんかもあって、帰ってくる後継ぎ、後継者なんかも増えているというふうなことであります。当町のことを考えれば米ではそんなにも思うんですけど、たとえばすいかとか、自然薯とかそのへんもうちょっと頑張ればですね、所得向上策っていうのはいくらかでもできるんじゃないかなと思うわけですね。このまち・ひと・しごとの中にも新規就農者を増やしたいというようなことでは数値目標ありますけど、私は別に新規就農者でなくても他からプロが来たっていいのかなとも思います。そうした中で、町の所得を上げる方法ですね、ほういったことを各機関とですね、連携しなきゃダメだと思うんですよ。その町民の所得を上げればやはり住みよい町っていうのになってきますから、ちなみにこれでその町の目標を言いますと、町外企業の付加価値額、これ平成24年57億9,000万円を31年度に60億、57億を60億。農産物販売金額18億8,000万を19億7,500万。ここまで拡大したいというふうに一応数値目標で出してるんですから、で、この農産物なんかは、でぎなくもない数字かなとも思います。そごであの昨日の補正予算の話なんかの話にもなってくるんですけど、農地ががんばる担い手からがんばっていただければ所得も増えるのがなとも思うんですけど。集積も2割の目標に対して1割にもならない。どういふごどなの、何やってるんだって言いだぐもなりますけど、こういった農業分野、テコ入れしていく考えについていかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

農業分野のテコ入れは、私自身もやらなければいけないと思って、農協関係者と一生懸命話しながらやっていきたいと思っておりますし、また、今年度は西部選果場も出来上がり、完成します

ので、そのへんのすいかの特産物など、そしてまた、新山寺すいかの売り込み、そして自然薯、いろんな関係をいろんな形で、私自身も先頭になって農産物を売っていく気持ちでありますので、そのへんをよろしくお願ひしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

私も農業政策がこのまちの近々の最重要課題なのかなというふうな思いでおりますので、ぜひがんばっていただきたいと思います。

その中でですね、あの6次産業化というような流れの中で全国的にやっておりました。当町でもやったんですけど、結局予算付けたのに使わなくて何も新産品が出たわけでもなく、使わない状態ていうような補正が出ましたけど、こういった点についてはどうですか。もっとやっていく考えとかお聞かせいただければと思いますけど。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

6次産業化については、そばを中心とした形の中の6次産業をやりました。アヲハタでもお粥系統をつくったり、そしてまた今度はそばコーヒーということで、駅前の新たな賑わい創出のお蔵でそばコーヒーをそれも6次産業化ということ。そしてまた、町としては昨日も話題になりましただんご屋さんも6次産業の最先たるものでありますし、米それからずんだとかいろんな分野が大石田町でつくられているものを使ってるというような話もお聞きました。そういう点で、6次産業化一つ、一つの個を見た場合に、大石田の6次産業、大石田の6次産業、またペそら漬けのナスにしても6次産業化はなってるのではないのかなというような気がします。でも、大きくこれだっていうものが名物にないもんですから、そういう点で今後6次産業化に向けて、もう一段とギアを上げなければならぬなと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

当町も6次産業化やってるほうかなあという町長の認識はわからなくもありません。ただ、予算あって使わないのはいかがなものかというような気がしますので、そのへんしっかりとした対応をお願ひしたいと思います。

この要旨の中にですね、農業政策、後継者や新規就農者の確保・育成に努めてまいりますというような要旨ありますけど、これ具体的にどういうふうにやっていくのか、お聞かせいただければなと思っておりますけど、いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

新規就農者の中にも女性もいますし、そしてまた最近商工会青年部なんかにも入る人も多いです。そういう点の中で、6次産業化を踏まえたうえで、農家形態、商工業者と一緒になった形の中での大石田の新たな産業を目指すということもいうこともやらなければならないのではないのかなと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

わかりました。もう一回、2015、16、17の社会減の数出ますか。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 吉 田 茂 君。

1. まちづくり推進課長(吉田茂君)

先ほどの町長の答弁の冒頭の中に、平成19年から28年度までの人口推移の総計ということで答弁をさせていただいたところであります。ちょっと逆になりますけども、2016年転入者は134名、転出者は246名でございます。2015年、平成27年は転入者は137名、転出者は208名でございます。2015年、平成26年は転入者が152名、転出者が217名でございます。2016年、15年、14年、14年が平成26年になります。これが転入者が152名、転出者が217名でございます。町長の答弁ではそれらを10年間総計してご報告をさせていただきました。

1. 議長(芳賀清君)

2番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

数字にバラツキはありますけれども、ひと頃よりはいい兆しも見えんのかなとも思いますので、ぜひこれは平成31年プラス、マイナスゼロになるような施策、自分で掲げた目標ですからしっかりやっていたくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

1. 議長(芳賀清君)

以上で、2番 村 形 昌 一 君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時55分再開いたします。

休 憩 午 後 2 時 45 分

再 開 午 後 2 時 55 分

1. 議長(芳賀清君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。6番 大山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

通告に沿って質問させていただきますが、答弁は簡潔に町長の考えをしっかりお答え下さい。

最初に、交流センター事業についてお伺いいたします。まず最初に、運営方法とイベント計画についてですが、管理部署も運営方法も決まっていなまま建設に着手してしまったわけですが、改めて運営方法と今後のイベント計画があればお伺いします。

次に、建設にあたり多額な借金をしているわけですが、起債の返済計画が明確に示されておりません。起債残高や起債制限比率等、町民にも丁寧に説明すべきと思いますが、町長の考えをお聞かせ下さい。また、今後の町の事業への影響はどうなるのかも伺いいたします。

それと、以前にも提案させていただいたことがあるのですが、こういった大型プロジェクト建設工事の適正化を図るため、技術者の雇用を考えてはいかがなものかと。町長のお考えをお聞かせ下さい。

次に、今後の流雪溝整備事業計画についてお伺いいたします。全町に流雪溝整備を目指して計画されて進めてきたものですが、鷹巣地区を含めまだ未整備地区があります。今後どうしていくのか、お考えをお聞かせ下さい。また、振興実施計画では、毎年除雪機械、整備計画が載っておりますが、今後も計画どおり進行していけるのかも伺いいたします。

最後に、間口除雪についてお伺いいたします。振興実施計画には小型ロータリの購入が載っており、歩道除雪をしていきたいとの説明も受けましたが、高齢者が住みよい町にするためにも、高齢者宅の間口除雪にも使用して、町長がいつもいう「こころ通う あたたかい町政」を目指してはいかがでしょうか。お考えをお伺いいたします。

答弁後、再質問させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

大石田町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

大山議員の質問にお答えいたします。

はじめに、町民交流センター関係ですが、町民交流センターはご案内のとおり、交流センター・子育て世代活動支援センター・保健センター・図書館及び社会福祉協議会を配置する複合施設であります。各施設の一般開放に係る時間等は、先の12月定例会にてお示したところですが、今般は、各施設の職員配置予定や維持管理について答弁いたします。

交流センターの使用調整や維持管理は、現在、福社会館に配備しております教育文化課・生涯学習グループがあたります。子育て世代活動支援センターは、保育士が常駐し子育て支援にあたります。図書館は、司書職員2名と臨時職員が図書館の運営にあたります。保健センターは、各種健診や健康講座等に供します。このように運営形態としては直営で一般開放に供しますが、維持管理として、エレベーターや自動ドアなどの構造的な点検は、専門業者に委託することとなります。併せて、自家用保安施設や消防施設の法的点検も業者委託となります。福社会館と異なる点として、空調設備や舞台機構の点検管理業務が新たに委託することとなります。これは、設備の安全性や操作性の観点から、専門的地域を有する、いわゆる有資格者に委託することとなります。このように、町職員と専門知識を有する有資格者が一体となって維持管理にあたります。

また、イベント等の開催計画については、町による自主事業によるものと誘致によるものを想定しております。自主事業としては教育委員会において、町民大学、音楽公演並びに演劇公演に190万円の開催委託料を予算化しております。また、本年度は入場料500円程度でオープン記念コンサートを開催する予定です。自主事業は限られた予算の中での企画となりますが、質の高い喜んでいただけるイベントを企画してまいります。

また、本年11月にはNHKラジオ公開番組の開催が決定しております。これは、出演料や旅費はNHKが負担し、町は会場の提供となります。来年度には、34市町村が加盟する奥の細道サミットが当町で開催されます。このように、各種団体が開催するイベントを積極的に誘致して、町民の皆さんに音楽や演芸など、無料で鑑賞していただく機会を設けていきたいと思っております。

福社会館の代替施設とはいえ、舞台装置や2階中会議室の映像機材などは近隣市町村にない設備を揃えております。それらの優位性を表に出しながら、自主事業、イベント有利に努めてまいりますので、特段のご指導をお願いいたします。

続きまして、交流センターの財源としている起債の件であります。町民交流センターの整備にあたっては、事業費充当の国の交付金のほかに財源として多額の起債を発行して対応しております。これは、議員がご心配されるように将来にわたって大きな借財を抱えることとなり、決して好ましいことではないとは認識しております。しかし、町民交流センターに限らず、町が発行する起債によって財政体質が立ち行かないようなことがあってはなりません。そのために、客観的な判断基準として、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率に代表されます財政指標があります。これらの財政指標は毎年の決算時に議員の皆様へ報告し、さらには広報誌をもって町民にもお知らせし、情報をオープンにしております。非常に専門的な指数ではありますが、少なくとも町の財政が危機的な状況ではないことをお伝えしております。また、借金と併せて貯金の残高についても公開しております。

今後の事業に対する影響についてですが、以前にもお答えいたしました。平成27年から29年の3年間で多額の起債を発行いたしますので、一時的には起債残高は増加いたしますが、平成11年度の80億円から15年で51億円まで減らしたように、今後、元金の返済はしっかり行ってまいります。

そして、振興実施計画に盛り込まれている事業計画に沿って健全財政を維持しながら、事業の具現を行ってまいりたいと考えております。

町職員について、技術職の採用についてのご質問ですが、現在、大石田町役場の職種としては大きく一般行政職と技術職が在籍しており、議員の言われる技術職については採用しておりません。

当町の職員は一般行政職員であっても、これまで専門知識を積極的に学び、共有しコンサルタント等を利用しながら、道路事業や流雪溝事業等多くの土木事業を行ってきております。これも設計につながる電算システムの進歩もありますが、職員同士の上下、横のつながりなど協力体制の賜物と感じております。そして補助事業にあつては会計検査など、専門的な事務検査にも対応してまいりました。しかし、これはやはり専門外でありますので、職員の負担は非常に大きいものがあると認識しており、技師職員の必要性については兼ねてから感じております。今後は、職員配置や担当事務のバランスなど総合的に考えていかなければならないと思っております。

次に、今後の流雪溝整備計画をどう考えるについてのご質問にお答えします。

近年の高齢化により、流雪溝が整備された地区においても、雪を捨てる作業ができない高齢者世帯が出てくるなど新たな社会問題が出てきておりますが、冬期間における流雪溝の効果は、今もって大きなものがあります。

このため、町においては「全町に流雪溝の整備を」を目標に、取水や水量そして流末の確保ができたところから整備ができたところから、整備をしていくことを方針として進めています。現在検討を進めていますのは、今宿・新町地区そして小菅地区であります。特に、今宿・新町地区においては、今年度、東北中央自動車道「大石田村山インターチェンジ」が一部開通することにより、大石田町への玄関口としての役割がさらに強まることとなりますので、このことを県に訴えながら、整備を早めるよう努力しているところであります。

流雪溝の未整備地区におきましては、一気に整備することはなかなかできませんが、一步一步着実に整備できるように進めてまいりたいと考えております。

また、今後の除雪機の整備につきましては、振興実施計画にありますとおり、毎年1台を更新していくこととしておりますが、大変高価なものでありますので修繕できるものは可能な限り修繕をして使用してまいります。また、除雪機械はあくまでも機械ですので、まだまだ使えると思っております。

突然使用できなくなったりすることも考えられますので、そのときは臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

また、小型ロータリでの間口除雪についてですが、現在、小型ロータリは大石田地区・横山地区、亀井田地区、3地区にそれぞれ1台配置し、歩道やせまい道路を中心に除雪をしているところでもあります。各地区に1台しかないために、除雪路線が広範囲に及び朝の通勤・通学の時間まで、現在担当している路線の除雪を終えるのが精いっぱい状態です。間口除雪については、新たな住民ニーズとして、どこの自治体でも試行錯誤している状況ですので、他の自治体の取り組みなども踏まえながら、当町に適した間口除雪のやり方を様々な人たちと話をしながら取り組んでいきたいと考えておりますので、ご指導とご理解をお願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、交流センターの運営方法についてであります。その運営方法は今までもいろいろ話を聞いておりますので、大体のところは理解しているところではあります。その中でイベント計画という形の中で、先ほど町長が言われたのは、それも大体お話を聞いているところです。一番問題にしたいのは、その中で先ほど町によるもの、これについてはいろいろなものをやりながら190万も予算を付けてやってくだよと。それはそれでいいのかなと。ただし、じゃあの350席という簡単にいうと中途半端なのかなあというようなあのホールを、どういうふうな形で利用していくつもりなのか。他にない舞台装置を付けたというふうになんかいばってらっしゃるような感じで聞こえますけども、それをんじゃ、どうやって使っていくのか。当然、業者の方に何かをするときにはお願いして、前にも話を聞いた方いますけど、職員が使えない間、間っていますかね、今の現状では使えない。それを業者委託をして使用していく。それにはまた、当然予算が絡んできてお金を支払いながらやっていく。んじゃ、あそこでイベントして、たとえばセンターとしての利用料等々決められてますけども、当然利益なんか上がってくるような問題ではないのかなと。そうした場合に、んじゃあそのホールを利用するときに、特にたとえば民間、あるいは興業主、そういった形の人があそこを利用することは本当にあるのか、どうか、そのへんの考え、なんか歌手を呼んできてこういうことも考えてますよっていうことがあるのか、どうか、ちょっとまず聞きたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今現在は、歌手を呼んで大掛かりな、歌手っていうかオープンに関しては、オープン時には歌手を呼んでやるという、500円ぐらいの会費で入場料を取りながらやるというのが決まっていますけども、そのほかに関しての大掛かりな歌手を呼んでということは、今のところ考えておりません。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

それはまあ、オープニングセレモニーっていう中でやるんでしょうから、それは町の予算で当然やっていく、それも当然、赤字の部分ですけど。あそのホールを果たしてんじゃ、誰が利用するんだろうと。あそこ平常ですね、今後オープニングを終わってオープンしてからの話であって、どう

いう人が利用していくのか。当然今まで福祉のつどいとかですね、保育園のなんかで使ったりとかそういったことには福祉会館も使っておりましたので、使っていくのだらうなと。ただ、それはもう町民にはなるべく無料でという形を言っておりますし、減免を、最終的には減免を許可するのは町長ですかね、センター長ですかね。そこもちょっとはっきりしていただきたいと思うんですけども。

まず、有効にというか、3億もかけた舞台装置をどういうふうにも有効に活用するような事業、行事をしていけるのか。今の段階で考えらるものがあつたらちょっとあげてもらいたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今現在、考えられているのが民謡研究会などで使用できるようなことは考えております。そのほかの件に関しては、あと幼稚園、保育園、学校関係なんかもそういう形の中で使えるのではなからうかなと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

そういうところで、その3億の舞台装置を使う必要がないわけですよ。逆に言ったら。じゃ、その3億をかけた舞台装置を使うようなイベントって、どういうことを考えてらっしゃるのかってことです。お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

今後、そういう設備があつて初めて使えるような、呼べるような歌手とか、いろんなこれからは検討していく必要もあるのではないのかなと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 6質問者(大山二郎君)

結局、まだ計画も考えもない。たとえば歌手云々、そういった興行主が借りようとした場合ですね、350席で果たしてそういったものが来るのか、どうか。単純に興行する場合に、使用料も200倍になったりとかって使用料も当然上がりますけど、350席で、んじゃ1万円のチケット売りますか。350万です。350万で果たしてそういう人が、興行主が来るのか、どうか、非常に疑問なんですね。今さら言ってもどうしようもないとはいう感じもあるんですけど。町長としてそういった方々来られると思われませんか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

近隣にない舞台装置なもんですから、そういう方々が来ると信じております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

信じてるってすごいいいことですね。信じて来れば一番いいことですけども、今のところ非常に難しい状況の中で、非常にすばらしいもの、つくり過ぎてしまったのかなという気はしてるんですが、

何とも言えない、とにかく有効利用をお願いしたいなど。

この間の村岡議員も話しておりましたが、やはり常に業者に委託するのではなくて、職員がやっぱりそういった資格を取るような形をもっていったほうがいいのかなど。以前も、結局スキー場の圧雪車もそうですよね。前はずっと委託してたんですけど、途中から職員のほうにその免許を取らせて圧雪車を運行させたという事例もありますので、できるだけいろんな資格取得の予算もあるようですし、活用して徐々にできるだけ経費節減の方向で運営をしていただければなというふうに思います。それは希望でしかありませんが。

次に、起債の返済計画等々を申し上げますが、こういった、今、町長は問題ないんだよというふうな簡単に言い方されます。事業説明のほうでも話聞いてたんですけど、この前も話しました。財源内訳を去年の9月にこうやって示していただきましたけども、数字がだいぶ変わってきてると思うんですね。特に29年度事業費というところも、29年度の予算なんか見るとかなり何千万も変わってきてます。そうすれば、国庫支出金から過疎債、緊防債、公共債、単独債ずっとありますけど、このへんもずっと変わってくんのかなど。最終的にじゃ、町の持ち出し金額ってどれぐらいになるものなのか。なかなかはっきりとしたところが目に見えてこない。いわゆる起債残高も増えてくると。その程度まで増えていくのか、そしてその起債をどうやって返済計画を立ててらっしゃるのか、そのへんがちょっと説明がほとんどない状態なので、これはやっぱり町民の方からいろいろな話聞くんですけども、当然言われることもあって、誰があの交流センターつくってけろってゆったっちゃうな意見もかなりあるんですね。30億もかけて。30億がだんだんと30億ですまなくなるんじゃないかと。来年度予算も考えると、果たして当然備品購入費まで含めていく形になってくると、これも来年度の話でまた聞かなきゃいけないんですけど、単純に当初予算の説明書見ても2億7,000万プラス備品購入費は5,600万ほどございます。これだけでも3億2,700万ぐらいいきますし、あと消耗品関係でも830万とかいろいろ出てきますので、当初9月で示された29年度、これでは1億9,200万しか載ってない。単純に考えても1億以上増えてくんなのかな。もう一回こういう詳しいやつをですね、説明を、今日でなくてもいいですけど、あとからちゃんと資料を揃えてですね、やっていただきたいなど。特に、財源内訳の中で国庫支出金はこれはわかります。100%。過疎債これも大体7割ぐらいはくるんだろうっていうのは皆さんわかる。緊防債、この緊防債がこの間の説明だと7割ぐらいくるっていう話ですかね。100%くるんですかね。これちょっとはっきりわかんない。私調べた段階では緊防債って大体通常3分の1、ちょっと有利で2分の1っていう感じなのかなと思うんだけど、もっと有利なものが出てきているのか、どうか。

あと、公共債に関しても、公共債っていうのは普通考えると自前で債権を発行してという形になるので、これが交付税算入、この間の説明で20%ぐらいですかね、なんか課長が言われたんですけども、なんでこれが算入なってくるのか、特に単独債の場合は当然10割。公共債もあって単独債もあって、なおかつ振興資金、これはもう本来、県のほうに泣きついてとにかく金貸してくれというふうな代物って言いますかね、ここまで使って交流センターを第一に考えてらっしゃる。前にも申し上げたとおり、建ててるものにもう反対はしませんけども、とにかく金のかけ過ぎはいかんじゃないのかなど。ひとつ聞きたいのは町長、今まで皆さん、議会の皆さいろんな一般質問をして、こういうことをしたらいいんじゃないですか、これは必要でしょうっていうようなもの、考えていきます。検討していきます。この交流センターをやってるがために、そういった事業ができなくなってくるんじゃないかなっていう心配をしているわけです。振興計画に則ってこうやっていくから大丈夫だよと言われても、以前も当然、先ほど言いましたよね、なんか平成11年ですか81億、確か最高で86億ぐらいまであったような気がするんですけど。そのころだともう何もできないと、経常経費も9

8%ぐらいでしたかね、ぐらいまでいった時期もあって、何を言われても何もできない、振ってもチャリンともいわないっていうふうな現状もありました。そういったのに少しずつ、なんかかなり近づいてきているのかなど。いろんな要望があっても今までも予算がないから、予算がないからっていうふうになかなか要望に応じてこなかったのが、ますますいやもう何もできませんもう言うしかないような状態に陥ってくるんじゃないのかな。その見通しは町長どう思ってるんでしょう。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

町民のすべての要望っていうのは受け入れられるかもしれませんが、私自身、交流センターを立ち上げ、完成間近に迫っているわけですけども、いろんななんて言うんですか、町民に不満を与えないような町政の中での交流センターを立ち上げたつもりでいますので、今後とも要望活動、いろんなことに踏まえたうえで、気持ちの負担もかけないような形の中で町政をやりたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

あの単純にお聞きしたいと思います。たとえば、町民から除雪をしてほしい、あるいは町にとっても以前から申し上げて消防分署に関しても町民の生命、財産を守るそういった施設、そういった町民要望が出てきていることと、交流センターを建てること、単純にですよ、どちらが大事だと思われませんか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

町民の要望に対する答えに関しては、すべてが大切だと思っております。どちらが大切で、どちらが云々ということとは言えないと思います。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

逃げますねえ、そうやって。交流センター、町民の総意で建ててるふうに聞こえますけど、そうは言えないような。やっぱりあの一番困ってる方を助けてくっていうのは、当然行政一体としては一番大事なことはないのかなど。先ほどの村形議員もそれから齋藤議員の中でも、たとえば町外に行くような転出者、あるいはアンケートの中でも除雪のサービスをもっとしてほしいというのが一番多い、克雪対策だと思うというふうな話あります。これがあとまで続いてくので、それがやっぱり当町にとって、ですから流雪溝工事もずっと進めてきて克雪というものを目指してきているわけであって、交流センターでそれが解消するわけでも当然ないという状況になりますので、できるだけ、これから交流センター4,400万ずつですか、来年度、再来年度ですかね、からの振興実施計画にも書いてますけど、今回は3,700万ぐらいでしたかね、そのお金自体でもすね、どれだけのお金かっていう、前も申し上げただけど、お金の価値っていうのは商工会長もやれてきた方なんでわかると思うんですけども、あまりにもそちらのほうに肩入れし過ぎてるのかなど。本当の町民の困ってる要望に対して、今一つあたたかい政治ができてないのかなというふうに私は思うんですが、ずっと言ってもしょうがないので、その起債の計画とかいろんな数字、今までも示してきまし

たって言いますけど、もうちょっとちゃんと丁寧に今後の返済方法とかですね、そういった町民が不安にならないような形の説明をですね、しっかりとしていくべきだと思いますけども、いかがですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

4月に町民に示す機会がありますので、その時点まできちっとした回答をしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

できればぜひ、その前に議会にもちゃんと示していただければなというふうに思います。

時間が限られておりますので、流雪溝のほうにまいりたいと思います。流雪溝計画については、未整備地区、まだ鷹巣も全部終わってない状況、それから小菅と先ほど今宿・新町、小菅等の話もあげていただきました。そんなかでやっぱり取水口と流末が決まり次第って、これが一番難しい、流雪溝整備に関しては難しいということで、結局これも交流センターにつぎ込んだお金のお陰で、果たしてどこまでちゃんとできていくのかなというのを心配するのは当たり前なのかなと思うんですね。今回の全協(全員協議会)の中でもちょっと話させていただいて、町長がいなかったのもう一回課長さんたちには同じことを聞く羽目になるかと思いますが、鷹巣地区の流雪溝整備に関して、たとえで言えば9,756万4,000円の予算額があって、一般財源は356万4,000円だったと。国庫支出金が5,400万、地方債としては4,000万見込んでましたよと。途中で補正して変な課長も好ましくないというような表現をされましたけど、一般財源がマイナス予算になってしまうような予算立てってのはちょっと変な感じ。そして国庫支出金が思ったようにこなかったということの中で、予算額、国庫支出金、地方債とも一般財源も全部補正を12月されてですね、現段階で鷹巣地区の流雪溝の関係でいけば、予算の中身だけを見ればですね、国が大体22%、町で支出するのが78%と、かなり多額な予算をつぎ込まざるを得ないという状況にもなっていたわけです。こういった状況を見ると、予算をどういうふうに執行していくか、最終予算執行権は町長にありますので、このへんどういうふうに思われます？ 順調にこれが運んでいくもんだと、いきたいという希望があるかもしれませんが、どうですか、どういうふうに考えられますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

鷹巣地区のことに関してですか。

(大山議員:「今のは鷹巣地区のことを例に出したけど、今後のこういった状況の中で一般財源がいっぱい使われてきそうだよというふうな段階で、今後のたとえば新町・今宿、小菅とかまだ未整備地区に関してどういうふうに思われますか。」)

県からのお金の件にかかわるものですから、県との話し合いの中でいかに、町として有利な予算をもらえるかっていう形、交付されるかというようなことを考えながら県と話し合いをやっていきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

んじゃ、もっと具体的に言います。もう一つ、除雪機械を毎年買っていきますにや。振興計画の中でも毎年のようにこれから29年、来年度はドーザ14トン契約ですから、30年がロータリの1.3、それから31年がドーザ11トン、32年はロータリ1.3、33年もロータリ2.2と順次買って行く形になるんですが、んじゃ、今年のドーザを1台更新してます。どうやって買ったかとかそういった内容は町長、理解してます。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

それは、各課の担当課にお任せして話を聞いただけです。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

んだと、財政の中身、わからないということによろしいですか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

一つ、一つの財政の中身はわかっておりません。でも、部下を信頼しきちっとした決裁は私自身が行っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

んじゃ、一つの例です。今回の除雪機械の整備事業で予算が3,446万、国交が1,280万、地方債で2,120万、その他300、一般財源360という予算を立てました。しかし、先ほど言ったように、国への申請等やったけどもなかなか来なかった。十分なものがこなかった。そのために、予算額としては12月補正で1,886万7,000円を減額、国庫支出金に関してはゼロにしてるんですね。地方債が590万をマイナスして、一般財源も163万円マイナスして予算額としては1,579万3,000円にしました。5月11日、1,569万3,000円で発注をしています。当然、冬までに間に合うようにと早目に発注をする。それはそうでしょう。ただし、結局国庫支出金がここではゼロにしてるんですね。単独で買ってるというような意味合いです。これ町長わかりますよねっす。こういった単独で買っていくかざるを得ないような状況に、今なってるのが現状で、今後、先ほど、これからまた買っていく除雪機械、更新していく除雪機械、順調にいくというふうに思われるのか。また、こういったことがちゃんと理解をしてしょうがないというふうに決裁をされているのか、どうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

細かいそういう点に関しては、私自身は理解されませんが、職員を信頼し、また町政というものを考えながらやっていくのが首長の仕事だと思っておりますので、それで十分だと私自身は思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

職員の方を信じる、それは大変いいことだと思いますよ。んじゃ、あのこの間は本会議ではなかったんで、ぜひちょっと残すためという大変申し訳ないけども、総務課長、この間の件。鷹巣地区のやり方。もう一回本来はっていう形でどういうふうに思われるのか。マイナス予算にしながら、最終的には帳尻合わせる。それはいいです。そのやり方自体はどうだったのかということ、もう一回、同じこと、この間おっしゃったことと同じことでもいいですから言ってもらえますか。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

鷹巣地区の流雪溝整備において、交付金と起債をできるだけ多く得ようとしたがための途中経過において、予算額を多く置いたと。結果的に一般財源が△になったという経過ですけれども、それは、一つの鷹巣地区の事業だけ見ればそういうことは当然あり得るかと思っております。本来そんなことが地方の公共団体がすることがなくて、国庫金もくる、起債も十分にあてがわれるのであれば全然問題ないんです。いわゆるうすまきなもんですから、我々はいかにその財源を獲得するかというふうな工作の中でそういうふうなことが起きたと考えてますので、本来はあるべきではないのでしょけれども、今現在、予算の獲得合戦にあらゆる自治体やってますので、そういう方向でやる一定の一過性の中でそういう事態が生じたいということがあろうかと思います。ただ、前も申し上げましたけれども、役場の予算全体においてそういうふうなことがあったのではなくて、極めて小さな部分の予算の配分がそういう現象が起きたということです、それはご理解いただきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

役場全体から見ると小さな一つの事業、よくテレビドラマで事件は大きいも小さいもないというふうなことが言われますけど、予算は予算として一つずつが積み上がって全体の予算になるわけですから、本来はあってはならないことを、それをやられてなんとかしている。んでも、そういうことをいうんですね、事前に内示が当然あるわけですよ。4月、前の年に10月ぐらいに要望して、4月ぐらいに大体内示がくる。全体像のたとえば1億の今回は内示が来ました。2億出しても1億しかこなかった。それが4月段階でわかる。それに合わせて事業計画をもう一回申請を出してやって、その許可が実際に下りてくんのが大体この間も5月か6月って言いましたよね。その段階でそのこれぐらいしかこないんだから、事業計画ってこれぐらいしかならないんじゃないかっていうのがわかるはずなんですよね。だとすれば、地方債増やすのはいいですよ。なんで一般財源を減らす必要があるのか。足りない分を地方債でんじゃ補ったんですっていうだけでいいでしょう。本来は。結局は。ただそれが最後にまた12月補正でその地方債増やした分をなくしちゃって、また一般財源をその分増やしてるっていう状況。もともとする必要がなかったんじゃないかなっていうふう思うわけですよ。

1. 議長(芳賀清君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

一般財源を増やす、減らすっていうのではなくて、事業費に対して交付金、起債を充てこんだ残りが一般財源という意味であります。交流センターの不用額を余剰金を集めてまた年明けてから増やしたということになりますけれども、我々としては前にも申し上げましたように、県内で余るとこ

らないか、予算的にドンと構えておいて追加配分ないかと待ってるわけですね。結果的にはなかったのですが、なので、12月までは予算を下ろさないで広げていると。それに対しまして今度、起債のほうの要望はこなかったためのために満額をいただくために請求する。結果的に差引一般財源が△になった。そういうことなので、我々の責務はいかにその有効な財源を得るかということでございますので、その経過であるというふうにお考えいただきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

私は理解していますよ。ある程度ね、そのへんは。ただ、こういった、これ外部監査とかなんか入ったらどうなるんですかね。こういうこと認められるっていう形思われますか。ちょっと不適切なやり方だなというふうに指摘されることではあるかと思えます。こういったことを逆に単純に言えば、職員がなんとかして予算を獲得しながら事業を遂行したいと思ってるんじゃないから、町長がそういったことを結局はやらせてるってことですよ。無理な予算立て云々ということもあるんじゃないけど、こういったことは当然やってほしくないし、またこういったことがあったとしても、我々は結局なんにも知らされてない、議会には。予算のやり方云々というのは、最初の予算、それから途中の補正、そして最終的にこうでしたよっていうしか言われませんので、ここまで詳しくは当然説明もされてない。予算書を見ても、たとえば工事請負費ボーンとして、一本でボーンと出てくる、この中身はなんなんだっていうのは一切わかんないね、ほとんど。だから、本来であれば、前もだいぶ前にも予算書の書き方どうしたいかって話をしたことあるんだけど、できるだけ各課長さん一生懸命細かく書いてるようなやつもあるんですけど、じゃ、その工事請負費の内容は何と何と何だっていうのがわからないと、我々はそこから推察ができない。何々入ってるのかわかんないような状況。ただ、口頭でバババーって言われてもすぐに言われても書きとれない場合もあるし、できるだけ細かい内容の予算書もつくっていただければなど。これは要望にもなりますけど、お願いしたいと思います。

時間ないので、最後に小型ロータリの間口除雪についてお伺いします。

これは、いろんな形で今までも提案なりいろいろさせていただきました。くしくもこの内容、一般質問の用紙を提出した後、山形新聞に間口除雪についてっていうシリーズがこうずーっと掲載されてました。町長、これ読みました？どう思われました？

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

読みました。読ませていただきました。いろんな方式もあるし、いろんな各市町村で悩みも共有している部分もあるがあるなということを感じました。その点、まずは大石田のやり方は大石田のやり方で当然良かったなと自分自身で思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

そこで、いつも提案型と言ってますので、時間がなくなるので、この間口除雪についてちょっとご提案させていただきたいな。今あの NPO 法人町でも立ち上げられて活動ようやくできてるわけですが、この新聞記事の中でも町から助成金約200万円を使って赤字を埋めている現状があると。来年度も250万の予算を置きながらですね、支援をしていくという形を取ってるようです。

んじゃ、ですね、あの今町の中でどの程度補助金、いわゆる大石田町の一人暮らしの高齢者等除雪費助成金というのは出してるわけですけど、どの程度使っているのかなというふうに調べさせていただいたんですが、使ってるしゃる方、27年度の感覚でいくと114世帯あります。411万ぐらいのお金を出している。また、課税世帯にも17世帯ぐらい17万出して、合計では428万127円を支出しております。この数字っていうのはですね、どれぐらい、何をしたのかなっていうのがはっきりわかってないので、雪下ろしに使ったのか、周りの除雪を頼んだのか、そこまで詳しくはわかってないんですけども、来年度の予算でも439万1,000円を計上しておりますですね、この世帯で間に合うのかどうかよくわからないんですけど、できるのかなと。そうしたときに、間口除雪を考えたときなんですが、NPO 法人で今1時間当たり大体機械除雪高いほうで3,600円。30分だと大体1,900円ぐらい、高いほう、1,800円、1,900円かかっていますね。そうすると、来年度予算の439万円でどれぐらいのものかかっていったら、1時間で換算すると1219時間、結局1219回1時間の除雪だったら、できますよと。30分だったらその倍、2438回できるわけですね。そして、これを単純にいくとですね、件数でいくと30分大体122件分ぐらいに相当するんです。別なやり方でいくんですけど、単純に非課税世帯114世帯が雪下ろし1回、大体2人を頼んで1回した場合、114世帯だと342万円かかります。間口除雪、大体でですね、平均で前出したことあるんですけど20回ぐらいかなと、1シーズン。多いとき、少ないときもあるんでしょうけど、平均でいくと大体それぐらい。その間口除雪ですから、機械でバーンとやったりすると30分ぐらいでまずはできる可能性もあると。そういった場合に114世帯で1,900円にすると433万2,000円済む。そうすると、775万2,000円あれば間口除雪もある程度去年利用した114世帯の分は賄えるのかなと。差引すると336万1,000円あると間口除雪も20回、雪下ろしも1回はできる計算にはなるんです。来年度のもっとすれば、NPO 法人250万円補助を出すということであれば、それをまた含めていくと、残り86万1,000円ぐらいあれば NPO 法人すべてそこをしてもらう、雪下ろしはしないのでまた別なんですけど、かなりできるのかなと。これぐらいの金額、最低あとんじゃ多く見積ったら400万あればかなりの間口除雪が可能になってくるんですけど、このへんいかがですか。町長。この金額を聞いて。これだったらできそうだなというふうに思いませんか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今年から NPO 法人が立ち上がりまして、そういう間口除雪というようなことに初めて町で取り組んだわけですので、今の大山議員の詳細にわたる間口除雪云々に関しての、数字的なものも踏まえたうえで検討させていただかなければならないと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 質問者(大山二郎君)

それからですね、今 NPO 法人の話ばかりでしたが、当然あの NPO 法人だけでなくですね、先ほど誰だか言われましたけど、個人的にやってらっしゃる方も結構いらっしゃるんですよ。小さい事業所でユンボ持ったりなんかそういう人もおりまして、今までも道路除雪に関しては、道路維持管理組合にすべて任せてしまっていると。なんで我々にやらしてくれないんだと。んじゃ、そこに入ったらいいんじゃないかっていう話が答弁がきた。いや、だって入れないもんっていうな、すごいあのそういった方々からの不満とかね、そういうのもあるわけです。そうすれば、その今回も NPO だけにんじゃ、機械もすべて町で提供しますよ、ほかに250万も補助出しますよ

て、なんでそこにばかりっていう不満また出てくるような気がするんですね。ですから、よりあの広くそういった道路除雪にまで関われないような人たち、その人たちもとにかく拾ってですね、拾ってっていうか集まってもらって、NPO と一緒になって間口除雪をどういふふうにわりふりしてやっていけるかっていうことを、当然考えていってもいいと思うんですね。このあの新聞報道でかなりいろんなどころの地区載ってますよね。これ読まれたっていうんだったらわかるでしょうけど、いろんな施策をしてるわけです。試行錯誤しながらですね。尾花沢なんかだいぶ前からやってらっしゃって、ようやくいろんな形で今度はもっと町外にまでいろんな形でこうその情報発信していきたいというところまでやってるわけですよ。やっぱり、さっきの人口減の話も全部関わってきて、雪に強い町、住んで良かったって思えるような町をつくるためには、そういったことは不可欠。そのために流雪溝だってやってきてるわけだし、除雪にも力を入れてずっとやってきているわけですので、そこだけはぜひ考えてやっていただきたいなど。どうやったらその間口除雪を、今までも何回も何人もやってきましたからね。「検討します。」「考えます。」だけじゃなくて、具体的にアクションを起こしていけないと、ほかの地域からどんどん、どんどん取り残されていくのが大石田町なのかなというふうに思いますので、そのへんどうですかね。町長。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今年のロータリ間口除雪に関しては初めて立ち上げたものですから、そのへんの反省を踏まえたうえで、今後とも検討しないとしなければならないと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

アクション起こしていきますって言えませんか。検討しますじゃなくて、考えますじゃなくて、もっとはっきりとした。

1. 議長(芳賀清君)

どうですか、町長。町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

検討という言葉でないように答えてくれということなんで、そのアクションを起こすようなことまでやっていきたいと思っております。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

アクション起こしたいと言ったので、ぜひこれはずっと見ていかないとやっぱりやってもらえないのかなど。今までたくさん議員の方もいろんな形でやってきましたので、ぜひ「考える」「検討する」っていう心だけの話じゃなくて、ちゃんとこういうことをこの間の議会で言われたことはこうやって今やっていってますというような、次の議会の中のたとえば行政報告の中にも、そういった事例をちゃんと出して報告をしていただければなというふうに思います。

最後に、もう一つあの一般質問には関係するんですけど、要望事項お願いしたいんですが、前からあのこういう一般質問をもっと円滑にもっと効率よく活発にするために、我々議会としても議長をはじめ町長には答弁書の事前配布をお願いしたいというふうな話をしてたんですが、実際、町長いかがですか。事前配布をしてもいいよという考えはございませんか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

この前もお話がありましたけども、今のところはまだ考えておりません。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

いや、ぜひ考えてもらいたいですね。我々の質問もやっぱり、この場で答弁いただいたことをもう事細かくチェックできませんし、より深く町民のためにここの場があるわけですから、それをより円滑に議論を深めるためにはそれが必要だと我々は思うので、ぜひ検討じゃなくてアクションを起こしてやる方向で考えますという一言、最後をお願いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

それに関しては、本当にまだ検討の段階だと思います。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 質問者(大山二郎君)

んじゃ、最後に。ぜひ実現するようにお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

以上で、6番 大 山 二 郎 君の質問を終わります。

これをもって、町政一般に関する質問を終結いたします。

本日の会議は、これをもって散会といたします。ご苦勞様でした。

散 会 午 後 3 時 54 分

第12日目 平成29年3月14日(火) 本会議 午後2時00分 開議

1. 議長(芳賀清君)

本日の会議を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

ここで、本日の議事日程について議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 齋藤 公一 君。

1. 議会運営委員会委員長(齋藤公一君)

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る3月3日開会されました、本年第1回定例会の議事運営等につきましては、皆様方のご協力をいただき、日程どおり進めてきたところであり感謝申し上げます。

さて、本日追加提案されます案件1件にかかる議事運営について、昨日、議会運営委員会を開催し協議した結果、皆様のお手元に配布している議事日程のとおり、本日の議事日程第9号に追加して会議を進めることに決定をみた次第であります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり、会議を進めて下さるようお願い申し上げます。

平成29年3月14日 大石田町議会運営委員会委員長 齋藤 公一。

1. 議長(芳賀清君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日の議事日程に日程を追加することにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に日程を追加することに決定しました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

日程第1. 議案第9号から日程第7. 議案第15号まで、以上7件を一括して議題といたします。予算特別委員会委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員会委員長 遠藤 宏司 君。

1. 予算特別委員会委員長(遠藤宏司君)

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、大石田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記 事件の番号 件名で報告いたします。

議案第 9 号 平成29年度大石田町一般会計予算

議案第 10 号 平成29年度大石田町国民健康保険特別会計予算

議案第 11 号 平成29年度大石田町次年子簡易水道特別会計予算

議案第 12 号 平成29年度大石田町学校給食事業特別会計予算

議案第 13 号 平成29年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 14 号 平成29年度大石田町介護保険特別会計予算

議案第 15 号 平成29年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算

審査の結果

平成29年第1回定例会本会議から付託された、議案第9号から議案第15号まで、以上7件について、去る3月9日、10日及び13日に課別審査、並びに本日総括審査を行い関係する職員の出席を求め説明を受け慎重に審査いたしました。

審査結果は、議案第9号から議案第15号までの各会計予算について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

平成29年3月14日 大石田町議会議長 芳賀 清 殿

大石田町議会予算特別委員会委員長 遠藤 宏 司

1. 議長(芳賀清君)

ただ今の予算特別委員会委員長よりの報告は、7件とも原案のとおり可決すべきものとするものであります。これにご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。ただちに採決に入ります。

これより、議案第9号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第9号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第9号「平成29年度大石田町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第10号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第10号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。

よって、議案第10号「平成29年度大石田町国民健康保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第11号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第11号「平成29年度大石田町次子簡易水道特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第12号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第12号「平成29年度大石田町学校給食事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第13号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第13号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第13号「平成29年度大石田町農業集落排水事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第14号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第14号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第14号「平成29年度大石田町介護保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第15号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第15号は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第15号「平成29年度大石田町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、審査を付託しております請願の審査を行います。

日程第8. 請願第1号を議題といたします。厚生産建常任委員長より審査の結果について報告を求めます。厚生産建常任委員会委員長 小玉 勇 君。

1. 厚生産建常任委員会委員長(小玉勇君)

委員会の審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので大石田町会議規則第77

条の規定により報告します。

記、事件の番号、件名。

請願第1号 共生社会の実現に向けた障がい者差別解消条例の制定を求める請願
審査の結果

平成29年第1回定例会から付託を受けた請願第1号について審査するため、3月7日役場庁議室において本委員会を開催し、関係する職員の出席を求め詳細な説明を受け慎重に審査いたしました。

その結果、請願第1号は願意妥当と認め採択すべきものと決定いたしました。

平成29年3月14日 大石田町議会議長 芳賀 清 殿。

大石田町議会厚生産建常任委員会委員長 小 玉 勇。

1. 議長(芳賀清君)

請願第1号「共生社会の実現に向けた障がい者差別解消条例の制定を求める請願」を議題といたします。

ただ今、委員長より報告がありましたが、これに質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

ただちに採決に入ります。採決は起立により行います。お諮りいたします。請願第1号は委員長報告のとおり採択すると決定するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、日程第9. 議員派遣の件を議題といたします。議員派遣の件については、大石田町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しております別紙のとおり派遣することにしたいと思います。これに議異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。お諮りいたします。議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決定しました。

次に、追加議事日程の1. によってするめてまいります。議案の上程であります。

日程第1. 議案第36号を議題として上程いたします。

日程第2. 上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

先ほど、議会運営委員長から報告なされましたとおり、追加議案をお願いいたします。

議案第36号 町道上北原線外凍雪害防止(流雪溝)工事変更請負契約の締結についてであります。

現在、工事を進めております町道上北原線外凍雪害防止(流雪溝)工事について、設計変更により契約金額が5,000万円以上となりましたので、地方自治法及び町条例で規定する議会に付すべき金額であるため提案するものです。

また、詳細については担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 二 藤 部 康 暢 君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)

補足させていただきます。追加議案書をご覧ください。

議案第36号「町道上北原線凍雪害防止(流雪溝)工事変更請負契約の締結について」であります。

契約の目的であります、町道上北原線外凍雪害防止工事であります。契約金額については、5,279万9,040円であります。契約の相手方、大石田町の株式会社佐々木建設になっております。

これにつきましては、昨年6月30日に契約を締結いたしましたものであります。現地の施工が県道工事と連携して行っている関係上、今般、県の増工事に伴いまして町でも増工事となったものであります。

結果的に、当初の契約額は4,752万円ということで議会の議決を要する金額まで達しておりませんが、今回の変更額が記載のとおり、5,000万を超えたために、自治法及び町の条例により提案するものであります。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

以上をもって、上程議案について町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明を終わります。ただちに、議案の審議を行います。

日程第3. 議案第36号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

この事業に関しまして、あの先ほど課長が言った6月30日に4,752万で発注されておりますが、進捗状況のほうで見ますと4,424万5,440円と、変更があったんだろうということですが、それで、補正予算のところでは第2号の補正予算の第2号において、繰越明許をもうしております。これに関しては1,583万円をこの間の審議でも採決しておりますので、ここの整合性どういふふうに考えたらいいか。当初予算としては予算額が5,584万というふうに訂正、補正をして減らしておりますので、予算額に対しては問題はないのかなと思うんですが、この、繰越明許も可決1回してしまってる段階でのこういう変更でっていうのは、この整合性はどういふふうになっているのか、その説明だけお願いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

事務的な内容ですので建設課長答弁して下さい。建設課長 間宮実君。

1. 建設課長(間宮実君)

当初ですね、6月30日で4,752万円の契約でございました。その後ですね、変更契約をさせていただいております。課別審査のときにも申し上げましたけれども、工事の途中において地下埋設物に支障物件がございましたので、すべての工事ができなかつたと、できないという事態が発生しましたので、その工事の部分を減額をいたしまして、減額したのは約320万ほどでございますが、その分を減額しての変更契約をさせていただきました。その結果、今年度については4,424万5,440円という形で現在の契約額になってございます。で、来年度ですね、年度を越しましてですね、また工事をやる、再開するわけなんですけれども、今年度できなかった工事の部分と合わせて、その散水消雪施設ですね、それをいったん取り壊さないといふことでその部分が増工事になってございます。その分を今回、補正予算でお願いをしたわけですが、送水管が布設替できなかった部分と併せてその新しく増工事消雪施設を取り壊して、また再設置をするという工事を併せて年度を越してからやるというようなことになってございます。そんなことで、今回5,000万を超える契約になってしまったという経過でございます。

それから、繰越事業との関係ということなんですけれども、補正予算もする段階で予算全体がですね、その5,000万を超えるというようなことで、年度内完成はもう無理だということがわかってましたので、繰越事業として載せさせていただいてそれをご承認いただきたいというようなことで取り扱いをさせていただいたというようなことでございます。

それと、改めてこの契約の承認については、これはまたこの規程に基づいての承認でございますので、それとそれとはそれぞれ承認を必要とするものでございますので、させていただいているというようなことでございます。

1. 議長(芳賀清君)

6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

大体、理解いたしました。結局は議決要件なので、これは議決要件としてここに出して、工事は来年度になるけどそれも繰越明許の中に入ってる部分という形で工事を進めてくってということで理解していいわけですね。予算としてはね、そういうことですね。

1. 議長(芳賀清君)

建設課長 間宮実君。

1. 建設課長(間宮実君)

そのとおりです。繰越明許については翌年度使うための予算の繰越を承認いただいたというようなことでございまして、今回の議決は現在仮契約中でありますので、この契約のご承認をいただければ本契約の契約を結べるというようなことで、それぞれ別々の手続きになるかと思えます。よろしく願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第36号「町道上北原線外凍雪害防止(流雪溝)工事変更請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、平成29年第1回定例会の全日程を終了いたしました。町長より発言を求められておりますのでこれを許します。大石田町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

第1回町議会定例会の閉会にあたり、一言御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、長い日程の中で慎重かつ鋭意にご審議いただき、全議案いずれも原案どおりご可決・ご同意をいただき、誠にありがとうございました。

ご可決いただきました各案件については、早速町政に反映してまいります。

町の地方創生の実現に向け、各分野において全力で取り組んでまいりますので、これまで以上に議員各位、関係各位のご理解とご指導をよろしくお願い申し上げます。

また、町民交流センター「虹のプラザ」の工事も順調に進んでおり、8月23日には完成式典・祝賀会を予定しておりますので、議員各位におかれましては日程調整のほど、よろしくお願いいたします。

議員の皆様は改めてお願いを申し上げます。

まず、年度末の会計処理のために必要な各会計の予算補正については、専決処分にて処理させていただきたくお願いをいたします。

また、今後の国や県の動静にもよりますが、税条例など法令等の改正に伴って改正を要する条例も予想されます。その際にも専決対応とさせていただきますので、重ねてお願いをいたします。

議員の皆様には長い期間本当にありがとうございました。

1. 議長(芳賀清君)

これをもって、平成29年第1回大石田町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午後 2 時 48 分